

令和6年3月愛荘町議会定例会会議録

令和6年3月7日（木）午前9時00分開議

議 事 日 程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 同意第 1号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 同意第 2号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 同意第 3号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 同意第 4号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 同意第 5号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第 1号 愛荘町職員の給与に関する条例および愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 2号 愛荘町役場庁舎統合に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 9 議案第 3号 愛荘町支所設置条例
- 日程第10 議案第 4号 愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 5号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 6号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 7号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第 8号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第 9号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第10号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第17 議案第11号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第18 議案第12号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第19 議案第13号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第14号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第21 議案第15号 令和5年度愛荘町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第16号 令和6年度愛荘町一般会計予算
- 日程第23 議案第17号 令和6年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
- 日程第24 議案第18号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第19号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第26 議案第20号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第21号 令和6年度愛荘町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1

出席議員(14名)

1番 久保田 正利 君	2番 小 菅 久 宣 君
3番 中 川 喜代和 君	4番 澤 田 源 宏 君
5番 森 野 隆 君	6番 村 田 定 君
7番 上 田 太 治 君	8番 高 橋 正 夫 君
9番 外 川 善 正 君	10番 河 村 善 一 君
11番 瀧 すみ江 君	12番 竹 中 秀 夫 君
13番 辰 己 保 君	14番 村 西 作 雄 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	中西 功君
教 育 長	徳田 寿君	企画政策監兼ふらい創生課長事務取扱 兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長	西川傳和君
総務政策監	生駒秀嘉君	福祉政策監 兼健康推進課長事務取扱	木村美紀君

産業政策監	北川三津夫君	教育次長 兼教育振興課長事務取扱 行革・DX推進室長 兼公共施設最適配置推進室長	上林市治君
経営戦略課長	田中孝幸君		久保川瑞穂君
くらし安全環境課長	水谷徹也君	福祉課長	小林充周君
住民課長	楠真二君	税務課長	藤澤雅史君
農林振興課長	山本拓也君	商工観光課長	阪本崇君
建設・下水道課長	羽田順行君	学校教育担当課長	奥村晃君
給食センター所長	藤野佳美君	生涯学習課長 兼国スポ・障スポ開催準備室長	陌間秀介君
歴史文化博物館長	下村今日子君		

事務局職員出席者

議会事務局長	森まゆみ	書記	伊谷一真
--------	------	----	------

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（村西作雄君） 皆さん、おはようございます。

本日、竹中議員から欠席届が出ておりますので、お伝えいたします。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村西作雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（村西作雄君） 日程第1 一般質問を行います。

今期定例会は11名の一般質問通告があり、本日は8名の一般質問を行います。

議会改革条例に関する要領第9条の7において、質問時間は答弁時間を除き30分以内とし、一括方式の質問回数については3回まで、また30分を経過した場合、その質問が終了するまで認めとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、順次発言を許します。

◇ 森野 隆君

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 5番、森野です。皆さん、おはようございます。本日は町の防災計画について、町の防災対策は大丈夫か。また、2点目といたしまして、2050年脱炭素社会に向けてということで、脱炭素、カーボンニュートラルに向けた取組はというようなことで質問させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、町の防災対策は大丈夫か。

年の始まりから能登半島地震が起きました。ここに、お亡くなりになられた方にお悔やみを申し上げますとともに、被災された方に心よりお見舞い申し上げます。

私たちは、より一層、防災に対する意識を高める必要を感じ、一般質問をしたいと思っております。

まず、町の防災対策に関して、地震や洪水など自然災害に対する準備が適切にされ

ているのか、お尋ねいたします。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） 本町では愛荘町地域防災計画を策定しており、一般的な防災対策に関する基本的な規定や災害を予防するための計画、緊急時の対応策についての詳細なプラン、災害後の復旧活動に関する計画を策定しています。計画では、職員災害初動マニュアルや避難所運営マニュアルなどにより、災害時の対応に備えているところです。

まず、職員災害初動マニュアルについては、本町で大規模な災害が発生または発生のおそれがある場合において、できる限り早く所定の配備につき、迅速な災害応急対策が取れるように、おおむね3日程度、職員が行うべき初動対応についてまとめたものがございます。

避難所運営マニュアルについては、避難所を開設するに当たり配備する避難所担当職員の任務分担を定めるとともに、具体的な開設方針を示しております。このほか、大規模地震発生時に住民の安心・安全な生活を維持し、社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、本町がどのような方針で業務をしていくかを定めた業務継続計画も策定するなど、災害に対する備えを整えているところでございます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） たくさんの計画やマニュアルがあるということですが、今後発生する可能性のある南海トラフ地震や今回の規模のような地震が本町で発生した場合を考えると、どれほどの被害が出るのか想像もつきません。先ほど、今、政策監が言われた中で、様々なマニュアルを制定され運用されていることは理解しましたが、果たしていざ災害が起こったときにスムーズに職員に指示、またそういったマニュアル、計画の運用ができるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（村西作雄君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 御答弁申し上げます。

本町では風水害、地震、火災等による警戒体制並びに災害対策本部の設置に伴う基本的な考え方に基きまして、有事の際は速やかに職員メールを配信し、配備体制に必要な人員をできる限り短時間で確保できるよう努めております。また、全職員に愛荘町職員災害初動マニュアルを常に確認いただくよう周知しておりますとともに、職

員自らがどの配備体制で出役をしなければならないのか、どのような役割を担うのかといったことも踏まえまして、活動体制を確立しているところでございます。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 今、課長の答弁の中に、できる限り短時間で皆集合してもらうようにというようなことを言っていただきましたけれども、ここで町3役にお聞きいたします。災害本部はこの役場になるわけですけれども、3役の皆さんは、もちろん災害の時間帯や規模によっては違うでしょうけれども、この対策本部、役場にどれぐらいの時間で来られるか、お聞きいたします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 以前もお問いただきましたね。多分、同じ問いであるのかなというふうに思いますけれども、大体私がああの当時もお答えしているのでは大体15分ぐらいでは来れるんじゃないでしょうかということなので答弁は申し上げていたかなというふうに存じます。

○議長（村西作雄君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えいたします。

通常はJR等で通勤をしておりますので、災害が起きた場合にはそれが止まっているということも想定されます。自家用車でスムーズに登庁できた場合には1時間以内で登庁できるというふうに思っておりますけれども、それが寸断された場合にはそれ以上に時間がかかるということがございます。なお、台風ですとか大雨ということで事前に災害が想定されますときには、その前から泊まり込むなどの対応もこれまでからさせていただいております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 大規模な災害の場合には恐らく道路のほうの確保ができていないということだと思いますけれども、一番確実な徒歩での集合ということを考えますと、私の場合は25分程度で庁舎のほうにまいるということではないかと思っております。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 町長は15分、また教育長は25分、徒歩でということと言

われましたけれども、副町長は遠いのでなかなかそういった短時間では駆けつけられないということだったんですけれども、副町長も今おっしゃいましたけれども、台風など事前に予測できる災害以外の今回のような地震とか、突発性に起こるような災害の場合は、すぐに役場に集まらない、参集できないということなので、そのような場合はどのような指示系統になるのかということ、副町長にお聞きしたいと思います。

○議長（村西作雄君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えをいたします。

町のマニュアルにおいて、代位順位というのを定めておりますので、1番は町長でございます。その町長が登庁できない、あるいは連絡が取れないという場合には第2順位が私でございますし、その以降、教育長でありますとか政策監ということで代位順位を定めておりますので、その順位に基づいて参集できた者から順に確認をしていくということになるということでございます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） やはり、こういった災害は、もちろんシステム的に構築されていますけれども、陣頭指揮といいますか、やはり町のトップ、また3役の方がしっかりと防災対策本部をやって住民の命を守ることが大切であると思います。

そういった中、今年度の予算書を見てみますと、防災対策事業費が今年度少し減額になっているんですけれども、その点、副町長、なぜ減額になっているのか御答弁をお願いいたします。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前9時10分

再開 午前9時13分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村西作雄君） 副町長。

○副町長（中西 功君） 担当課への確認に時間を要しまして、申し訳ございません。

防災対策事業の減額の要因でございますけれども、使用料賃借料のところ減額になっております分につきましては、AEDのリース料について減額ということになったということで確認をしております。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） ありがとうございます。今回の能登半島地震で、滋賀県をはじめ多くの自治体が応援に行っておられます。本町につきましても、2月22日から1名、2月25日から2名応援に行かれたと聞いております。被災された方の支援については、今後も継続して実施いただきたいと思っております。また一方、いつも比べて悪いんですけども、日野町は初動体制がどの市町よりも早く、地震後すぐに現地入りしたということを知っております。本町としての初動体制はどうだったか、お聞きいたします。

○議長（村西作雄君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 御答弁申し上げます。

日野町につきましては、日野町の担当課にお聞きをしておりますと、1月3日の日の夜から2名現地に向かったというふうにお聞きをしております。これにつきましては、石川県の七尾市長と日野町長のお付き合いの中からプッシュ型の支援依頼がございまして、個別に物資輸送について対応したというふうにお聞きをしております。その後、カウンターパート方式で滋賀県の支援が能登町に決定をしまして、各種業務について県内市町で調整をしながら対応しているところでございまして、本町につきましても同様、現在まで3名の職員派遣を実施をしたところでございます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 副町長、私、これNHKのニュースで見たんですけども、奈良市では被災地に支援に入った職員から報告が出ておまして、その報告には、現地の職員との関係構築に苦労したとか、軽自動車では被災した道路また雪道を走るのが苦労した、また役所内の器具の固定が必要だと、また災害を想定した室内のレイアウト、これ役場内ですけども、市役所内ですけども、そういったレイアウトも必要だと、また通信環境の悪化に備えて複数の伝達手法が整備しないと駄目だとかというような、行った職員からのフィードバックがあったわけなんですけれども、当然、本町もそうされると思いますけれども、その点の副町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（村西作雄君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えをさせていただきます。

本町では、災害の避難所の支援に2名、それから被災した家屋に対して公費で除却するという仕組みを整えておられることに対してのその受付業務に対しての支援とい

うことで、これまで3名の職員が能登町のほうに派遣を、3名を派遣をしております、無事に帰ってきてくれているところでございます。災害が起きた際に様々な業務が発生いたしますので、自分のところでできること、あるいはほかからの応援を頂きながら進めないといけないこと多々あるかと思っておりますので、今回の業務で帰ってきてくれたことが、その本町で災害が起きたときにその応援だけで十分かという決してそうではないのですが、行ってくれた職員というのは貴重な経験をしてきていますし、身をもって体験してくれています。私事でございますけれども、東日本大震災のときには避難所の支援に行っておりまして、その場で貴重な経験もしてきておりますので、今後町のこの防災対策を充実をさせる上で、職員の得てきてくれた経験というのをできるだけ共有させていただいて、マニュアルを充実させるとかといったことにも生かしていきたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 町長にお聞きいたします。町の防災施設については愛知川庁舎が拠点であることとありますが、やはりしっかりした防災に特化した施設が要るのではないのでしょうか。現に、災害を想定された場合、一から本部体制を準備し、機器等を設置し、外部への通信手段等を整備しているのが現状だと聞いております。そんな準備に時間をかけては、いざ大地震が来たときに間に合わないのではないのでしょうか。日本は悲しいかな地震大国です。私はしっかりした防災センター機能を事前に確保し、速やかに対応できるシステムを構築しておくべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。常に備えよということで御質問いただいているというように存じます。それ用の専門の部屋なりということを整えてはどうかということをお問いを頂きました。現下でございますけれども、この愛知川庁舎の2階の大会議室が警戒本部であったり、いざ有事ということにつきましてはその対策本部ということになってまいります。準備等々に関して、基本的には担当課において、関係の課においてのモニターであったりスクリーンであったりというところを準備していってもらってということで対応しておりますけれども、これを常設でということになると、一段その建屋、部屋も含めてどのようにするか、結構なスペースが実際には必要になってきます。大会議室等々にも、実際にはそのパトロールに各

課割当てをしながらということでもございますので、あの大会議室全体を結構使いながらやってるというのが実際なんです。そういう点において、新たなものを設置というところのハードルは一定あるなというのが、今まで対応してきている中においてでございます。そういう点では、いろんな現実の部分としてはあの大会議室ということの運用ということが1つあるかなというふうに思っております。

また、もう1点のところでも申し上げますと、この本庁舎は耐震性を持っておりますので、そこが大前提として機能するということが実は一定の理解としてございます。仮にも、いろんな部分でこちらのほうでしようということがかなわないというときには愛知消防がありますので、その会議数等々での設置ということも検討ももちろんできますし、それ以外に以前には、当該議員であったかというふうにも思いますけれども、秦荘庁舎ということの活用ということも常に視点に入れながらということでは御発言も頂いておったかというふうにも、もし違ったらごめんなさい、というような御提案も頂いていたかというふうにも思いますし、様々な当方が持っているリソースということは活用しながら、機敏な対応に努めたいというふうにも存じてきておるものがございます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 町の住民に対する防災教育や啓発活動の取組について、詳細をお尋ねいたします。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） 住民に対する取組につきましては、自治会や社会福祉協議会、各小中学校から町や町消防団に依頼のあった出前講座や防災訓練を実施しており、令和5年度は26団体、約1,300名に御参加いただいたところでございます。

令和5年度における訓練等の詳細については、自治会が実施する防災訓練として14自治会で行われ、その内容は、消火器、消火栓訓練や小型ポンプ運用訓練などを実施されております。また、社会福祉協議会においても防災説明会などを実施され、町消防団も共同で実施するなど、官民協働での防災対策を進めているところでございます。

最近の取組では、主に事前に予測できる風水害への備えとして、滋賀県が推進されている、しがマイ・タイムラインについて、県の委託先である滋賀県防災士会の防災

士を講師として招き、愛知川小学校4年生や秦荘・愛知両中学校1年生の若年層や西出自治会老人会等の高齢者など幅広い年代層に、災害への備えについて学んでいただいております。

啓発活動については、防災対策に関する啓発チラシを作成し全戸配布を行ったほか、9月の総合防災訓練において防災意識の向上を図るための案内ブースを設置したり、9月1日の防災の日に合わせて、広報紙などの媒体を活用しながら啓発に努めているところでございます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 今、これも町長、副町長にお伺いしますけれども、まず出前講座、防災訓練について、大きな町の防災訓練は町長も副町長も御参加していただいておりますけれども、そういった出前講座とかということは参加はされているのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（村西作雄君） 副町長。

○副町長（中西 功君） 集落で行われる出前講座等への参加ということのお問い合わせだと思いますけれども、出前講座は担当課のほうで実施をしておりますので、私は参加はしておりません。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど副町長が答弁を申し上げましたとおりでございます。私におきましては、各字が協力を頂く小学校区ごとに、町、そして町の消防団、また常設の常備消防というこの4者で協力をしながらやっていることがございまして、これに関して各字様に毎年度お世話になって、そちらに私も御一緒させていただいているというものでございます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 参加されていないということですがけれども、こういったところに参加すれば、やはり住民の生の声というか、住民の本当に身近な声、そして地域の声が聞けると思います。もちろん自治会ミーティング等々はやっておられますけれども、自治会ミーティングでは得られない地域の声が聞こえるんじゃないかなと思っておりますので、公務お忙しいとは思いますが、時間の折を見つけてはそういったところにまた参加されるのも1つではないかなと思っております。ここ数年、コロナ禍で自治体行事もなく、住民の危機意識が少し薄れてきたのではないかと考えて

おります。今回の能登半島地震を教訓に、今後もより一層危機感を住民にお伝えして
いってほしいと考えますが、その点をお聞きいたします。

○議長（村西作雄君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　確かに、昨年度まではこのコロナ禍の影響で
多くの自治会活動ができなかったといったことから、防災に対する意識づけが少し今
薄れてきたようにも感じております。こういった自治会を中心にですけれども、啓発
チラシ等を作成をしまして、各御家庭でもできます防災対策でありますとか、災害時
における持ち物のチェックリスト等をお配りをしまして、地域で危機意識を高めても
らうように啓発を実施したところでございます。今年度以降につきましては、多くの
自治会で出前講座、あるいは防災研修等を実施を頂いたところでございまして、石川
県地震を教訓に、いつ起こりうるか分からない災害に備えまして、より一層危機感を
強めていくとともに、住民に対しましてもさらなる防災意識の向上を目指し、努力を
してまいりたいと、このように考えております。

○議長（村西作雄君）　　5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君）　　それでは、再質問を教育長のほうにお伺いいたします。今回
の地震を教訓として小中学校ではどのような防災教育を実施されているのか、また今
後、防災についてどのような方針で教育というかを進めていかれるのか、方向性です
ね、そういったものをお聞きいたします。

○議長（村西作雄君）　　教育長。

○教育長（徳田 寿君）　　お答えをいたします。

本当に今回の能登半島の地震から、学校や園においてどのような防災教育を行って
いくか、そこにつきましては見直しであるとかあるいは更新といったこと、あるいは
点検というような観点も必要ではないかと思っております。とりわけ、今行っている
防災教育が本当に生きて働く力となるのかどうか、いつもともしもというのがつなが
る防災教育でなければいけないということで、早速3点ほど、校園長はじめ共有をし
ております。

1つ目は、子供が主体的に防災意識を持って考え行動する力の育成を図るというこ
とでございまして。例えば、避難訓練1つを取ってみましても、これまでは事前に告知
をしまして、そして誘導者がいて、そして静かに確実に決められた場所に避難する
というようなものでございましてけれども、もう既に学校、幼稚園で実施しておる避難訓

練は非告知型、あるいは休み時間、誘導者なしというようなもので、幼稚園のほうでも非告知型を取り入れ、子供たちは意外としっかり対応しているということを聞いております。それから、『わたしたちの愛荘』という郷土読本がございますけれども、そういうものを今般改定をいたしました。その中には自主防災組織をつくられて対応されている集落がありますので、そういう身近なところの教材も学んでいくということがございます。

それから2点目が、今申し上げたことと関係ございますけれども、より一層地域に根差した防災教育の推進でございます。いま一度、子供自身が自分の住む学区であるとか愛荘町の地域を子供ながらの防災の目線で見ていく、詳しく知る、そういうことが大事だと思っております。例えば、どんな災害が想定されるんだ、立地はどうなんだ、校舎等の建物の状況はどうだ、ハザードマップはというようなことでございます。それから、先ほど触れましたけれども、地域と協働の防災教育をする自治会、自治防災組織との連携、消防署、救命士、行政の防災関連部署というようなことが考えられるというふうに思っております。

3点目は、これは学校への教職員の関係が主でございますけれども、災害等に備えた教育課程の整備ということでございます。ICTの活用であるとか、それを活用できる子供の資質能力を高めるということ。それから、不測の事態に備える、これはいろんな災害、熱中症とか感染症とか、そういうことも含めた場合のいろんな不測の事態を想定した校内、園内の体制を整備する、あるいは保護者の連携も含めてでございますけれども、そういうシステムの構築が必要であるというふうに考えております。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 詳しく本当に丁寧に教えていただきました。よろしくお願いたします。

それでは、次の質問に行きます。町の防災計画について、地域住民の参加や協力についてどのように考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長（西川傳和君） 町地域防災計画一般対策編第2章防災関係機関の業務の大綱において、「町は町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、地方公共機関、指定地方公共機関、

他の公共的団体及び地域住民等の協力を得て防災活動を実施する」としております。

毎年9月の第1日曜日を基準日といたしまして、町防災訓練を小学校区単位の輪番制で実施しており、令和5年度の訓練では地域住民121名、町職員67名、災害協定を締結している企業、事業所や彦根地方气象台、NTT西日本などの協力を得て、避難訓練、災害時の備えや対応、滋賀県防災ヘリによる救出訓練を実施したところです。また、さきにお答えしました出前講座や防災訓練等に多数の住民の参加を頂き、防災意識の高揚に努めていただいています。

こういった参加型訓練は、住民一人一人が考え行動する力を養うために行うものであり、災害による被害を最小限に食い止めるためには、まず自助としての個人の行動が基盤になると考えます。そしてこの自助の取組を基に、共助としての隣人や自治会を単位とした自主防災活動、すなわち住民自らの出火防止、初期消火、被害者の救出救護、避難等を行うことが重要でございます。

町地域防災計画の同じく第2章に、「地域住民は自ら災害に備えるため、食品、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄等の手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動に参加するなど、防災に寄与するように努める」とあることから、自らの地域は自らが守るという精神のもと、自治会などを生かした自主防災組織を編成し、日頃から大地震などの災害に備えて防災訓練などを積み重ねておくことが大切と考えます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） やはり住民の命とか財産を災害から守るために、自助的に官民一体となった取組が必要であると考えています。当然、日常的な防災訓練は必要不可欠であります。しかし、独居高齢者や障害をお持ちの方、そしてまた施設利用者がしっかりと避難できる体制や訓練も大変重要となると思うんですけれども、そこで要支援者への対応はどのようにお考えなのか質問いたします。

○議長（村西作雄君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君） まず要支援者への対応でございますけれども、避難行動要支援者避難支援計画に基づきまして個別調書を作成をいたしまして、自治会等と連携をしながら現在、対応のほうをしているところでございます。また、災害対策基本法の改正によりまして、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成を市町の努力義務というふうにされたことから、今後、関係課と調整をしながら要支援者対

策に努めてまいりたいと、このように考えております。

また、それぞれの要配慮者施設につきましても、各施設におけます避難確保計画の策定や避難訓練の実施につきましても現在促しているところでございます。未策定の施設につきましては、引き続き計画策定に向けお願いをしてみたいと、このように考えております。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 副町長、いざ災害が起こった場合、今、答弁にもありましたとおり、自助、共助は大変重要な、常日頃から準備しておかなければならないと思っております。ただ、やはり幾ら自助、共助といっても、公助が機能しないと速やかな防災活動はできないと考えます。そういった意味からしっかりと体制を整えていく必要があると考えますが、副町長の思いをお聞かせいただければありがたいです。

○議長（村西作雄君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えをいたします。

いざ災害が起こったときの自助、共助、公助についての考え方ということのお問い合わせだったというふうに思っておりますけれども、やはり申しておりますように、公助の仕組みというのは大変大事なことで、役場としていざとなったときに早く参集し機関を立ち上げ対策を取っていくということは大変大事なことだと思っております。ただ、今回の能登半島の地震でも明らかになりましたように、公の支援ができるようになるまでにはいろんな問題もあるということもあって、やはり日頃からまず備えていただくこと、それからいざ事が起こったときに周り近所で隣近所で声をかけていただく、あるいは共に連れ立って避難していただくという共助も大変大事ということが改めて浮き彫りになったものだと思っておりますので、公は公としてしっかりと整えることはもちろんのことですけれども、皆様のこの防災意識が高まっておりますこの機会に、自助、共助につきましても働きかけいきますか、周知に努めさせていただきたいと思っております。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） ありがとうございます。それでは、次の質問に行きます。現在、町は災害相互応援協定を結んでおられますが、どのような市町と何件結んでおられるのかお聞きいたします。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

(西川傳和君) 災害相互応援協定については、姉妹都市である栃木県那珂川町を含め、市町村間で3件、湖東圏域での協定が1件、滋賀県町村会の枠組みでの協定が2件、広域行政組合の枠組みでの協定が1件、近畿地方整備局との協定が1件と、計8件でございます。また、民間機関との協定については、災害時における生活物資の供給や飲料の提供、電気設備の応急復旧の応援のほか、様々な応援内容で協定を締結し、今年度末で27件、町外に本社を置く公共事業の施工業者との災害時応援協定として35件を締結しており、その内容は町ホームページに掲載し広く公表しているところでございます。現在も協定に関して複数の事業所から問合せ等も頂いており、有事への備えとしてさらなる拡充を目指してまいります。

○議長(村西作雄君) 5番、森野 隆君。

○5番(森野 隆君) 今、答弁のありました市町村間では3件とありましたが、栃木県の那珂川町以外はどこ町になるのでしょうか。お聞きします。

○議長(村西作雄君) 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長(水谷徹也君) まず1件目につきましては、先ほど申し上げました栃木県の那珂川町でございます。2件目につきましては、奈良県の斑鳩町でございます。3件目につきましては、群馬県の東吾妻町と徳島県の藍住町の連名での協定でございます。

以上でございます。

○議長(村西作雄君) 5番、森野 隆君。

○5番(森野 隆君) 那珂川町はよく耳にしますけれども、ほかの町が今、出てきましたけれども、町長、副町長、そのようなことはもちろん御存じだったのでしょうか。

○議長(村西作雄君) 副町長。

○副町長(中西 功君) お答えをいたします。

承知をしております。

○議長(村西作雄君) 5番、森野 隆君。

○5番(森野 隆君) やはり災害協定を締結しているのであれば、相手の町に対して視察に行ったり、どのような体制を構築されているのかといったことも大変重要と考えておりますけれども、その点についてはどのように考えておられるのでしょうか。

○議長(村西作雄君) 暮らし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君） 過去ではございますけれども、平成26年に奈良県の斑鳩町のほうには町の消防団で視察のほうに行っております。その際でございますが、災害時の取組でありますとか地域防災力の充実強化への取組について情報交換を実施をしたところでございます。今後におきましては、現在、消防団長のほうに対しましても、令和6年度の消防協会の愛知支部の研修場所として、災害協定を締結している町の視察について提案をさせていただいているところでございます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） せっかく締結しているんですから、しっかりとそこのコミュニケーションというかをしっかりと取っていただきたいと思います。

次の質問に行きます。災害によって、当町が孤立集落にならないとも限りません。

そこで、当町の備蓄品はどういったものが何名分、何日分あるのか確認しておきます。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） 本町の災害備蓄品につきましては、町内の備蓄倉庫8か所に、アルファ化米やカレー、災害備蓄保存用パンなど多種にわたる食料品や、5年から12年の長期保存可能な飲料水などを備蓄しております。なお、食料や飲料につきましては、各避難所における収容人数に対して約3日分を想定しておりますが、備蓄品につきましては備蓄倉庫の許容量から約8,000食の材料を確保しております。また、食料以外では紙おむつや毛布、タオル類、段ボールベッドやテント、簡易トイレやサーキュレーター等、避難所で滞在できる資機材を備えております。

ただし、災害が発生した場合、全住民が避難所に滞在することは困難なことから、避難方法の1つとしてお知り合い避難や在宅避難、または2階や建物高層階に移動する垂直避難を呼びかけております。そういった状況を想定し、1人3日分程度の飲食物や生活必需品を自宅等で備蓄していただくようチェックリスト等で啓発しているとともに、備蓄している食料については賞味期限が切れる前に定期的に消費し、その都度買い足して備える方法であるローリングストック法についても災害への備えとして推奨しているところでございます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） そうですね。確かに、町独自で町民分を全員備蓄するようなことは到底無理な話です。そういった状況を想定した場合、どのように避難者に提

供するのか、また速やかに供給するのかということが大変重要になってくると思います。いろんなテレビニュース等々で、今回でもそうですけれども、全国各地から寄付された食材が集中し過ぎて、逆に配る人材が足りない、配り切れないといった状況になるかも、これ分かりません。やはりそういった状況も想定しながら、今後の備蓄量についても御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村西作雄君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　議員御指摘のとおり、いざ災害が起きてから、避難者に速やかに提供できるのかといったシミュレーションにつきましては、なかなか今日までできていないのが現状でございます。それぞれの避難所の運営方法につきましては担当部局ごとに決めてはおりますけれども、今回の能登半島地震のように、道路が分断される、また車両が通行できない状況下で、果たして各避難所まで物資を届けられるのかといったことを考えますと、その被害規模によって様々であるというふうに考えているところでございます。

現在の備蓄量でございますけれども、先ほども御答弁申し上げましたとおり、各避難所の収容人数に応じた備蓄量を算出をしていますことから、全ての住民分とはいきませんけれども、有事の際につきましては、国・県あるいは他市町からの応援や救援が大変重要であるというふうに考えておまして、その状況に応じた対応に努めてまいりたいと、このように考えております。加えて、現在多くの民間機関とあらゆる災害協定を締結をしておりますことから、有事の際につきましては速やかに対応いただけるように調整をしてみたいと、このように考えております。

○議長（村西作雄君）　　5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君）　　それでは、この質問の最後をお願いといたしまして、今回の大地震は誰も想像しない被害となりました。今もなお避難所で避難されている方々がたくさんおられて、本当に心が痛む思いです。何度も繰り返しますが、いつ本町にも起こりうるかも分かりません。行政もまた我々町民も、日々危機意識を持って生活する必要があると考えますし、自助、共助、公助をしっかり理解することが大変重要と考えております。今後とも十分な災害に対する備えをお願いいたしまして、次の質問に行かせていただきます。

2点目の質問になります。2050年の脱炭素社会はどうするのか。脱炭素カーボンニュートラルに向けた町の取組について。

気候変動を巡って全世界、地球規模において多くの変化が見られます。昨年2023年は、日本の年平均気温は1898年以降で一番高い値の気温になりました。また、世界の年平均気温は、100年当たり0.76度の割合で上昇し、日本の年平均気温も100年当たり1.35度の割合で上昇しています。

それでは、私たちの住んでいる滋賀湖東地方はどうでしょう。彦根の年平均気温の変化も、100年で約1.4度上昇していることが発表されています。参考までに申しますと、琵琶湖の表層水温は約40年で1.5度上昇しています。また、近年、豪雨や豪雪、台風、竜巻など風水害が激甚化しているのは、我々も身をもって体験しております。

そこで、脱炭素社会に向けた国の動向はと申しますと、2020年10月に行われました国会において、前首相菅内閣総理大臣の所信表明演説において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言され、政府としても、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを表明されました。それにより、国の地球温暖化対策を日本の成長戦略へつなぐべく温暖化対策推進法が改正され、1、パリ協定、2050年カーボンニュートラル宣言などを踏まえた基本理念の新設、2、脱炭素化に貢献する事業を促進するための計画認定制度の創設、3、脱炭素経営の促進に向けた企業の排出情報のデジタル化、オープンデータ化の推進等が決められました。また、地域脱炭素ロードマップには、足元から5年に政策を総動員し、2030年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域をつくることとなり、そのことにより、近隣では2022年4月に米原市が滋賀県発の脱炭素先行地域に選定され、同年22年11月に湖南市が第2回選定を受けられました。現在では、全国では4回の募集を経て74地域が選定済みとなっています。環境省の発表では、2050年に二酸化炭素排出実質ゼロを表明された自治体は全国で991自治体、内訳は46都道府県、558市、22特別区、317町、48村が表明され、滋賀県ではまず滋賀県が、そして湖南市、近江八幡市、草津市、長浜市、大津市、甲賀市、彦根市、米原市の1県8市が2023年8月29日時点で表明されています。

そこで、当町の脱炭素化、カーボンニュートラルに向けた取組についてお伺いいたします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 令和3年度に実施したまちづくりに関する町民アンケートに

よりますと、町が進める環境施策について、今後力を入れていくべき取組に関する問いに対し、ごみ減量、リサイクルに関する取組、不法投棄対策に次いで、地球温暖化防止に係る取組が重要であると全体の35.4%の方が回答されており、関心が高いところではあります。

本町では、国の脱炭素化への動きの中、第2次愛荘町総合計画の基本計画において、循環型社会の形成及び低・脱炭素のまちづくりを推進し、環境に優しい持続可能な社会を形成するという施策の基本的方向を示しています。さらに、都市計画マスタープランにおいて、都市づくりの基本目標として、地球規模での問題解決に寄与する都市の低炭素化、環境負荷の低減による循環型社会の形成を目指すこととしています。また、愛荘町立地適正化計画では、居住誘導に関する施策として、市街地の快適性向上のために歩行空間や自転車走行区間の整備、沿道の緑化や公園整備、いわゆるまちなかウォークアブルを推進することにより、CO₂削減への取組であると考え、令和2年度より国の交付金を活用し事業を進めているところです。

本町におけるカーボンニュートラルの取組については、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、事務及び事業における温室効果ガスの排出量を削減し、吸収作用を保全、強化することを目的に、第3次地球温暖化防止実行計画を策定し、町行政組織の脱炭素化に向けて積極的な取組を行っています。

本計画においては2013年度を基準年度とし、2030年度における二酸化炭素排出量を50%削減することを目標とし、環境への負荷低減を図っているものです。具体的な取組といたしましては、冷暖房機器等の適正管理として今年からウォームビズを試行的に実施しており、次年度より年間を通した取組といたします。

全町的な取組といたしましては、愛荘町環境基本計画に基づき、町の環境保全について、必要な活動を積極的に推進するため、識見を有する者、諸団体の代表、関係行政機関等の職員、その他町長が必要と認める者をもって組織しているエコパートナーシップ会議において、様々な取組や環境問題について御意見を頂き、改善点等を議論しているところです。

今後におきましては、先行実施されている県内8市のカーボンニュートラルにおける取組事例を参考にしながら、具体的な取組を模索するとともに環境保全対策を強化してまいります。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 担当課にお聞きします。今の町長の御答弁によりますと、いろんな第2次総合計画ですとか都市マスター計画、マスタープラン等々も脱炭素というようなこと、カーボンニュートラルというようなことを取り組むということで、非常にこの町、また町独自の計画である第3次地球温暖化防止実行計画を策定したり、様々な取組で脱炭素化に向けて取り組んでおられることは分かりました。ただ、本当にこれ取り組んで進んでいるのかと思っております。例えば、本町の電気使用量削減のためにLED化とかはされているのか、担当課にお聞きいたします。

○議長（村西作雄君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

庁舎等におきます電気のLED化につきましては、今現在、庁舎等リニューアル工事を実施しておりますが、その部分には現在は入っておりませんが、それは一旦完了後に、改めてLED化の取組等を財源を確保しながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 本当に町長の答弁では、この町、なかなかカーボンニュートラルに取り組んでるやないかというようなのを思わすような答弁だったんですけども、今言ったように、例えばLED化もこれからだということ、そして次の再質問になるわけなんですけれども、これも担当課と公共施設の推進室長にもお聞きしたいんですけれども、例えばよく言われるのが、公用車の燃料削減のための電気自動車等の普及はどのようになっているのか。そしてまた、現在、施設の統廃合を検討というか、動いているわけなんですけれども、そういった中で、地球環境に優しい取組を入れた計画になっているのか、これは室長にお伺いします。前半については戦略課長、そして室長にお伺いします。

○議長（村西作雄君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 今ほど御質問の前段部分の公用車の部分につきまして、私のほうからお答え申し上げます。現在、庁舎のほうの公用車の部分につきましては、現状ハイブリッドカーの部分が導入はしておりますが、積極的な電気という部分について、EV車という部分はまだ配備はして、一部しておりますが、1台しておりますが、まだ多くの車両ではないという状況です。今後、社会情勢を見ながら、その辺の部分の導入も考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 行革・DX推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 2つ目の御質問にございました地球温暖化防止と施設統合についての御質問であったかなというふうに思います。

まず、現在工事を進めております庁舎等リニューアル工事ではありますが、庁舎集約を検討していく過程で課題の1つとなっておりました庁舎間の移動がございます。当町は御存じのとおり分庁方式を取っておりますので、職員は公用車で庁舎間の移動しております。庁舎を集約することで、この庁舎間の移動が大幅に削減でき、二酸化炭素排出の抑制ができるものと考えております。

また、公共施設全体といたしましては、当町に限らず、全国の自治体が適切な公共施設の配置の最適に取り組まれている中で、施設の統廃合や大規模な改修を実施されています。当町においても、今後、公共施設の最適配置に取り組むことで、施設を集約すること自体がCO2削減の1つとも言えるでしょうし、また既存の施設の改修や新たな施設を建設する際には、ペアガラスや外壁、屋根断熱などの地球温暖化防止対策への意識を、これは施設所管課も含めて持ちながら取り組んでいかなければいけないと考えております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） それでは、町長にお伺いしましょう。先ほど申し上げたとおり、県内では米原市と湖南省が脱炭素先行地域に選ばれて、それぞれの取組を拝見しておりますと、米原市はエコビレッジ構想として、滋賀県そしてヤンマーホールディングスと共同で実施されております。また、湖南省は、オール湖南で取り組む脱炭素化プロジェクトとして、滋賀県とこなんウルトラパワー株式会社、滋賀銀行と共同で実施されています。やはり、これらの時代は行政単独で取り組むことは難しく、民間企業と協賛して脱炭素に向けて町全体で取り組むことが大変重要となるのではないかと考えますけれども、これらの先進的な取組のように、これからの愛荘町の脱炭素化と地域活性についてどのようにお考えをお持ちか、町長にお聞きいたします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。今ほど御紹介も頂きましたように、

米原さんであると、あのヤンマーさんの研究開発R & Dの拠点が、あそこ米原駅のまん前にございますけれども、そういう点において、ヤンマーさんというとその熱の効率化ということに大変今、事業としてもシフトをされていらっしゃるところがございますので、そんな知見ということも後押しとしておありだったなというふうには存じてます。湖南省さんも、またよく太陽光発電ということを第三セクター的な取組としてももう歴年ずっとやってきておられますので、そういう素地がおありであるというところがございます。県内においての推進というのは、ほとんど今、市と県ということにとどまっておりますけれども、これからやはり町というところにも、私たちもそこに視野にそこを入れながらということは大変肝要だというふうには存じます。

また、今ほど視点として、町単独、行政単独ということではない時代じゃないのかいということでおっしゃっていただいているのは、そのとおりだと存じます。町内にも大きな企業様、R & Dも含めて立地いただいている方々おられます。そんなところとの連携というところは、もっと愛荘町行政というのは強化していけるところがあるのかなというふうに実は感じながらきておりますので、そんなところを意識しながら、よりよい環境ということを次代にバトンを渡せるように取り組んでいきたいと存じます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 取組は、これ国のほうが指針を示されておりますので、やはり何らかの形で取り組んでいかないといけないのではないかと感じております。今、町長がおっしゃったように、やはり県と市が中心だよというようなことをおっしゃっておられましたけれども、先ほど私の質問にもありましたけれども、全国見ていると、991の自治体の中で、町は317町も、これやっぱり脱炭素に向けてやっていこうということに取り組んでおられますので、どうかこれは県やら市がやっているんだよということではないと思いますけれども、やはり我が町も、滋賀県で我が町がやれば町としては1番目ですので、そういったことも考えてやっていっていただきたいと思っております。

最後に、これもお願いです。それで質問を終わらせていただきますけれども、冒頭申し上げましたが、近年、地球温暖化の影響と考えられる気候変動や自然災害などの様々な問題が顕在化し、世界各地で集中豪雨や猛暑などが頻発しており、地球や気候変動の域を超えた危機に直面していると私は思っております。こうした状況を踏まえ

て、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を削減していくことは世界的なこれ目標であり、県そして本町でも取り組まなければならない重要な課題です。そして、地球温暖化が危機的状況であることを町民また事業者の皆様と共有し、町民、事業者、行政が一体となって環境に対する意識を高め、一人一人が積極的かつ持続的に行動することが大事であると考えます。本町においても、ぜひ県下のほかの市が取組を進めておられるような2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して、あらゆる取組を実施、強化していただきますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村西作雄君） これで、5番森野 隆君の一般質問を終わります。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩いたします。再開を10時20分といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 村田 定君

○議長（村西作雄君） 一般質問を続けます。6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 6番、村田です。一般質問を行います。一問一答でお願いします。

最初に、元旦の1月1日に能登半島地震によりお亡くなりになりました多くの皆様に心より御冥福をお祈り申し上げます。また、家屋の崩壊など被害に遭われた多くの皆様、今なお避難場所に避難生活をされておられる不都合な生活をされておられる皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問を行います。大きく5点についてお尋ねします。

まず1点目、令和6年度一般会計当初予算案編成の取組についてお尋ねをします。

合併して19年目、有村町政7年目と大変重要な年度です。誰もが安心して暮らせるまちづくりの基盤の整備、魅力ある愛荘町の発展のために予算編成を頂いたことに深く感謝を申し上げます。県、各市町の2024年度当初予算案を報道などで拝見しておりますと、暮らしを守る施策をはじめ、少子化対策、防災対策、国スポの準備経費など積極的な予算が組まれています。本町の令和6年度の一般会計予算についてお

尋ねをします。

1、厳しい財政状況の中、予算編成に取り組みましたが、予算編成に当たっての方針と重点施策について、新規事業また目玉的な事業は何かについてお尋ねをします。

2点目、来年開催されます、わたSHIGA輝く国スポ・障スポに全国の自治体から本町に来られます。そこで、愛荘町の魅力発信と観光発信についての予算案についてお聞かせください。

3点目、歳入面において一般財源の増収を図るための対策についてお尋ねをします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 本町を取り巻く今日の社会情勢としては、経済活動の回復などに伴い、歳入面において税収入がコロナ禍前の水準に戻るなど回復している一方で、歳出面では原油価格、物価の高騰による燃料費や光熱水費などの経常経費が膨らみ、また高齢化の進行や子育て支援等に要する社会保障費が引き続き増えていくことに加え、老朽化する公共施設の維持、保全や最適配置に係る経費など、支出の増加は今後も避けられない状況にあります。また、近年の愛知中学校の大規模改修などの投資的事業に伴う地方債の発行により公債費も増えており、厳しい財政状況が続くと予測しています。こうした中でも、本町が魅力ある町として発展し続けるためには、職員一人一人が真の住民ニーズを的確に把握することはもとより、このような厳しい財政状況を認識し、財源不足の解消に向けて積極的に取り組むなど、効率的、効果的な行財政運営に一層努める必要があります。

以上のことを踏まえた予算編成としており、令和6年度当初予算案については、引き続き、総合計画に掲げる目指すまちの姿、愛着と誇り、人とまちがともに輝く未来創生のまちの実現に向け、重点戦略である「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」プロジェクトの実施に必要な予算に加えて、新しい資本主義の加速につながる人への投資はもとより、少子化対策・こども政策の強化、デジタルトランスフォーメーション、グリーントランスフォーメーションの推進など、社会構造と価値観が変容する中、未来を展望できる具体的な取組に対し措置する予算としております。

重点施策における具体の事業といたしましては、「ひとづくり」として、福祉医療費助成制度をはじめとする7事業を拡充し、子供を施策の中心に位置づけ、安心して産み育てる環境づくりや子供たちが自分らしく生きる力を身につけ、自ら学び考える力を育む取組を進めるほか、地域の主体的な健康づくりを支援する健康寿命の延伸に資

する事業などを継続し、幅広い世代が元気で生き生きと暮らしていくひとづくりに取り組みます。

「しごとづくり」においては、移住交流事業や地域資源を生かした多様な人材による共創型課題解決プロジェクトなどの実施により、関係人口の増加、さらにはソーシャルビジネスの担い手の排出を促し、幅広い世代の多様な働き方を創出します。

「まちづくり」においては、庁舎等リニューアル事業やデジタル化の推進により住民の利便性を高め、防犯事業や河川改修などにより住民の安心・安全の確保を進めていくとともに、国スポ・障スポ開催準備事業により町全体の機運の醸成をします。また、3期目となる地方版総合戦略の策定に着手し、希望ある未来を見据えたまちづくりを進めるものです。

原油価格や物価高騰の影響が長期間続いており、今後も町財政の厳しさが一層増す状況下においても、未来志向のまちづくりの着実な推進と基礎的な行政サービスの確保、充実の両立を図りながら、町政のより一層の発展を目指してまいります。

続きまして、国スポ・障スポということに関しての魅力発信と観光発信予算についてということをお問いを頂きました。御答弁申し上げます。

昨年開催された鹿児島県での燃ゆるかごしま国体におきましては、選手、監督、大会関係者、観覧者等を合わせて県全体で約63万人、鹿児島市全体で約29万人、アーチェリー競技で約5,300人の来訪者があったところであり、今後開催される佐賀県、滋賀県においても同様の来訪者が期待されるところです。

議員御指摘のとおり、全国から選手や関係者を含む多くの来訪者が見込まれることから、愛荘町の魅力を全国に発信する絶好の機会であると捉え、議会の皆様をはじめ、地域住民の方々や民間企業など、多様な主体と連携協力して、地域を挙げて愛荘町ならではのおもてなしを提供し、心に残る大会を創出することが重要であると考えています。

令和6年度は、第63回近畿高等学校アーチェリー選手権大会をリハーサル大会と位置づけ、7月20日、21日にスポーツセンター秦荘グラウンドでの開催に向けて準備をしているところであり、リハーサル大会を含む全体経費として約7,200万円を予算計上したところでございます。

このリハーサル大会では、アーチェリー競技大会に加え、各関係団体の方々のお力もお借りしながら、飲食のおもてなしブースを設置し、愛荘町らしい精いっぱい的心

尽くして来訪者の満足度を高めていきたいと考えており、これらにかかる経費として約300万円程度を見込んでいるところです。

また、会場では、ニュースポーツやアーチェリー競技体験会などを併せて開催し、いつでもどこでもいつまでも楽しく運動ができる町のスポーツ振興を図ってまいりたいと考えております。

既に実施している取組としては、インスタグラムやフェイスブックなどのSNSを活用し、町内外にアーチェリー競技だけでなくまちの話題を投稿しているほか、FMラジオなどでも町の情報を発信しているところです。

まずは、リハーサル大会を通じて令和7年度の本大会に向けた改善点や課題を抽出し、引き続き様々な機会を捉え、実行委員会や専門部会の皆様、また議会の皆様をはじめ、地域住民の方々や民間企業など多様な主体と連携、協力し、大会運営に関する共通の理解やイメージの共有を図り、継続的な打合せを重ねることで大会の成功に向けて万全を期してまいりますので、御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、歳入面において一般財源の増収を図るための対策、これについてお問い合わせを頂きました。御答弁申し上げます。

地方自治体の歳入における一般財源については、その財源の使途がどのような経費にも使用することができるものを言い、主なものとしては町税、地方譲与税、地方交付税などです。自治体の財政は限られた税収や補助金などで成り立っており、新たな財源を創出することは非常に困難であると言わざるを得ません。

こうした状況の中で、町が独自に確保できる財源を一般財源と捉えるのであれば、重点施策にも掲げておりますふるさと納税が増収対策の1つと考えており、令和6年度は引き続き中間業者のノウハウを活用した既存返礼品のブラッシュアップや新規返礼品の導入、開拓に力を入れ寄付額の増額を図り、財源確保に努めていきたいと考えています。

これに加えて、令和5年度に企業様に初めて寄付いただきました企業版ふるさと納税についても町の貴重な財源確保と捉え、当町を応援していただける企業様に向けて積極的に働きかけを行い、本件も併せて財源確保に努めたいと存じます。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 国スポ・障スポの予算の中で、今、答弁いただきましたよう

に、おもてなしということで飲食のブースを設置するということで300万円を見込んでおるといってございますが、やはりおもてなしというのは飲食だけではないと思うんです。ですから、当町の観光、歴史、文化、そういったものを発信しPRする、これ絶好の機会だと思うんですけど、そういったものの予算化を見てないのか、お尋ねをしたいと思います。特に、開発準備室長にお尋ねをいたします。

○議長（村西作雄君） 国スポ・障スポ開催準備室長。

○生涯学習課長兼国スポ・障スポ開催準備室長（陌間秀介君） お答え申し上げます。

先ほど町長のほうから御答弁をさせていただきましたとおり、おもてなしの部分につきましては300万円余りを見させていただいているということでございますけれども、内容といたしましては花いっぱい運動の関係であるとか、おもてなしコーナーの経費ということで見させていただいております。おっしゃっていただいておりますように、いろんな方が来られますので、観光的な発信でありますとか地域の魅力発信であるとか、そういった部分については場所があればできるという部分もございまして、その辺については担当課と議論させていただきながら、ゼロ予算でも工夫しながらできる部分もございまして、取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 次に歳入の件ですが、ふるさと納税は増収対策の1つと考えておるといって御答弁いただきました。彦愛犬の彦根市は、今年度、財政調整基金20億6,300万円を全額取り消して対応するという厳しい予算を組んでいます。1月の和田市長の記者会見でも、この1年間にどれだけ財源を生み出せるか勝負したいという決意を述べておられますし、稼がなければならないということを記者会見でも発表されています。そういったことで、財源がないところは、私、愛荘町も含めて、これからこういったふるさと納税等の増収対策を図っていかなければならないと思っています。

今、ふるさと納税の明暗ということで全国的に話題になっておりますが、やはり滋賀県を見ても、近江八幡の場合は54億、野洲が16億、彦根が10億、この彦根の10億は、1年間、前年度と倍になっているわけですね。これも彦根城の世界遺産、また彦根山等の活躍もあります。やはりそういうふうなやる気を持って一丸となっ

てやっておられます。

だからそういったことで、当町の場合は、ふるさと納税につきましては今年度あまり前年度と変わらない程度だと思いますが、やはりここに思い切った考え方、やり方、そういったものを出していかなければいけないと思うんですけど、その点についてお尋ねをします。

○議長（村西作雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阪本 崇君） 今、ふるさと納税についてということで御質問いただきました。今年度、昨年度と比べて若干上回るような予測をしてるわけですが、大幅な伸びというのは今のところ求められないところでございます。そういった中で、今年度につきましては中間事業者のほうを導入いたしまして、企業のノウハウとかスキルを使って、今後伸ばしていきたいというふうに思っているところでございます。今年度9月からの導入ということで、今現在につきましてはサイトの編集とかいう部分で取り組んでいるところでございますが、改めてまた新規開発の返礼品の拡充等を目指しながら、ふるさと納税の拡充に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） よろしく願いいたします。次に2点目の、災害時の業務継続計画「BCP」についてお尋ねします。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震で大きな被害が発生し、2か月以上経った現在でも、今なお復旧のめどが立っていない現状を毎日報道で知り、町民の皆さんは大変不安視になっておられます。本町には最も影響を及ぼすと言われております鈴鹿西縁断層帯地震も想定されています。また、南海トラフ地震では、過去1,400年間に約90年から150年の間隔で大地震が発生していることから、次の地震までの間隔を88.2年と予測されておられます。30年以内に発生確率が70%から80%と、これは2020年の1月24日現在なんですけども、言われており、極めて高い確率と言われております。

そこで、まず本町の業務継続計画BCPの制度概要についてお尋ねをします。全国の自治体の業務継続計画は98%と100%に近いデータですが、ガイドラインが想定する特に重要な6要素全てを対応している市町村は35.2%にとどまります。そこで、本町の6要素を含めた自然災害のBCPと感染症BCPの策定についてお尋ねを

します。

○議長（村西作雄君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　議員お尋ねの業務継続計画とは、大規模地震の発生時や新たな感染症等の緊急非常事態において、住民の生命、身体、財産を守り、生活及び社会経済活動への影響を最小限に抑えるとともに、行政機能が低下する状況にあっても業務を継続し、できる限り早急に通常レベルに普及させるよう策定するものでございます。

策定につきましては、内閣府がガイドラインとして必ず定めておくべき特に重要となる6つの要素を明記しており、さらに、町が別途定めている地域防災計画や職員災害初動マニュアルとの整合を図った内容となっています。

本町においては、災害発生時における業務継続計画と新型インフルエンザ等の感染症発生時の業務継続計画の2つを策定しております。このうち、災害発生時における業務継続計画については、地震発生時においてライフラインに制約が想定される中で、あらかじめ災害リスクを考慮して備えを行うとともに、優先度の高い災害対策業務や通常業務を定め、発災直後から業務を継続できる体制整備を図ることを目的に策定しているものでございます。

また、近年の新型コロナウイルスのような感染症対策を前提とした業務継続計画として、新型インフルエンザ等、業務継続計画を策定しております。本計画では、感染症が本庁舎内で蔓延しても業務を継続する必要性から、来庁者及び職員への感染拡大を防ぐため、それぞれ所管課の役割を明確にし、業務継続実施時に行う業務について定めております。

以上です。

○議長（村西作雄君）　　6番、村田 定君。

○6番（村田 定君）　　ありがとうございました。地域防災計画、この中に位置づけられると思うんですが、特に重要な6要素は、ガイドラインに基づき本町は的確に業務継続計画BCPに対応いただいておりますが、6要素について中身、内容についてお尋ねをいたします。

○議長（村西作雄君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　御答弁申し上げます。

まず1つ目でございますが、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制でご

ございます。

2つ目に、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の設定でございます。

3つ目に、電気、水、食糧等の確保でございます。

4つ目は、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保でございます。

5つ目は、重要な行政データのバックアップでございます。

最後6つ目につきましては、非常時優先業務の整理でございます。

以上の6要素が、国のガイドラインにおいて業務継続計画の特に重要な項目として示されております。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） この6要素は、大変この1つどれを取っても大事でございますし、また民間もこれに基づいて今、取り組んでおるところでございます。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次に2点目として、南海トラフ地震、南海トラフとはフィリピン界プレートとユーラシアプレートが接する深さ4,000メートルの海底にあるくぼみのことを南海トラフというふうになっております。南海トラフ地震は、静岡県から四国等広範囲であり、4,000メートル級の深い地震帯であり、甚大な被害が考えられます。本町の被害の想定、これは滋賀県地震被害想定調査結果についてにお尋ねをいたします。

○議長（村西作雄君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓や社会構造の変化を踏まえて、災害対策基本法が大幅に改正されたところであり、各自治体においても、今世紀前半に発生が懸念されている南海トラフ地震への備えを強化しているところでございます。また、滋賀県では、平成26年3月に南海トラフ地震等を含めた災害発生時の地震被害想定を取りまとめ公表しており、本町においてもその内容に基づき、地域防災計画における震災対策編の南海トラフ地震防災推進計画として定めております。

この計画では、起こり得る最大クラスの地震として、県や市町レベルでの被害規模を想定することを主眼として、過去の地震における被害結果を基に統計的な手法を用いて被害を想定しております。ただし、この計画におけます水道や電力供給施設等のライフラインの被害につきましては、あくまでも起こりうる被害を想定するものであり、個別施設の構造や耐震性能等を反映したものではございません。想定される被害

については、県内の様々な活断層による基本ケースや陸側ケースの地震想定、市町の建物被害想定、人的被害想定等、多岐にわたり記載されており、愛荘町でも陸側ケースの場合には約1,000棟の建物が全壊や半壊し、冬の深夜の場合には120名程度の人的被害が出ることが想定されております。なお、詳細につきましては、滋賀県のホームページにおいて公表されているところでございます。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 南海トラフ地震が発生しますと、本町に最も影響を及ぼすと言われている鈴鹿西縁断層帯地震も連動するというふうなことで、非常に大きな被害が考えられます。台風とか大雨の場合は前もってある程度分かるんですが、この自然災害、地震だけは本当にいつか分からないということで、引き続き緊張感を持って対応していただきたいと思います。

その次、3点目、特に本町のインフラ基盤についてお尋ねをいたします。特に水道管、下水道管の耐震化率の進捗状況についてお尋ねをします。震災に強い水道、下水道を目指して、これまで以上に施設の耐震化の取組を行っていく必要があると考えます。取組の進捗状況についてお尋ねをします。

○議長（村西作雄君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 本町のインフラ基盤の1つである上水道管に関しては愛知郡水道事務所が所管しており、給水区域管内での集計となりますけれども、令和4年度末現在で管路耐震化率は25.9%でございます。このほか、管路以外の部分の耐震化率は、水を作って一時的にためるタンクでございます浄水池については88.7%、御家庭に配るためのタンクである配水池につきましては100%でございます。これらの浄水・配水池の耐震化率については県内平均を大きく上回る整備率であり、大きな地震にも耐えられる構造となっております。今後の管路改修及び施設整備については、耐震化及び更新計画に基づき行われる計画でございます。

次に、建設・下水道課が所管しております下水道管につきましては、令和4年度末現在で50.7%の耐震化率となっております。管渠については、硬質塩化ビニール製、ダクトイル鋳鉄製共に目標耐用年数を75年と定めていますが、令和7年度末をもって愛荘町下水道ストックマネジメント計画の計画期間が終了することから、第2次下水道ストックマネジメント計画において、非耐震化の管渠について洗い出しを行い、令和8年度から令和12年度の計画期間中に耐震化整備計画を策定した後、耐震化工

事を進めていく考えであります。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） インフラ基盤の整備は最も大事だと思うんですけども、能登半島地震の報道を見てみますと、水、水道、これが非常に大きな問題になってます。当町の場合、これ100%貯水タンクが設備できているという答弁を頂きました。能登半島のほうの地域では全く貯水タンクが設備できていなかったことが、今日、住民生活が大変困っておられるわけでございます。当町は100%できておることによって安心をしましたが、引き続き維持管理に努めていきいただきたいと思っております。そこで、まずその貯水タンクは町内に配置していますということですが、何か所くらい、どこにあるのかについてお尋ねをいたします。

○議長（村西作雄君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 恐れ入ります。愛知郡水道事務所管内で5か所というふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） それともう1点、トイレの問題が大きな社会問題になってます。能登半島でも非常にトイレに困っておられます。そういったことで、仮設トイレ、携帯トイレ、これの対応についてお尋ねをいたします。

○議長（村西作雄君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 現在、本町におきましては、大規模災害に備え、生活物資の供給や飲料の提供、また電気設備の応急復旧の応援等、あらゆる災害相互応援協定を締結しております。特に民間機関とは、今年度末で27件締結をしております。御指摘のトイレ等につきましては、災害時における仮設トイレの補完、あるいは設置及び応急給水に係る救援協定書や災害時における建設機械等の調整の支援に関する協定書の中に、仮設トイレあるいは携帯トイレ等の部分も明記されておりますことから、有事の際につきましては速やかに支援いただける体制を整えているところでございます。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 生活には欠かすことができない水の安定供給に向けて、しっかりとお願いしたいと思います。

次に4点目、避難訓練においてお尋ねします。職員を含め、町民の皆様との合同訓練、避難場所での取組について、また緊急時、職員がそろうのにどれくらいの時間を想定されているのか、実際にしたデータはあるのかについてお尋ねをします。発生した時間によって大きく変わると思います。勤務時間中と休日とか深夜では全く違うと思います。そのようなシミュレーションをされているのか、お尋ねをします。

○議長（村西作雄君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　本町における避難訓練等の取組につきましては、毎年、自治会からの依頼によって、町や町消防団が出前講座や防災訓練を実施しております。先ほど森野議員からの御質問にも答弁させていただきましたが、今年度については職員や消防署員の指導のもとで、避難場所等での防災に係る講座や防災訓練、消火訓練、救急講習等を実施し、延べ26団体約1,300人に御参加いただいたところでございます。また、年1回実施する総合防災訓練では、職員と地域が一体となり、関係する自治会の皆様に防災拠点までの徒歩による避難訓練や様々な体験型訓練を実施していただいております。令和5年度は、愛知川東小学校管内において、地域住民121名、職員67名が参加したところです。このほか、町消防団の取組として、秋と春の火災予防運動の啓発を展開する中で、自治会や自警団の協力を得ながら、住民による消火訓練や消火栓、防火水槽の点検、防火指導や救急救命指導等を実施し、消防団員、町職員と地域住民が一体となった取組を実施しています。

次に、災害時における職員の参集時間想定ですが、令和4年8月末に全職員に対し調査を実施し、その結果、15分以内に参集できる職員、15分から30分以内に参集できる職員のいずれも全体の37%であり、30分以内に参集できる職員としては全体の74%でした。また、自動車や公共交通機関等が利用できない場合でおおむね1時間以内に参集できる職員は54%の結果でございます。

令和4年9月には、全職員を対象に招集訓練を休日に実施し、実際の招集時間も調査したところです。災害時等の招集、対応については、訓練の機会に状況に応じたシミュレーションを行うとともに、夜間も含めた職員に対する招集手段につきましては、職員全員に対し一斉メールを配信することとしており、年1回のテスト配信も含め、昼夜、連絡の取れる体制を整えております。

○議長（村西作雄君）　　6番、村田 定君。

○6番（村田 定君）　　輪島市、珠洲市を見ても、職員の方は自宅が崩壊しているに

もかわらず、やはり公務のために庁舎に出てきて庁舎に寝泊まりし勤務されてる姿を見て、本当に職員の方の御苦勞は大変だと思いますけれども、ぜひ緊張感を持ってよろしく願いをしたいと思います。

次に5点目、本町の防災拠点・避難場所を町民の皆様と共有し、自治会、自主防災組織との連携についてお尋ねをします。住民避難場所については、自治会の協力がなしにはできません。自助、共助が最も大事です。一体となった訓練などの計画についてお尋ねをします。

○議長（村西作雄君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　本町の防災拠点となる指定避難所や指定緊急避難場所につきましては、令和3年3月に全戸配布しました愛荘町防災ガイドブックに掲載するとともに、町ホームページ等で広くお知らせしています。

自治会等との連携に関してですが、現在、町内の37自治会で自主防災組織が立ち上げられており、それぞれの組織において資機材の整備や災害を想定した避難訓練、防災講習会、出前講座の実施に取り組んでいただいています。自治会が主体となって実施する出前講座や防災訓練の中では、町の担当が出向き防災ガイドブックの説明も行うなど、昨年度に引き続き今年度も多くの自治会で実施いただいたところでございます。また、災害発生時には自治会が自主的に公民館や草の根ハウスを一時避難所として開設を頂いており、その際は速やかに町との連携を図っております。

令和5年8月に発生しました台風7号では、町は2か所の自主避難所を開設し、町ホームページや防災無線、公式LINE等で広く周知をいたしました。また、地元自警団との連携においても、消防団長の指示により分団長から自警団班長へ連絡し、パトロールや見守りを実施いただき、地域での安全確保や被害の軽減に努めたところでございます。

今後におきましては、関係課と連携を図りながら個別の避難計画の策定を進めるとともに、要支援者を含めた避難行動計画について自治会や関係機関と調整しながら、協働による防災・減災対策を進めてまいります。

○議長（村西作雄君）　　6番、村田 定君。

○6番（村田 定君）　　自治会、また関係団体とも連携をしていただき、引き続きよろしくお願いをいたします。災害時最も大切なものは、個別避難計画だと思っております。高齢者、障害者、介護を要する人たちの避難計画、避難をどうするかという

この個別避難計画については、現在、福祉課等で検討していただいております。同時に避難行動要支援者名簿の活用についてもルールづくりを考えておられるとのことですので、次回の質問にさせていただきます。

次に、大きく3点目の愛荘町立歴史文化博物館についてお尋ねをします。

平成6年4月1日に資料館として開館されました。その後、歴史文化博物館として認定され、今日に至るまで30年間、町内外から多くの来館者があります。町の歴史文化をしっかりと守り発信、発展していかなければならないものと考えます。愛荘町の宝の1つだと思います。しかしながら、時代の変化とともに対応していかなければならないことも多くあります。下記項目についてお尋ねします。

1点目、バリアフリーとトイレの改修であります。

館内のトイレを和式から洋式トイレに早急に改善することを求めます。歴史文化博物館と位置づけられる館は、県内でも長浜城、彦根城、安土城、大津市歴史文化博物館をはじめ、30館ぐらいの中で全く遅れています。愛荘町にとっても恥ずかしい限りです。今の時代、洋式トイレが当たり前で、実際に行かれた住民さんからも、「トイレが大変でした」と聞いています。職員にも来館者から直接苦情もあります。高齢者、障害者にとって大変苦痛です。毎年度予算案で要求していると聞いていますが、予算がないとしてではなく、投資型経費として計上して工事着手を早急にお願ひしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（村西作雄君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（上林市治君） 歴史文化博物館は、平成6年の開館以来、建物の躯体を改修する工事等は行っておらず、トイレは管内に2か所、建物の外部に1か所あり、その内訳は和式が16か所、洋式は外部にあるバリアフリートイレ1か所のみで、令和6年度予算において、この洋式を温水洗浄便座へ交換を予定しています。博物館は平成6年の開館から30年目を迎え、コンクリートのひずみなど、施設の修繕が必要な箇所も出てきています。博物館は大切な文化財を収蔵していることも踏まえて、今後整備をする必要があります。議員御指摘の和式トイレの改修については、今後も引き続き協議を行い、博物館施設全体の大規模改修の中でトイレの洋式化について考えてまいります。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 2番、1階の職員トイレは故障しており、長く使用されてい

ません。収蔵庫が不足している状態です。収蔵庫に改修して有効利用することを求めます。職員は、館内トイレを使用することにより、トイレ内のチェックもできると効果があると思います。

3点目、外側のトイレの必要性についてお尋ねをします。館内トイレよりも大きく、金剛輪寺敷地内の立地でもあり、開館当時の状況は不明ですが、博物館には必要がなく、管理清掃も大変で、利用者もあまりないと思います。収蔵庫が不足していることから、職員トイレとの一体的に改修することが、より利便性の高いものと考えますが、答弁をお願いします。

○議長（村西作雄君） 歴史文化博物館長。

○歴史文化博物館長（下村今日子君） お答えさせていただきます。

1階トイレを収蔵庫に改修することにつきましては、議員御指摘のとおり、利点もあることから検討してまいります。先ほどの質問で教育次長がお答えしたとおり、大規模改修を計画する中で必要なトイレスペースを確保するとともに、収蔵庫への改修案等についても検討してまいります。

建物外部トイレについて、金剛輪寺参道入口から博物館入口につながる途中にあり、開館当時において観光客の利用も考慮し、以来、設置しております。特に、建物外部トイレのうち博物館入口にあるバリアフリートイレについては洋式ということもあり、利用頻度は高くなっています。このため、完全になくすことは難しいと考えられます。

今後、大規模改修を計画する中で、利用頻度や管理について踏まえた上で、男女トイレの便器を減らし、その代わりに現在1基のみのバリアフリートイレを2基程度増やすことで、誰にでも利用しやすいトイレとすることを考えています。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 歴史文化博物館につきましては、平成6年、今から30年前に建築費が12億2,000万できております。当時、本当に立派なもんだったと思いますし、また金剛輪寺さんの歴史、国宝というものがあってこそ、こういったものができたんだなというふうに思います。

そこで、総務政策監にお尋ねしたいんですけども、2019年の私の質問に、「公共施設の個別計画では2022年までに今後の施設の在り方を検討する必要がある」と、歴史博物館にはそういう答弁を頂いております。25年10月には国体があるわけですから、まず国体であったときに、当町の歴史文化を発信する上において唯一の博物

館ではないかなというふうに思います。当町に今、国体で多く、選手、関係者、役員の方が来られますが、そういった方にこれをPRする絶好の機会ではないかなと。これこそがおもてなしで、入館料を国体選手関係者には入場料を無料にする、また金剛輪寺の拝観料は無料にする、そういったことで愛荘町のPRができると思います。それをするについては、まずおもてなしの根本は公衆トイレ、やはりトイレにあると思います。これ、彦根市の市議会でも、おもてなしの根本、彦根市はメイン会場で開会、閉会式がされるんですが、やはりトイレが大きな問題になっております。やはり、おもてなしの根本はトイレやということをおっしゃられます。まさに私はそのとおりだと思います。そういったことで、大規模改修等々がないということであれば2025年までは国体にトイレが間に合わないというふうなことになると思うんですけども、そこらの見通し、いつ頃を考えておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

町として全体的な話なんですけれども、トイレの改修につきましては使用頻度の高いものとか損傷の激しいもの、そういったものを中心に進めております。特に新型コロナの交付金を活用させていただいて、令和2年度につきましては、る一ふる愛知川、あるいは3年度につきましては愛知川と秦荘の両庁舎、それと愛知川図書館、そういったものを整備させていただいておりますし、あと令和4年につきましてはハーティセンター秦荘について和式から洋式へと変更をさせていただいております。設備工事につきましては、御承知のように小規模でありましても非常に高額となってきておりますし、あと現在、和式のトイレがあるところにおきましても、1つも洋式がないという施設はないと認識をしております。そういった中で、今後、町といたしましては、施設の大規模改修とか施設の集約化で工事が伴った場合につきましては、積極的にトイレの改修、洋式化に持っていきたいというふうに思っております。確かに、国スポ・障スポ、非常に大事な重要な事業でございます。一定ハード整備も必要となってくると思いますけれども、ソフト的な盛り上げ、そういったところについてはしっかりと対応していくというところが、今後大事なところではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 財源がない、厳しいということで順番が回ってこないという

ことだと思うんですが、それと入館者見込み数が少ない、そういったことでどうしても後回しになっているんじゃないかなと思うんですけども、やはり歴史文化博物館という位置づけ、これはもう本当に高いもんだと思うんですよ。今、彦根城ではひな祭りの大々的なやっていますが、やはり多くの歴史文化博物館に来られるわけですね。ですから、当然、当町にあれば、今度の国体選手の関係者も、ぜひ愛荘町の歴史文化博物館を見たいということで来ていただけたということは間違いないと思うんです。だからその意味で、何年度に改修を予定しているのか、今、答弁がなかったんですが、やはり2027年とか28年にするのであれば前倒しで2025年までにやるという決意を聞きたいと思いますし、この対策補助金、国の交付金ですね。当町はPay Pay等で非常にまた違った面での効果を出していただいています、Pay Payは既にもう2回やっていただいていますし、Pay Payやっているところは近隣では彦根、長浜ということで少ないと思います。町レベルではやっておりません。だからそういったものを活用して、何とか早急に歴史文化博物館に予算を充てていただきたいと、これは近隣を見ましても、歴史文化博物館というのは非常に貴重なもんだと思うんです。ですから、2028年には更新をされなければなりません。更新するためには、来館者のロコミとか地域性、そういったものが評価されると思うんですけど、そこは大変厳しいハードルだと思うんです。そこはぜひ前向きな考えをしていただきたいし、6月の一般質問で再度お聞きしたいと思いますので、内部で十分に調整をしていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか、それについて。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 歴史文化博物館の大規模改修の時期というところなんです。でございますけれども、その部分につきましてはやはり専門的な部分がございますし、教育委員会部局との協議もございますので、総合的に判断をさせていただきながら進めさせていただきたいというところでございます。時期については、ちょっと未定ということになります。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 次、4点目、歴史文化博物館として最も重要なのは企画立案だと思います。6年度年間のイベント計画について、また継続していける企画と6年度最も力を入れていく企画について、お考えをお尋ねします。

○議長（村西作雄君） 歴史文化博物館長。

○歴史文化博物館長（下村今日子君） お答えいたします。

令和6年度の年間イベントとして、展示計画及び関連行事があり、年3回の特別展と愛荘町内及び湖東地域の歴史・文化に関する企画展を2回、書き初め展が1回、民具展が1回あります。継続して実施予定の企画のうち、子供を対象としたものには書き初め教室とこども能楽教室があります。また、5月の連休期間中に毎年開催している春の芸能鑑賞会、ハーティセンター秦荘で実施している古文書教室も継続する予定です。書き初め教室は園児から中学生までの参加があり、参加者の作品等を展示した書き初め展は親子で観覧される様子も見られました。また、春の芸能鑑賞会でも、演奏者の家族や関係者の観覧が多くあり、博物館に来館していただくきっかけとなっています。

令和6年度、最も力を入れていく企画としては、春季特別展愛荘町那珂川町姉妹都市交流展いわむらかずお展があります。博物館では、過去に、栃木県那珂川町馬頭広重美術館との交流展を3回開催しました。今回は、同じ那珂川町にある、いわむらかずお絵本の丘美術館から、絵本作家いわむらかずお先生の作品をお借りして展示します。また、愛知川図書館びんてまりの館でも一部作品展示を行い、秦荘図書館では記念おはなし会を開催予定です。3館を巡って、いわむらかずお先生の世界を楽しんでいただけるよう、スタンプラリーも計画しています。子供たちに人気がある絵本作家の作品展であることから、多くの方に博物館に御来館いただけることを期待しております。特別展の出口付近には、愛荘町の文化財の写真の展示、また同じフロアに金剛輪寺関連の常設展示もあるため、特別展の観覧を目的とした来館者にも、町の歴史を知り興味を持つきっかけとなることも狙いとしております。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 子供を対象としたイベントというのは、やはり親子で来られるということでの効果もあると思いますので、ぜひ力を入れていただきたいと思えます。

次に5点目、発信力、集客についてお尋ねします。施設の活用についての考え方についてお尋ねします。また、令和5年度取組をされた子供が来る取組の成果と今後の取組についてお尋ねします。来館者をはじめ、口コミでのPRやマスコミに積極的にPRしていくことが必要です。また、交流サイトSNSなどを活用した発信の方法などの考えについてお尋ねをいたします。

○議長（村西作雄君） 歴史文化博物館長。

○歴史文化博物館長（下村今日子君） 施設の活用についての考え方についてですが、町の子供たちが町の歴史を知り郷土愛を育むきっかけとなるよう、学校や園の見学の受入れや火おこし体験などを実施しています。また、子供を対象に、能楽教室、ワークショップや書初め教室も実施しています。特に、2025年には国民スポーツ大会、障害者スポーツ大会が愛荘町で開催され、多くの町外の方々にお越しいただくことから、博物館としても愛荘町の歴史や文化、町の見どころなど、愛荘町の情報を発信していきたいと考えています。今後も、博物館内にとどまらず、町内小中学校、各施設へ出向いての展示や教室、ワークショップを計画します。

次に2点目、PRについては、展覧会の案内ポスター、チラシを県内博物館や美術館、図書館等各施設に送付し、掲示、配布を依頼しています。また、近隣のJR駅でのポスター掲示も依頼しています。姉妹町の栃木県那珂川町的那珂川町馬頭広重美術館とは展示情報の広報協力を行っており、当館の展覧会情報の掲示をしていただいています。このほか、新聞各社、NHK大津放送局、BBCびわ湖放送など十数社に展覧会の講演を依頼するとともに、記事として掲載につながっています。また、SNSについては、どのSNSを活用すれば効果的であるか、また博物館のホームページにつながるような方法を現在検討し、令和6年度春季特別展からの活用を考えています。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 交流サイトのSNSを活用した発信というのは、今の時代大事だと思いますので、これにつきましてはSNSやT i k T o kとか、若い10代、またインスタグラム、またフェイスブック、また今、専ら注目浴びてるXですね。こういったところに積極的に発信をしていただいて、やはりPRをして、やはりこの存在感を出していただきたいというふうに思います。

次に4点目に移ります。フリースクールと居場所づくりについてお尋ねします。全国で急増している小中学校の不登校が大きな社会問題となっています。増加する子供の不登校への対策をめぐり、県内でも議論がされています。県内では6市町が独自にフリースクールに取り組んでいると、県が後押しすることで、これから新たに補助をする市町が増えていくことに期待をしておられますけれども、厳しい実情というふうに聞いております。そこで、本町の現状と取組について、教育長にお尋ねをします。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、不登校児童生徒は全国的にも増加し、背景も多様化していることから、個々に応じた適切な支援を進めることが大変難しい現状でございます。

そのような状況の中にあリましては、学校を誰ひとり取り残さない安心・安全な学びの場とすることが不可欠であります。全ての子供たちが充実した学校生活を送れるよう、日々の授業を魅力的なものにするとともに、個性の発見と良さや可能性の伸長等につながる発達支持的な生徒指導を進めることが大事だと考えております。

学校におきましては、毎朝の健康観察のほかに、タブレットによるメンタルチェックや、スクールカウンセラー等を活用した教育相談の充実に努め、不登校の未然防止、早期発見、早期解決に努めております。不登校の兆候が見られた場合におきましては、組織でアセスメントに基づく対応を進め、それでも欠席が長期に続く場合には、特別な支援と関係機関との連携を進めております。

多様な学びの場の提供といたしましては、各学校の空き教室を利用した別室での学習や、愛荘町、教育支援ルーム、フレンズ愛荘での学習等、子供たちの居場所づくりを広げていくよう努めているところでございます。また、来年度より、国や県の事業を活用しながら、校内支援ルームの設置や民間施設を利用している子供や保護者への支援の在り方等も検討していきたいと考えております。

今後も、子供たちの安心・安全で魅力的な学校づくりと多様な学びの場や居場所づくりに努めてまいります。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） このフリースクールの件、特に大きな問題になっておりますが、なかなか難しい問題だと思います。そういったことで、関係機関とも十分御相談を頂き、子供たちの居場所づくりに努めていただきたいと思います。

最後5点目、愛荘エデュケーション・アワード開催についてお尋ねをします。

令和5年12月26日に初めて開催されました愛荘エデュケーション・アワード開催は、関係機関をはじめ大変好評で、すばらしい成果がありました。私も今まで多くの式典に参加しましたが、最も感動しました。学校教育において、主体的に学び探求している、授業実践、研究が謙虚である、学びを循環させつつ地域づくり、ひとづくり、きずなづくりを行っている。個人・団体、自立型人材の育成に成果を上げている個人・団体を顕彰し、関係者がその取組に学び、その内容を共有することはさらなる

愛荘の教育の発展につながるものであるとの開催趣旨により愛荘エデュケーション・アワードが開催され、大会主題であるみんなの活躍で・ワンステップフォワード！（一歩前へ）というすばらしい開催趣旨に基づき愛荘町教育委員会が開催されました。9つの団体が表彰を受けられ、それぞれ活動内容を発表され、すばらしい内容でした。ボランティア活動の皆さん、小学校、中学校の生徒、教職員、PTA団体など、本当に多くの皆さんが頑張っていておられます。このような個人団体が地域で活躍していただいていることは、まだまだ町民全体には発信されておられません。今回開催をきっかけに、ぜひ続けていただきたいと思います。教育長の今回開催された思いと、今後の取組についてお尋ねをします。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

まずは、村田議員には大変高い評価を頂きまして、ありがとうございます。愛荘エデュケーション・アワードにつきましては、愛荘町教育行政方針に掲げる基本方針、人が輝き、人が育つ、未来を拓く愛荘の教育を具現化するための取組の1つとして開催したものでございます。主体的な活動を行い、教育的価値の高い方々など、分野を問わず学び活動しておられる方々の存在を共通理解し、さらなる愛荘の教育発展を図ることを目的に、関係者が知恵を絞り、初めて開催をさせていただいたところでございます。

主体的に学び探求することは生涯にわたる学びにつながり、やがては人づくり、つながりづくり、地域づくりに発展するという好循環が生まれ、生涯学習2.0アクションプランに掲げる学びあう学びをつくっていくことにつながると考えているところでございます。

人生100年の学びを考えたとき、地域全体のウェルビーイングの実現に向けては、人生のあらゆる機会において、主体的・自立的な学びや活動を続け、その意味を共通理解することが自律型人材の育成や地域づくりへとつながるものであると考えているところでございます。

愛荘エデュケーション・アワードはさきに述べましたことの再認識や機運醸成の場であり、社学連携、協働による次代を担う人材育成の場として、議会の皆様をはじめ、様々な分野の方々にも御理解と御協力を頂きながら、次年度以降も引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 今、教育長から熱い思いを聞かせていただいたんですけども、読み聞かせボランティア月のくまさんというグループがあるんですけど、これ2010年の11月に結成されて、今年で何と13年目になるんですね、会員16名で。今、小学校のほうに読み聞かせで行っておられるんですが、当初は全然認知されなかったけども、今は、「月のくまさんだよ」と言って、「おはよう」というような声をかけていただいて、子供たちにもすっかり覚えていただくようになったということ喜んでおられます。それでこの表彰を受けられたわけですが、本当に認められたというんか、地域でそういったボランティア活動が本当に根づいてきたなということで、16名の方も非常に喜んでおられます。だから、そういったもののエネルギーをどんどん引き出していただいて、これから読書の町に向けての発信をしていただきたいなというふうに思いますし、また読書の町宣言をされたポスターができたんですけども、あのポスターも社会教育委員の方が中心に選考委員でされて、それも表彰されましたけども、非常にそういった地味な、我々から見えなかった部分がこの表彰でされて見えたので、非常に私はうれしく思いました。また、PTA組織にしても、今なかなかPTA組織がつかれない、成り手が無いというふうな中で、積極的にPTA組織の発表会もございました。そういった、できないできないじゃなくて、やはりそういった例をしっかりと発信していく必要もあると思いますので、またこれは表彰だけじゃなくて、やはりそういう体験発表の場をできるだけ多く機会を持っていただいていただくことも必要ではないかなと思いますので、その点の教育長のお考えをお聞きます。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

有村町長は、常々公益に資する生き方をたたえるというようなことを教育の場でもおっしゃってくださいます。まさに、そうした自律型の人材、これは立つという意味もございまして、そして自分で判断し自分で行動する、そういう力を持つという意味もございまして。そういうような形で地域や社会に貢献しておられる方々の生きざま、あるいはその思い、あるいはその工夫された取組、そういうことに学ぶということは、これは人生100年の学びということで、子供も大人も全てにわたってモデルとするべきところではないかなというふうに私は思っております。そういう意味では、やっぱりたたえるだけではなしに、そのいろんな活動の中身やそのエキスや、それから更

に手を組んでいける余地はないのかというふうな部分も多くの方々が議論していただく、あるいはまた新たなチャレンジを考えていただく、そういう意味でもとても重要であるというふうに考えておりますので、そうした視点も取り入れまして、今後更に質的に向上する、そして本当に皆さんに支持をしていただける、そういうアワードにしていきたいと思っております。今日いろいろ御質問いただいて、私どもも大変評価を頂いたことを嬉しく思いますし、それをモチベーションにしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） このときは町長も祝辞を述べていただきまして、覚えておられると思うんですけど、非常に今までにない祝辞で本当に盛り上がったと思います。良かったと思います。表彰を受けられた方にももちろん祝福するんですけども、表彰状だけではなくて、できたら副賞も付けていただくとまた励みになるんじゃないかなと。またボランティア団体、またそういう組織の団体がコミュニケーションを図ることも可能じゃないかなというふうに思いますので、そこらの点も考慮いただければありがたいし、令和6年度もぜひ盛大に開催をしていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村西作雄君） これで、6番、村田 定君の一般質問を終わります。

◇ 中川喜代和君

○議長（村西作雄君） 一般質問を続けます。3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） まず最初に、本年1月1日午後4時10分頃発生しました能登半島地震で、大きな被害をもたらしました。亡くなられた方々のお悔やみと被災された方々にお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復旧、復興を願っております。

それでは、一般質問をいたします。一問一答でお願いします。

令和5年3月以降の入札についてお伺いします。令和5年3月から今日まで、町が発注した入札執行に際し、設計違算等が判明した入札内容の説明をお願いします。また、設計違算をした要因も明らかにして説明をお願いします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 令和5年3月から令和6年2月までの期間において設計違算

等があった内容といたしましては、入札参加業者様へ配布すべき仕様書、図面等の添付誤り、設計図書における資材単価の計上ミスや、積算する上で計上すべき費用の積上げが漏れていたことなどで、入札公告をしてから入札執行前に判明した案件が4件、入札執行後の案件が3件の合計7件でございます。

この要因についてということでもお問いを頂きました。設計違算の要因といたしましては、転記誤りや添付図面等の書類の枚数誤りなどの不注意、設計者はじめ関係職員の確認不足、またチェックが十分に機能しなかった点などがあると考えております。

対応策といたしましては、設計違算がなくなるよう、担当者個々の積算能力の向上はもとより、検算等のチェック体制の強化に取り組んでまいります。

設計違算等が生じることにより、入札のやり直しや落札決定の取消しなど、入札に参加いただいた業者様へは大変な御負担をおかけしております。また、当初予定していた時期に工事が行えず、事業進捗の遅延や事業効果の発現が遅れることで、住民の皆様にも御迷惑をおかけしておりますことを深く反省し、再発防止に努めてまいります。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 町長、違算でもいろいろあります。設計による場合、数量のミスなど、どのような違算が入札のやり直しや取消しに該当するのか定義と、設計書のチェックは誰が担当しているのかお聞きします。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

設計違算につきましては、事務取扱要領というものも定めさせていただいております。その中に定義というのがございまして、設計違算というものにつきましては、積算条件と異なる単価、歩掛の適用、費用の計上漏れ等の理由による設計金額の誤りということになってございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それと、あとチェック体制でございますけれども、これはどこの部課も一緒なんですけれども、やはり担当がしっかりと、今回の場合ですと設計のほうをさせていただいて、その後、係長、その後、課長のチェックということになってございますので、そういったところのしっかりとした体制の見直しというところもやっていかなければならないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 設計積算したものは、監督員として検査まで担当しなければ、業者に適切な指示もできないと思います。そして、また変更設計も作成できないことになりまして、様々な支障が想像できます。よりよい工事ができないと考えます。何回も問題が発生しているのに入札監視委員会が開催されていない理由、そして今後このようなことが起こらないための対策をどのように考えておられるのか、お伺いします。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 2点、ありがとうございます。

まず入札監視委員会につきましては、以前にもちょっとお話をさせていただきましたように、今年度中に開催をさせていただくというところで考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それとあと、今後ですけれども、先ほど町長のほうから答弁ございましたけれども、しっかりとチェック体制の強化を図るとともに、滋賀県の技術センターというところがございます。そこの業務の支援というところ、それと研修というところの事業も研修センターのほうでやっておられますので、そういったところもしっかりと活用しながら、職員の技術力のアップも重要となっておりますので、そういったところもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） これ、ある業者からちょっとお聞きしたんですけども、土木業者の質問に適切な回答ができない土木担当職員がいると聞いております。最少の経費で最大の効果を発生でき、よりよい工事がスムーズに完了でき、請負業者から信頼を持たれる土木担当職員を育てなければならないと感じます。これはもう答弁はいいんですけども、適切な対応をお願いいたします。

次の質問に入ります。冬の除雪計画の見直しについてお伺いします。当町における今年の冬の降雪は今のところ多くはありません。しかし、地球規模では地球温暖化の影響により、大雪、大雨が想定されています。そこで、その対策についてお伺いします。2点について回答をお願いします。

1点目、主要道路の除雪は除雪業者などに委託されて行われていますが、どの字においても高齢化が急速に進んでいます。地域事情から、生活道路の除雪を宇内住民の

協力だけではできない現状が見られます。町内全体の状況はどうでしょうか、説明をお願いします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 町が実施する除雪の目的は、町民の皆様に安全で円滑な冬季の交通を確保するとともに、緊急車両の通行や交通渋滞の軽減を図ることにあり、通学路やバス路線など交通量の多い幹線道路から除雪を行っています。

主要道路の除雪については、町内建設業者や自治会の皆様など関係者の御尽力により、早朝から除雪作業に出動いただいております。また町職員においては、融雪剤の散布や町道のパトロールを行い、円滑な交通の確保に努めているところです。

主要道路以外の生活道路の除雪については、自治会をはじめ住民の皆様のご協力により除雪をしていただいているところですが、町内全ての道路が除雪できている状況ではないと認識しております。全ての道路を町で行うことは困難であり、今後も皆様と協力し除雪を行ってまいりたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） いつもどおりの答弁をありがとうございます。早朝暗いうちから寒い中、委託業者が除雪していただいていることは誠にありがたく感謝します。しかしながら、除雪業者の使用機械によって、また距離によって、除雪しやすいところ、しにくいところもあり、作業時間が異なるのは理解します。しかし、同じ除雪機械を使って作業時間がA事業者は5時間ぐらい、B事業者は14時間、こんなに作業時間に差があるのはなぜなのか、お聞きします。

○議長（村西作雄君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御答弁申し上げます。

作業時間につきましては議員も御指摘のとおり、使用される機種によってももちろん時間は変わりますし、また作業される町道の幅、幅員にもよって、延長も当然しかりでございますので変わってはきます。当町としましては、各建設業者様で所有されておられる除雪機械に沿った形で路線の割当て等をさせていただいておりますので、そこで効率的な除雪を頂いている区間もあれば、やはり地元ですぐにぱっとう除雪に行けるという地域性を利用して、その付近を除雪いただいているというケースもありますが、やはりどうしても持っておられる作業される除雪機械によって作業効率がやはり落ちるというか、時間がかかるというところもやはりございますので、そ

ったところを順次していただきながら、今後も引き続き、その区間を短くしたりとか、できるだけ平均的な時間内で効率的な除雪を頂くような形で、また今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 2点目に入ります。主要道路の除雪の範囲に、字内生活道路、福祉車両、通行道路も含めまして、を加えた除雪計画を見直すことを強く要望しましたが、見直し協議の内容について報告をお願いします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 中川議員からは、生活道路を加えた除雪計画に見直すことやその協議を求めるとの一般質問がありました。その際にも担当課長から答弁申し上げておりますが、やはり字内の生活道路について町行政において行うことは実質的に困難であり、各家庭の出入口の除雪や生活時間に合わせた作業については、引き続き、自助、共助、公助のもと、住民の皆様お一人お一人が地域ぐるみでの除雪に御理解と御協力をお願いいたしたいと存じております。

集落内の生活道路については、以前より自治会の御協力のもと、除雪を実施いただいております。その要件は、町道で自治会の方々の通行者が多く、除雪をしなければ通勤や通院など住民の皆様の生活に影響を与える道路や、国道や県道、町が委託する除雪路線に接続される道路としております。大幅な除雪計画の見直しは行っておりませんが、令和5年度には11自治会の御協力のもと、除雪を実施いただきました。

繰り返しての答弁となりますが、今後も地域ぐるみでの除雪に御理解と御協力をお願いいたしたいと存じております。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 再質問させていただきます。ある住民の方から、「去年は除雪してもらった場所が、今年はしてもらえなかった」と聞きました。これはなぜなのか。もう1点、今年も歩道に、その場所を知らせておきますが、川原地区です。

また、今年も歩道に除雪した雪が積み上げられ固まりになっているところが何か所もあり、除雪に苦勞しておられました。昨年も質問しましたが、そのときの答弁は、「新たに速やかに除雪作業につなげられるよう、日々研さんしながら、今年度の教訓を次年度にも生かしていきたいと考えております」と答弁を頂きました。まず研さん

とは、知識や議論を深めるために精力的に学び続け、高いレベルに達するために継続的な努力を重ねることだと思います。しかし、今年も同じことが起きています。業者にはどのような指導やお願いをしているのか、答弁をお願いします。

○議長（村西作雄君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御答弁申し上げます。

まず1点目の、昨年度除雪されていて今年度できてなかったという部分の御質問に対する御答弁を申し上げます。令和5年度までは、町が所有する除雪車や除雪委託する業者様により除雪のほうを行っていた区間だというふうに考えております。しかし、令和5年度から、降雪時に効率的な作業を行っていただけるよう、除雪路線の見直しや、町内各自治会様へも字内町道の除雪がいただけないか、依頼、照会のほうをさせていただきました。しかし、当路線は、地元自治会様からも除雪ができないとの回答を頂いております。そこで地元の委託業者様へ再度依頼をいたしました。道路幅も狭く排雪する場所もないため除雪を頂くことが今回できませんでした。

このことから、次年度に向けまして、当該路線を除雪いただけるよう、あらかじめ再度、地元自治会様や地元委託業者様へ再度依頼を行いまして、降雪時に速やかな対応を図れるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、歩道に雪が数か所積み上げられていて、御質問いただいてその教訓が生かされていないという御質問であったというふうに考えております。その件に関しましては、除雪を頂いている業者様へちょっと周知徹底できていないということで、大変御迷惑をおかけしたということで申し訳なく考えております。

今年度、1回降雪があつて、2日間にわたって除雪のほうを頂いております。かなり作業も短期間で集中して行っていただいたというふうに考えておりますし、その中で、ちょっと毎年同じ区間の除雪を頂いている方もおられましたら、また違う区間を割当てしたりとか、その除雪されている区間の割当て業者さんの中で、オペレーターさん代わっていただいたりというところもあつて、しっかりとちょっと引継ぎができてなかった部分もあるかと思ひますし、当然うちのほうからもそういった指示を適正にちょっとできてなかったというふうにも考えておりますので、そこは再度もう一度徹底を図りまして効率のいい除雪につなげたいというふうに考えておりますし、やはりどうしても、申し訳ないですが、車道部分をまずは除雪のほうを1番に考えておりますので、ちょっとした歩道のスペースであつたりとか、歩行者だまりであつたり

とか、そういうところがどうしてもこの通行に支障がないという範囲になってきて、そこに一旦は排雪されるという、そういうやり方が見受けられておりますので、そこをどう効率よく、今後そこも含めて除雪できるかということをしかりと、課内また除雪いただく委託業者様とも共有しながら、今後進めてまいりたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 私が歩道と言うているのは、登下校のときに使う歩道なんですよ。今年はその日はたまたま休みだったんで、小学校とかね。だけど、苦勞してはりました。ひとつお願ひします。

次の質問に移ります。愛荘町西部地域における駐在所の設置についてお伺ひします。近年の犯罪を見ると、窃盜、暴行、傷害、詐欺の順に刑法犯が認知されています。また、近くのコンビニで傷害らしき事件が見られたこともあります。8号線以西の地域には、安心と安全な住民の暮らしを担保する駐在所がありません。このことは地域住民にとっては不安でたまりません。また、高齢者家庭における大きな不安も推して知るべしと考えます。このような住民の思いを受けて、以下の3点に回答をお願ひします。

1点目、8号線以西の地域住民の安心と安全を担保するために、以西地域に駐在所を設置すべきと強く思っているのですが、町の見解をお聞かせください。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 交番・駐在所の設置に関しては、令和4年10月の町村会で実施した県に対する令和5年度県予算・施策に関する要望において愛荘町個別要望事項として提出するとともに、令和5年10月に実施しました令和6年度県予算・施策に関する要望におきましても、治安体制の強化について強く滋賀県及び滋賀県警察本部へ申し入れたところです。

具体的な内容としては、町の治安と交通情勢に的確に対応するため、必要な警察官を増員、確保するとともに、地域警察運営規則第15条の弾力的な運用によって、積極的に交番・駐在所の設置を進めることを求めています。

この要望に対し、県からは、警察官の増員については警察法施行令である基準の引上げが原則となるものであり、これまでも警察庁をはじめとする関係省庁にその引上

げを強く求めているものの、平成30年以降、本県に係る引上げは措置されていない状況であると回答されています。

また、国・地方の財政状況が一段と厳しさを増す中で、将来的な人口減少社会を見据えれば、各種システムや装備資機材の導入、業務の合理化、見直しについても不断に検討を進めるとともに、職員の課題となっている対策や、より必要とされる業務にシフトさせるなどの体制の見直しや再編成を行いながら、引き続き、組織力の強化につなげていくとのことでございます。

交番・駐在所の設置につきましては、令和5年度県予算・施策に関する要望の回答と同様、交番・駐在所の設置基準である地域警察運営規則第15条に基づき、昼夜の人口・世帯、事業者数、事件事故の発生状況、社会情勢や交通環境の変化、夜間体制の必要性等を総合的に検討し、機動的かつ合理的に運用できる体制となるよう、県下全域のバランスを見ながら適切な設置に努めているとのことであり、今後も治安情勢等を踏まえ検討していくとのことでありました。

本町といたしましては、令和5年6月議会でも御答弁させていただいたとおり、国道8号以西における駐在所設置に関して県警本部の考え方や主体的な取組方針がございしますが、今後も引き続き、地域のお声をしっかりとお伝えしていくとともに、地域住民の皆様が安心して暮らせるよう、町できる防犯対策をしっかりと進めてまいります。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 2点目に入ります。滋賀県行政担当者との協議の状況について報告してください。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 滋賀県に対する要望については、毎年、町村会を通して県予算・施策に関する要望を行っており、10月23日に令和6年度要望として、滋賀県知事、副知事を含め、県の各部長並びに警察本部長と6町の首長、そして6町における分野ごとの代表課長が、県町行政会議として地域課題や問題点について議論したところです。その中で、本町が抱えている地域課題や問題点をしっかりと伝え、そして共有してまいりました。

今後におきましても、西部地域における交番・駐在所の設置等については、積極的な運用がなされるよう引き続き働きかけてまいる所存です。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 3点目に入ります。滋賀県警察本部との協議及び考え方について報告してください。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 滋賀県警察本部との協議につきましては、令和5年10月10日に滋賀県警察本部において町村会として実施しており、その中では、特に治安体制の強化、県警事業による防犯カメラの設置促進、防犯カメラの設置に対する補助金の充実、交通信号機の廃止に係る対応の改善等について議論しています。加えて、先ほども御答弁申し上げましたが、昨年10月に実施した県予算・施策に関する要望において、滋賀県警察本部長への要望活動として実施したところです。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 何点か再質問をさせていただきます。

まず、毎年のように町村会などで滋賀県知事や滋賀県警察本部長等に御要望に行っていることについては感謝を申し上げます。この件は、私も6月にも一般質問させていただいております。その際、町長の答弁は、「西部地域に設置された場合、住民の信頼と安全・安心の向上につながる第一歩であると考えている」と御答弁をされました。まず、町長として、本当に西部地区に駐在所が必要と考えておられているのかをお伺いします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。今ほどお問いも頂きましたように、この西部地域における交番・駐在所の必要ということで、中川議員からも、また歴年、過去も含めてでございますけれども、多くの町議会におけるこのような一般質問、また全員協議会等々でも、そのような要請や要望というお声が大変多くあるということをお認識をいたしております。その点におきましても、やはりそれが住民の皆様とのより接点の多い議員の皆様からのお声、そしてそのことを受けながら、やはり町としてもやっぱり安心・安全ということをしっかりとお守りをしていかねばならないということで、強くそれは私のほうからも要望をしてきておるものでございます。

その部分と、これが結実をしっかりできるかどうかというところに関しまして、なかなか県警のほうとしても難しいという要素の吐露ということがこの数年なされているというふうに思いますけれども、ただその部分に関して迅速な人員のその配置とい

うことが1点難しいというところがどうもあるようでございますけれども、技術的な部分を含めて、今その防犯の対応力を県としては高めていきたいという、次の手法というところもお考えを頂いているというところは伺っておりますので、様々な手法ということを織り交ぜながら求めていきたいというふうに思っているところもございます。

なかなか現下、人口、特に若年人口が減ってきております。そのことを思いますと、やはり当然に求めていきたいというふうには思いながらも、各分野において、警察また病院等々もそうでございます。もしかしたら自衛隊さんということも先日、そのことが本当に今、人員の確保が難しいというお話も伺うというところがございましたけれども、様々な分野において人員を確保していくというのが、民間事業者様もそうであらうと思っておりますけど、本当に今、困難になってきているということが、大変そこに横たわっている課題としてはあるということは認識しておりますけども、引き続き様々な手法を織り交ぜながら、安全・安心、町内全域においてもそうでございます。つながるよう求めていくということをおいております。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 初めの答弁で滋賀県警察本部からの回答があり、その中で、「昼夜の人口・世帯、事業者数、事件事故の発生状況、社会情勢や交通環境の変化、夜間体制の必要性等、総合的に検討し、県下全域のバランスを見ながら適切な配置に努めます」と御答弁を頂きました。これは、今後、西部地域に県道神郷彦根線や右岸道路ができ、商業施設や住宅が張りついてから必要性を考えていくと聞こえるのですが、やはりまちづくりは先を見越して、何十年か後には発展するといったことを想定することがまちづくりではないでしょうか。現に、この都市計画マスタープランでは、おおむね20年後の都市の将来像を展望された計画です。立地適正化計画にも基本方針としてもここにありますが、子供から高齢者までの多様な世代が安全、快適に住み続けることのできる町を目指しますと記載されています。そういった西部地域の発展構想があるのではないのですか。第2次愛荘町総合計画の後期基本計画の中にも、防犯対策、障害者法の推進があります。その中で、防犯体制の充実と啓発がしっかりとわられています。やはりそういった先を見据えた体制強化が必要と考えますが、町長の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） おっしゃっていただきますように、この先を見据えながらというところであるというのも存じます。中川議員がお求めいただいているところとしては、やっぱりいろんな目が、いろんな町内、各地域になされるということが肝要であるということであらっしゃるというふうにも思います。その点におきましてでございますけれども、これ警部交番の皆様とも協議をする中、また県警ともお話をしている中、また実際に私もまちなかを見て、恐らく町議会の皆様もお気づきであらっしゃると思いますけれども、パトロールカーの巡回ということが非常に手厚くなされている時代になってきていると思います。非常にこの警部交番の皆様もその部分に心を配りながらやったださっているがゆえに、かなり車、実際には気に見ていらっしゃるかなというふうに思いますけれども、そういう点において、駐在所・交番所の設置ということは今後も求めていきたいというふうに思っておりますけれども、そのことが、先ほど人口減もしてきている、各いろいろな組織団体において、人口、職員の確保が難しいということもございます。そういう点におきましては、その箱があったから安心だということにもしかしたら直結をしない、その中においても機動的にこの警察機構の目というところ、また存在というところが町域にくまなく配られるということが大変肝要でございますので、そういう点では、将来を見据えながら様々な手法ということを実施をしながら対応していくということを私も求めてまいりたいというふうに存じております。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。今後も引き続き、西部地域の安全・安心のために御努力をお願いいたします。また、担当部局につきましても継続した取組をお願いをしておきます。

それでは、次の質問に移ります。町道長野・野良田線高畑地先の交差点改良についてお伺いします。

平成30年10月、町道長野・野良田線高畑地先の交差点、山川原への出入口に信号機の設置を陳情、8号線以西自治会住民の署名も添えてしたことに端を発し、朝夕の児童生徒の交通安全のお願いを愛荘町役場に強く働きかけてきました。その間、信号機の設置は極めて難しいとの回答があり、交差点改良で考えてみたらどうかという方向性が行政から示されました。また、昨年12月議会では、高畑地先の交差点改良の詳細設計を発注したとの報告は確認しました。その後、安全な交差点形状となるよ

うな図面作成はどの程度進められているのか、報告をお願いします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 道路の交差点部分及びその付近の道路を改築するときは、道路法により、道路管理者となる町が公安委員会へ意見を聞かなければならないと定められています。町道長野・野良田線と町道高畑・山川原線が交わる山川原地先の交差点の図面については、現在、作成した図面を基にして公安委員会へ交差点改築に関する意見聴取を行っている段階です。

今後、作成した計画図面により、更に地権者や関係者に意見を伺い、詳細設計に反映し、最終の図面が完成することになります。引き続き、通行者の交通安全対策を図るため、鋭意必要な図面の作成に取り組んでまいります。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） よろしくをお願いします。最後の質問に移ります。追寺川の排水整備計画についてお伺いします。

平成27年度から追寺川の排水整備計画が進められ、川のしゅんせつ、調整池の整備がなされてきました。また、令和元年6月の山川原自治会と行政との懇談会においては、調整池1つでは治水できないもので、もう1つ整備してほしいとの要望も行政に進言してきました。その後、具体的な整備がなされてきたかどうかは定かではありませんが、令和3年8月の大雨により追寺川が溢水し、その周辺の田畑の作物に被害があり、また周辺住民の家屋の浸水の心配も大きかったと記憶しています。私は、追寺川の排水整備計画について一度見直しをする必要性を感じているのですが、昨年3月議会以降、行政はどのように検討されてきたのかお伺いします。自然災害から住民の命と財産を守る観点より、以下の2点について回答をお願いします。

1点目、調整池の整備計画は、3月以降今日までどのように進められてきたのか説明をお願いします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 昨年3月議会において、川原調整池の整備計画について一般質問を頂いております。その際、担当課長から、「調整池の新たな設置は検討していないが、引き続き流下能力の確保に努めるとともに、大雨による一時的な河川の急激な水位上昇に対応できるよう、調整池で一定の流量を貯留させて流量調整を行い、河川が溢水しないよう安全確保に取り組んでいく」旨の答弁をいたしました。

今日までの取組といたしましては、調整池揚水ポンプの保守点検や、担当課が議員と現地で立会后、要望いただいた下流河川の法面に自生する雑木の撤去を行い、流水機能の維持や流下能力の確保に努めてまいりました。

今後、流域調査や揚水ポンプの放流調整などの調査検討を行い、調整池の流量調整をすることで、調整池に隣接する河川が水位上昇した際には、下流河川が流下能力に応じた流量となり、溢水や越水を起こさず下流域の安全が確保されるよう、治水対策に取り組んでまいります。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 2点目に行きます。追寺川下流彦根線（彦根市行政区）のしゅんせつ計画を彦根市と協議し実施する方向の話合いができているのか、説明をお願いします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 以前にも御答弁を申し上げましたが、追寺川の改修やしゅんせつが必要となる場合には、彦根市と調整を図り連携していくと申し上げてございます。

今回、彦根市のJR琵琶湖線の下を流れます下流区間で、彦根市において堆積する土砂などの撤去が行われ、流下能力を確保いただきました。今後も下流の行政区である彦根市と引き続き情報共有を行い、河川の適正な管理に努めてまいります。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 今日まで、各担当課の答弁を頂きました。町長、いつ何が起こるか分からないんです。備えはしておかなければなりません。しかし、あまりにも遅いです。申し訳ないが、スピードアップしてください。また、トップダウンでどうでしょう、彦根市長と話し合ってもらえませんか。住民が本当に不安に駆られているんです。町長、解決する意思はあるのか否か、答弁をお願いします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。解決はやっぱりしていく、より改善をしていくということは大変重要だというように常に思っております。また、中川議員からも、本当にこのことにしっかりと答えを出せるようにして欲しいということで、類似の御質問を頂いております。担当課とも私も膝詰めでこの調整池の今の機能について、やっぱりせつかくに設置をされた、していったものでもあります。そ

ういう点ではその機能をしっかり果たしていかなければならないし、また法面ということに関しましても、おっしゃるとおり、雑木また堆積というところが見て取れます。やっぱりこういうところを含めて、その水の在り方ということは大変、特に出水期においては大変御不安、御心配を頂いているわけでございますので、早期にしっかりと着手をしながら、改善に向けての歩みを確実に進めてまいりたいというふうに常に思っておるものでございます。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。それで、今回5項目の質問を町長に答弁を求めた理由の1つに、リーダーシップを発揮していただきたいからです。リーダーが取る行動は、指示型、支援型、参加型、達成志向型に分類されると私は認識しています。組織の中で目標を定め、組織を維持しながら成果を出す能力、指導力や統率力を発揮していただきたい。首長が模範となり、正しい方向に導くことが必要です。それができるリーダーだと私は信じています。住民主体で考えていただき、本日質問しました課題や要望を本当にスピードを上げて解決していただくよう切にお願いを申し上げます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村西作雄君） これで、3番、中川喜代和君の一般質問を終わります。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。再開を13時15分といたします。

休憩 午後0時20分

再開 午後1時15分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村西作雄君） 竹中議員より欠席届が出されておりましたが、ただいま出席いただいております。

ただいまの出席議員は14名です。

午前中の一般質問の答弁で、執行部から一部修正がありますので、ここでお願いいたします。くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君） 失礼します。先ほどの村田議員の再質問の中で、上水道貯水槽の設置数を管内5か所と答弁申し上げましたが、正しくは8か所で

ございましたので、ここで修正のほうをよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（村西作雄君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 失礼いたします。私どもも、先ほど中川議員の除雪に関する再質問の答弁で、今年度2回2日間にわたって除雪をしましたという答弁をいたしました。正しくは2回にわたっての誤りでございます。お詫びし、訂正いたします。

以上でございます。

◇ 辰己 保君

○議長（村西作雄君） それでは、一般質問を続けます。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。一般質問を行います。

まず初めに、この議会が震災が起こって初めての議会ということで、1月1日に起こりました、本当に能登半島の地震が、非常な私たちに衝撃を受けました。同時に、被災された方々に対してお見舞いを申し上げます。

それでは、始めたいと思います。

まず初めに、愛荘町の森林を守ることにについて質問を行います。

私は、農業とともに、秦川山及び向山を守ることが大事だと考えています。それは、気候変動危機から当然であり、都市機能を維持する上からも重要な課題であると考えているからです。県の琵琶湖森林づくり条例では、「森林は私たちに様々な恵みを与えてくれています。また、私たちの暮らしや環境に欠かせないものがあります。水や空気、災害を防ぐこと、家づくりに使う木材、様々な生き物のすみか、地球温暖化を防ぐ二酸化炭素の吸収など、これらは健全な森林の働きによって得られるものです。環境の時代といわれる21世紀は、これらの森林の持つ働き、多面的機能が十分に発揮されるような森林づくりを進めていかなければなりません」と、意義と目的を示しています。

森林を守るために、国は森林環境譲与税を、県は琵琶湖森林づくり県民税を支援財源としています。しかし、支援財源が確保できても、農業従事者の高齢化とともに、後継者問題が森林保全に従事していただく方にも連動していると考えます。滋賀県の森林を健全な姿で未来へ引き継ぐためにと、県条例に基づくスローガンを実効あるも

のにするには人づくりではないでしょうか。県の森林づくり基本計画の基本施策が示している、未来に引き継ぐ人づくりを町長はどのように考えているのか、見識を求めておきます。

続けてもう1点、「環境の時代といわれる21世紀は、森林の持つ働き、地球温暖化防止、災害防止、国土安全、水源涵養、木材等の生産、治山機能など多面的機能が十分に発揮されるような森林づくりを進めていかなければなりません」と、県条例は森林づくりの目的を示しています。秦川山生産森林組合は、多面的機能を保持する森林づくりのために、植林現況調査や林道巡回調査、そして清掃及びパトロール活動などに取り組んでおられます。しかし、自然災害による林道の崩落などの復旧事業は自己負担が伴います。先ほど申し上げましたが、多面的機能は私たちが生きていく上で必要不可欠なものであり、生産森林組合の御努力の恩恵を受けていると捉えることはできないでしょうか。すなわち、公共に寄与した事業及び活動をされている観点が必要です。農業振興に力を入れない政策のもとで森林づくりは大変ですし、町は林道の改修費用などの支援に森林譲与税を使ってでも力を入れるべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 水源涵養をはじめ、生物の保全、温暖化の防止、防災や木材生産など、森林が持つ公益的機能は私たちの生活に大きな恵みをもたらしています。自然の循環によって育まれる森林はかけがえのない財産ですが、長年人が手入れしてきた里山や人工林は、将来にわたって適切な整備や管理が不可欠です。

琵琶湖森林づくり基本計画は、人々の暮らしを支える森林づくりを長期的な展望で推進しようとする県の基本方針を示しています。また、町では森林整備の基本的な考え方を愛荘町森林整備計画として定め、森林の多面的機能の維持や森林資源の望ましい姿を目指しています。しかし、県や町で森林整備の方針を掲げても、それらを担う方がおられなければ計画を実行することは困難です。

滋賀県森林・林業統計によりますと、令和4年度の県内林業従事者は過去最低の243人となり、60歳以上が33.6%と高い割合を占め、高齢化の現実が伺えます。また、森林権利者が組織する生産森林組合では、現実として林業収入が得難い中で、積極的な森林経営を続けていける組織のほうが少ないであろうと感じます。町内の生産森林組合は、主間伐など危険が伴う機械的な施業は専門的林業事業体等へ委託され

ていますが、組合員の皆様は地域への思いで山に入り森林管理を続けられています。

現在、町内4小学校では、966人の緑の少年団員が山や森林について学び、緑に親しむ活動に取り組んでいます。若者を含め、あらゆる世代に対して進められている森林環境学習や木育活動は、これからの森林整備の重要性の理解とともに、森林経営者の意欲も高められる意義ある事業であると思います。

県では、これから多くの山で昭和30年以降に植林された木が伐採期を迎え、林業人材の不足が更に深刻化すると報告されています。町においても、自然環境学習や体験の機会において森林づくりへの理解を深めるとともに、森林を健全な姿で未来に残せるよう、意欲ある人材や企業を県の林業人材育成プロジェクトにつないでまいりたいと考えております。

続きまして、林道の改修等、町においては森林譲与税を使って力を入れるべきではなかろうかとお問いを頂いております。御答弁申し上げます。

町内の広大な山林や林道を管理されている秦川山生産森林組合の活動は、宇曾川ダム周辺維持管理業務や宇曾川溪谷遊歩道管理業務における山内の清掃や防火等のパトロールを実施いただくなど、森林が持つ多面的機能の維持に大きな役割を果たしていただいています。

また、組合が行う被災林道の復旧に対しましては、国庫補助の対象とならない林道の開設、改良等を支援する林道改良事業補助金がございます。今年度、秦川山生産森林組合が実施された宇曾川ダムの上流に位置する桃の木谷林道の崩落被害復旧工事に対しましては、町も林道改良事業補助金で支援しており、負担割合は県と町が各30%で、町はその財源に森林環境譲与税を充当しております。

今後も、組合が管理されている林道の復旧工事が発生した場合は、県にも予算要求し、森林環境譲与税を財源として御支援を続けたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 再質問をさせていただきます。

まず、林道改良事業補助金、県と町が30%ずつ、すなわち合わせて60%になって、40%が生産組合の負担という解釈でいいのですか。

○議長（村西作雄君） 農林振興課長。

○農林振興課長（山本拓也君） お答えいたします。

今しがたおっしゃいました、30%ずつ、合わせて60%ということで間違いござ

いません。40%は、生産森林組合が事業主体として負担なされたものでございます。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 町は、森林環境譲与税を充当するという事になると、町自身の負担が軽減されるということになります。私は、その分を直接、生産組合に渡してほしいという要請なんです、この質問は。要するに、生産組合が負担をかけないようにすべき、その理由はもう先ほど言いました。多面的機能を担うために、しかも我々が暮らすための事業をやってもらってるわけで、公共的だという認識があつていいんじゃないかということで、40%の負担では本当に、結局は進めていきたいんだけど、崩落や落石やら、実際に歩いてみました。僅かの距離でも何百万という費用がかかっていく、そのうちに生産組合の事業者負担が40%伴っていったりすると、とてもやりきれないということになっていきます。ですから、私は改めて、町が結局は負担が30%と言いながら、実際は一般財源を持ち出すということなしにその支援をしてるというふうに見るので、この30%の町の負担を、しっかりと町が30%一般財源で出して、環境税を生産組合のほうに使うというふうに使えないのかどうか、確認をしておきます。

○議長（村西作雄君） 農林振興課長。

○農林振興課長（山本拓也君） 議員御提案のとおりですと、森林環境譲与税は町の負担分、そして更に事業主体であります生産森林組合の負担分にも充当をということで伺いました。この仕組み自体は、県の林道改良事業の仕組みにのっとっておりまして、町がその県の負担分であります30%を超えて負担割合を増やすということができない仕組みでございます。さきの答弁でも町長申しましたが、この林道という管理主体に、今、生産森林組合しかございませんので、どうしてもその事業の負担と、主体としての負担というのは不可分でございます。しかるに、この負担割合を町が増やすということがまずできないということは申し上げた上で、また更にこの生産森林組合が、これから林業の施業などに当たりまして森林整備をなさるといふ事態になりましたら、その中で森林整備を後押しするような仕組みの中で、また町の負担というのは使っていきたいと思っております。

林業に関しましては、以上のような理由で負担割合を変えることが大変できない、難しいということで御答弁申し上げます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 私は、できないできないできない議論をしていたら、全然道が見えてこない。改めて強調しますが、今言ったように、私たちの暮らしに山は大事だということです。まずそこを共通認識しなかったら、前へ進めないということです。できないんじゃないじゃなくて、どうすればできるんかという議論をすべきだと思うんです。それで、愛荘町森林整備計画23ページに、林業に従事する者の養成及び確保に関する事項が記載しています。担い手の中心となる森林組合の組合員にゆとりがなければ、森林の保全をつないでいくことは難しくなってくる。ですから、私が言いましたように、本当に森林保全に従事していただける方は、やはり農業経営がまず安定しているかどうか、そうしたところから生活のゆとりが生まれてこなければ、今、明らかになったように、40%の組合負担を伴って、そうした崩落事業、落石防止の事業等々を進められないということになっていきます。要するに、遅々としてそうした防御策工事ができないということになってきます。ですから、私は町長に提案したいのは、要するに農業、そして林業、全てが後継者問題にも直結するわけですが、町独自の支援とかそういうものを大きな意味での本当に対策チームを立ち上げて、あの山を守るんだということで、そうした対策協議会のようなものを立ち上げてはどうかという提案をするんですが、町長どのお考えになりますか。答弁を頂きます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほどお問いを頂きましたのが、町独自の対策チームを立ち上げてということでお問いいただきました。問題意識として辰己議員がおっしゃるのは、大変共感をするとお聞きでございます。私たちの土地また空気、そして水ということを守ってくれている森林を、やっぱり後世に良い形でということではしていかなければならないということ、もちろん私も共有するものでございます。この部分に関して、町の秦川山生産森林組合様とも非常に連携を取りながら、また大変積極的に、辰己議員もおっしゃっていただいたように、山に入らせていただくということも進んでお取組を頂いている皆様でございます。この皆様とのいろんな意見交換であったりとか情報共有のところにも努めていながらということでもございます。その中において、特別に何かしらのを立ち上げてということではない中においても、かなり率直な意見交換ということができているということはあるというふうに思っております。

現在、県におきまして、今日もお問いを頂いておりますように、森林づくり基本

計画ということがなされておりますが、造林公社の事柄も含めて、やっぱり持続可能な森林とまた山を守っていくということが、愛荘町のみならず全県的また全国的な課題であるということも認識をいたしております。

その中において、愛荘町独自ということではなく、県ともこれは連携してということになるんであろうというふうには思いますけれども、県がこの計画の中でも持っておりますのは、その森林づくりとともにやはり地域づくり、そして産業づくり、人づくりというこの4本の柱で計画が構築をされておりますけれども、それらとやはり連携を取りながら、またより新たな要素としても県もこれからも対策をしていかなければならないというドライブが今もかかってきておりますので、様々そういうような要素ということも鑑みながら、しっかり対処を進めていこうというふうに考えておるものでございます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 町長、答弁をさせていただいていることは全て大事なことで、まず言っておきます。それを、そういう別にチームをつくらなくても、もしくは別にチームという言葉を使っただけで、本当にみんなが、町民がみんなが山に向かって意識をするという、だからそういう委員会とか協議会と。だから、教育委員会ももう既に関わっているわけでしょう。しかも観光も関わっているわけでしょう、滝やらあの上流のほうは。じゃあ、そこに行くのに、押立山になってきたりするんですが、崩落やらもひどいですよね。行かれたことがあるのかないのか、町長もそういうふうになら直に意見交換行ってるけど、実際現場を見に行かれたかどうかということも、これは大事ですよ。やはりハイキングでもいいから、一番上部まで行って、しかし今度何か事業があるにしても、なかなか本当に、これは先に連携というのは、押立山とも連携しなかったら林道整備も難しいという部分もありますよ。ですから、できないとか、それは意見交換してますとかいうて、実際意見交換してるんだったら、もっと何か組合員からもその声が出てくると思いますよ。だから、私は改めて、本当にもっともっと注視をしていく、注目をしていくというか、関心を持つ、一つ一つの事業がそれは関心を引き起こすことではあるんですが、やはり手後れになってしまえば、結果として復元することが難しくなります。ですから、詳しいところは交換会をしているというので、詳しいところは知っている町長は私はそのように判断しますから、取りあえず次の質問に移ります。

公共施設の指定管理制度の在り方について質問します。

昨年の12月議会では限定した公共施設の管理制度について質問しました。今議会の質問は、指定管理制度の在り方について質問を行います。指定管理制度を適用して公共施設の管理運営を行うことを、端的に言えば、職員を設置して行うことが町の負担となるからです。公共施設は、町の負担で建造物を造り、修理も町が行います。指定管理制度を適用しても同じです。公共施設には職員を設置しなければなりません。職員の配置は難しいから、民間に人件費を払って、すなわち指定管理料を支払って運営していただくのが指定管理制度です。町の直営と指定管理制度の違いは、収益事業ができることです。指定管理制度において、以下の諸点で質問を行います。

まず1つ目は、町内の関係団体が好ましいのではないかということについてお尋ねします。指定管理制度の指定管理者は、民間事業者や公共的団体も受けられるということです。極論になるんですが、公共施設における費用は全て行政負担であるということです。であるならば、指定管理者は町内業者または公共的団体で良いということになります。この点について見解を求めます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 公の施設の管理については、これまで幾度かの地方自治法の改正により、施設を管理する運営主体や管理の権限等が変わってまいりました。現在の指定管理者制度は平成15年の地方自治法の一部改正により設けられた制度で、公の施設の管理権限を当該指定を受けた者に委任するものです。その運営主体は法人その他の団体であり、個人はできません。また、施設の修繕についても、リスク分担を設け、一定額以上等の修繕は公共施設を保有する町が行います。

一方、指定管理者に支払う指定管理料は、その施設を維持する上で必要な人件費や高熱水費など積算をして算出しておりますが、同時に収益事業についても見込みを立て、差引きした額が指定管理料となります。なお、収益が見込みを満たさない場合であっても、指定管理料の増額変更は基本的にありません。法人やその他の団体は、行政に比べて経営効率や専門知識等において秀でている面があることから、指定管理者制度により公共施設の運営にその力を活用することで、効率的な施設運営やサービス向上が期待できます。

指定管理者の選定に当たっては、最適な候補者を選定できるよう、原則として公募により募集し、指定管理者選定審査委員会において審査を行っております。もちろん、

地元企業や団体等を含め募集させていただいており、施設の設置目的に合った具体的な提案内容及び実現性等を重視し選定されています。町としては、委員会の答申を尊重しつつ候補者を決定しております。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 再質問を行います。私は、結局は本町のそうした指定管理を行っている施設が冷静に見てどうであるのかということ、改めて同じようなことを聞くことになるんですが、結果、町の施設であるから町の予算を、財源を使って管理をしていく、人件費も払う。であるならば、町内の業者もしくは公共的団体でいいのではないかということに、それが私は税の好循環をつくり出すという発想です。この点でどのように考えられるか、答弁を頂きます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） お問いただきました点でございますけれども、やはりより地元ということの観点、視点で申し上げますと、それは町内でその社会的に求められる、またその施設の設置の目的に合致したその内容ということ存分に発揮を頂ける団体様なり事業者様がいてくださって、それが選定委員会においてということで存分に選ばれるということが、一番それは地元としての喜びであるというふうには私も存ずるところはございます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） そこは共通いうか、お互い共有できると思うんです。地元の団体もしくは地元の企業、そのことによって税の好循環をつくり出すというところでは共有できたのかなというふうに思います。そういうふうに見れば、同じ公募でも、公募公募という言い続けたことがあるんですが、公募をそういう形でどうであったのかというふうに見るんです。ですから、結局は今までの指定管理がやって、公募にやりました、事務手続にのっとってやりました、法律に基づいてやりました、この手続上はいいんですが、私はそこに本町の考え方に、こうした今、共有ができた地元での税の好循環をつくり出すという公募を考えなかったのかどうかという点で聞いておきたいなと思います。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。辰己議員がおっしゃっていただくところも、先ほど申し上げましたように私も共有、共感するところはもちろんございま

す。例えば、ちょっと分野としては異なってまいりますけれども、町内の発注のいろんな工事等々もございますよね。地元事業者様の育成という観点は、それぞれの基礎自治体にとってやっぱり重要であるということは私も思っておりますので、その工事の種別等々、規模等々によって、やっぱり地元の事業者さんの育成と、またその経済の振興ということも大事であるということは、根底に置いているものかなというふうには私も捉えておるものでございます。

今回の指定管理で特に御関心を持っていただいているというところが、例えば文化協会さんであったりとか体育協会さんであったりとか、より福祉の部分で社会福祉協議会さんであったりというのは、それは対象となるのも町内の方を主としておりますので、そういう点においては、受益する方も、またそれをしょっていただく方もかなり明確になるということなんですけれども、昨今の指定管理のこの施設等々ということ言うと、それが特にB to Cという一般のいろんな市場の中でお客様は選ばれますから、選んで、ここへ行きたい、ここで食べたい、ここへ訪れたいという、そういう点では、その受益をされる、また競争のフィールドという、町内のみならずいろんな分野において永らえていかねばならない、また支持をされねばならないというような使命もどうしても帯びてしまっているというところがやはりございますので、そういう点において、今回は選定委員会のほうの部分としても、やっぱり広くその業ということに含めて手を挙げて募って行ってということが構想となっているものであったというふうには承知をしているものでございます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 比較をしていただいて、違うと言いながら非常に難しい、運用も。ですから、町長も副町長も、昨年4月か5月に我々議会と一緒に指定管理制度とは何かという研修会を受けました。そうした中で、やはり今、言われるように工事は工事、確かに今、指定管理で見たときに、その施設が確かに町内の人を中心に動く施設、もしくは観光行政の一環として役割を果たす施設、当然、対象が変わってきたり変化、いろんな動き、流動性があります。そのことは否定はしません。しかし、であるならば、じゃあその今日までつくってきた力、それをより引き出そうとするのが、私は行政の役割だし協議だというふうには思ってるんです。それで、そのことを言って2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目は、町長は公共施設がまちづくりにどのような役割を果たすのかを明確にす

べきではないでしょうか。指定管理を行っている各公共施設がまちづくりにどのような役割を果たしているのかを答弁を頂いておきます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 公共施設は、設置者の首長等がまちづくりにどのような役割を果たすかを明示するという性質のものではなく、それぞれに設置目的がございます。その設置目的に従って運営することで、まちづくりの一翼を担い、役割を果たすものでございます。公共施設を町の直営ではなく指定管理とすることは、指定管理者の運営により、地方公共団体が自ら運営するよりも一層向上したサービスを住民が享受することで、ひいては住民福祉のさらなる増進が期待されているからでございます。指定管理者である民間事業者や団体が持つノウハウや、これまで培ってきた地域とのつながり等により、運営の効率化やサービスの向上が図られ、利用者の利便性が向上し、施設の魅力が高まり、結果として公共施設の設置による効果を最大限に発揮することができると思います。町の直営だけでなく、指定管理者制度を活用することで、公共施設が地域社会に根差し、魅力あるまちづくりが実現できるものと考えております。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 今、答弁いただいて、さもらしく、こんな失礼かも分かりませんが、さもらしく答弁を頂きました。指定管理に委託というか、指名をするのは、いろいろと当然そのプラス面を主張されたと思うんですね。町長がその主張するのは当然で、ほんでいいんですよ。それが、それぞれの公共施設を請け負っている各課が共有できてるかどうかなんです、次。要するに、町長、改めて言いますが、この研修会へ行ったときに先生自らが主張をされてるわけですよ、今までのこの指定管理の運用が不適切でなかったかどうかとか。要するにそれはなぜかという、執行部の側、行政の側にその認識が十分得られていないことによる問題が起こってきたりしていると、私なりにざっくり全体を解釈すればこういう指摘なんです。ですから、それぞれ持っている公共施設、指定管理を受けている公共施設、各課それなりにあると思います。それが、皆さんが共通した認識にまず立っているかどうかですよ、ここが。じゃあ、政策的検討、財政的検討、民間事業者側からの検討とかいうて、研修会で指摘がありました。この検討でどうであったのかというふうに見るべきであります。ですから、要するに政策的検討は、本市の観光政策もしくは文化政策、福祉政策の中で、当該施設がどのような役割を果たすのか。要するに、民間事業者に求めるのはお門違い

とまで書いてあるんですよ。言ってるんですよ。お門違いなんです。皆さんが持ちなさいということでしょう、まず政策的なものを。次に、財政的検討、費用対効果の面ばかりを見てたら駄目ですよ。要するに、指定管理者導入によるメリットがあるのか、単なるコストカットなのか。要するに、ここでもう主張しているコストカットなのかどうかを検証せなあかんということ言ってるわけです。それだったらお間違いですよということまで、去年の研修会で言ってるんです。しかも、これを民間事業者ばかりにそれを求めるなというところで押さえが来てるわけです。要するに、皆さんもっとあなた方が持っている、所管している施設をあなた方からも積極的に、こういうまちづくりのためにこの施設が必要なんでこういうふうやっていけたらいいですねとかいうて、お互いが提案者をつくり上げていこう、育てていこうということの提案なんです。この点で、町長、要するに職員の中に共有されているかどうか、私は聞いておきたいと思います。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。共有されているかということをお問いを頂くということは、そうではないんじゃないかろうかということの思いを多分お持ちなんだろうなと思いながら拝聴はしておったんですけども、そういうことですよ。ただ、各課においても、この指定管理者制度ということでの運用ということに関しては理解をしているものであるというように私も捉えておりますし、恐らく各課に問うていただいても、各課所管しているメンバーも、この指定管理者制度ということのありようということは承知をしながら、それにふさわしい施設等々を指定管理者制度ということを求めながらで運用をしておりますということで、多分答弁を申し上げるようになるかなというふう存じます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） なかなか、もう簡潔に言ってしまうと、そうしたもう決めつけというか、私の思いなんで、要するに執行部側も町長自身にも、そこがしっかりと、せつかく去年の4月か5月に研修会したんだけど、お互いにそこでの議論が、お互いのところで議論が十分に行えなかった。そういう視点で、そういうことが必要で、行政からそれをもっと働きかけていく、こういう分析のもとでいうことが必要であって、逆に言えば、町執行部のほうがそういうものをされてないということが私は浮き彫りになったというふう考えています。だからこそ、こういう混乱をつくって

ってるんだと、私は前回はそういうふうにしたと思います。所管に行って、まずは土台部分やらがしっかり共有してるかということを確認しました。皆さんは異動があります。ですから、異動があるからこそ、土台部分をしっかり共有しておかなければならないと。でなければ、自分が行った所管のこの指定管理はこういうふうにした、次に行ったところはやり方が違ってた、少し違う、それではおかしいでしょうということをお前は前回はそれを言いました。だから、町長自身がここを内部で共有化する、統一化する、そうした協議をお前は欠落していたんだというふうにした言い方ですが、そう思っています。ちょっとそのことを言って質問に代えたいんですが、時間の都合がどんどん出てきます。

3つ目の最後の質問に移らせてもらいます、今のことを指摘して。

国民健康保険事業について質問を行います。

2月9日及び20日に、国民健康保険制度と税率及び基金運用について説明を受けました。県の統一化による国保財政の一本化、国保財政一本化に見合った我が町の納付金が決めます。その納付金は、我が町の国保税徴収額になります。まとめて言いますと、県は県の国保財政を確保するために各市町に標準保険税を示して、その標準保険税額を担保しなさいというわけです。本町は、県の標準保険税に合わせるために国民健康保険税を段階的に上げるとしています。ただ、激変緩和のために、国民健康保険特別会計の基金を充当する計画です。私は、県への納付金に合わせて我が町の保険税は引き上げられるということは、基金を充当する機会はないと言いました。基金は、保険税が払えない人への支援に使うべきです。なぜなら、保険税が上がれば払えず、払えない被保険者を増やすだけであるからです。保険税を払えなければ、医療機関に受診できなくなります。低所得者の加入が多く、最後の医療制度の砦となっている国民健康保険制度が医療差別を増長していくのではないのでしょうか。国保税の応益割を引き上げれば、低所得者ほど負担は重くなるのではありませんか。諸点について見解を求めます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 国民健康保険税においては、所得の有無に関わらず、応益割として1世帯につき平等割が、また被保険者1人につき均等割がそれぞれ課税されます。ただし、応益割につきましては、所得に応じて段階的に2割、5割、7割の軽減制度を設けることで、低所得者に対する負担軽減措置を講じているところです。また、

国の法改正により、令和4年4月1日から未就学児の均等割の軽減措置が講じられ、当町においても軽減措置を導入しているところです。このような軽減措置も取られている中、応益割の引上げが直接的に過重な負担とならないよう対応をしているものです。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 当然、過重にはならないという答弁になろうかと思えます。しかし、今これからは段階的に引き上げていくということは、もう明確に示唆しているわけです。結局は今、来年度引き上げるわけです。じゃあ、その県が示す納付額と統一額、基準額、標準基準額は、要するに1つの例で示されたものから言うと、令和5年度の基金取崩し額が6,362万円を見込んでおられます。これはあくまでも見込みです。そうすると、この6,362万円を足した金額、要するに税の収納額、収納額プラス6,362万円が標準統一額なのか確認をします。

○議長（村西作雄君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） 御質問ありがとうございます。

県が示しておられます標準保険料、税だけではなくて料もあります。こちらのほうは税も当然ございますけども、公費参入によりまして普通交付料が、県のほう、国のほうを通じて来ます。そちらのほうと合わせて今までずっと払ってましたけども、5年度についてはちょっとやっぱり足りないということで運営協議会のほうからも答申を頂いた上で、その6,000万の予算を計上しているということで、5年度については統一化云々というのは一切想定していない形になります。

以上です。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 今の答弁だと、交付金という言い方がいいのかな。国からの交付金が入ってくる分がもう見込めなくなるから、その補填に6,000万を出すというふうな答弁になるのか確認します。

○議長（村西作雄君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） 国からの交付金は減額されるとかということではなくて、毎年変動を当然しておりますので、一定の額は交付される見込みであります。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 要するに、全県統一料金にしていくために上げていくわけ

でしょう。それに追いつけるための不足分が6,362万なのかどうかということの確認をしてるんです。なぜここを聞くかといえば、毎年それが上げられていけば、3年、4年、何年かな、5年かな、5年先に統一するとしたら、そこに向かっていくわけでしょう。それに対して基金を使っていくわけでしょう。じゃあ、税も上がるという前提ではないんですか。引き上げていくということになりはしませんか。

○議長（村西作雄君） 税務課長。

○税務課長（藤澤雅史君） お答えいたします。

県下の統一を目指しまして、毎年、標準保険料率とあと納付金等が定められている中で、基金を取り崩しながらでも、やはり保険料率は上げていくということになりますので、税率の引上げ幅をできるだけ緩やかにするために、今後、基金を投入していくということの計画になっております。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 今はっきりとしたのは、毎年でも国保税は上げていくというか、介護保険分は上げないかもしれません。後期高齢等、医療分は上げていくということに今の答弁でいくとなりうるわけで、上げていかざるを得ないんだけど、その差を縮めていくために基金を使うということは、基金が余ってくるということにはなりませんか。

○議長（村西作雄君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） 基金の残高については、毎年、標準保険料については、医療者等全国の医療費等また被保険者の数とか、いろんなことを想定しまして毎年算定をされますので、額というのは今の段階から見えない部分がありますが、医療費は確実に上がっておりますので、先日の勉強会でも県のほうがおっしゃっていただいたとおり、3%程度は上がっていくやろうということも想定されますので、そこを考えているということになります。最低でもやっぱり上がっていく形になるろうかと思っておりますので、そこだけは御了承いただきたいかなと思います。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 上がっていくのかなと、もう渋々答弁をせざるを得ないということは、結局は減免制度があっても結局は応益割のその上げていくということは、低所得者にとっては同じことにスライドして重くなっていくということは、もうこれは明らかになったんです。そこに今日、中日新聞を読んでも、トヨタが65歳以上

の人を雇える、再雇用していくというふうなことを打ち出した記事が載っていました。ということは、国保に入る人がおのずと減ってくるわけでしょう。減ってくることも考えれば、より引上げがせざるを得なくなる悪循環をつくるでしょう。だから、本当にこんな制度でいいのかと。そこに子供がいてる家庭は大変、母子家庭、非正規の一人親、こういう事態になったときに、本当にそれが払い切れるのかということになってきますよ。ここが深刻になることを、私は物すごく警鐘を鳴らす意味でこの質問を取り上げています。大変な事態になっているんだということです。単に上がるという話じゃないんです。国保に入っていただけの加入者は減っていく、減っていくけども、その国保を維持するために税金を上げなきゃならない。じゃあ、自動的に、知事会が言ってるように、国が1兆円の財政負担を補助をしてくれということにつながらなかった。あなた方が声を挙げなかったら、医療機関に受診できる人の機会を逃していくんですよ。それは命との関わりですよ。あなた方が人権尊重の町だと言うんだったら、真剣に人権尊重の町を正面に据えることですよ。私は先ほど森林も言いました。本当に山を守ろうとするなら、山を正面に向けて、それをどうあるべきかを協議すべきです。皆さんは、町長も事務的に処理はされています、答弁からしても。でも、その事務的なだけでいいのかということですよ。そこには温かさがなかったら救えていけないでしょうということです。私は、本当に今の町政の皆さんがやりたいことがもっとあるはずだ、だからこそ自分のこの力を発揮したい、発揮するためにどうあるべきかお互いに真剣に考える、こうした今、間にあるんだということです、経済が大変だから。このことを訴えて一般質問を終わります。

○議長（村西作雄君） これで13番、辰己 保君の一般質問を終わります。

◇ 高橋正夫君

○議長（村西作雄君） 一般質問を続けます。8番、高橋正夫君。

○8番（高橋正夫君） 一般質問する前に、1月1日に発生いたしました能登半島地震におきまして亡くなりました皆さんにお悔やみを申し上げたいのと、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問を行います。私は、庁舎統合と今後の公共施設の総合的な管理について伺っていきます。

今議会に、庁舎統合による役場機能の集約と秦荘支所の設置に伴う関係条例が提出

されております。これまで町議会においても長い間議論してきたものが、いよいよ形となって現れるわけです。住民の皆さんが困られることなくスムーズにスタートし、良かったなど言っていたいただけるような町執行部に期待するところでございます。

そこで、まず大きな1点目として、庁舎統合と秦荘支所の設置について伺っていきます。

まず、庁舎リニューアル工事の進捗状況についてであります。大きな工事箇所といたしましては、新しく町立保健センターとなる増改築の工事、福祉部門の課が移転する予定の愛知川保健センターの改修工事、秦荘庁舎からの課が移転することとなる愛知川庁舎の改修工事、秦荘支所となる秦荘庁舎の改修工事が挙げられますが、1点目、工事は順調に進んでいるのか、また現在の進捗状況と今後の見通しについて、まず伺いいたします。

○議長（村西作雄君） 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 御答弁させていただきます。

庁舎等リニューアル工事の進捗状況ですが、現在、新保健センター棟の新築建屋工事、愛知川庁舎周辺の既存建屋の改修工事を主に進めており、個々の工程において若干の遅れが生じているところはありますが、全体の工期期限である令和7年1月末の完了で進めております。

若干の遅れと申し上げた点につきましては、議会にも御報告申し上げ、また議員の皆様にも現場を御確認いただきました新保健センター棟の基礎地盤からコンクリート片が出てきたことなどから、新保健センターの完成が当初の予定からひと月程度遅れが生じており、4月末に完成する予定です。

また、今後の進め方といたしましては、新保健センター棟の完成の後、愛知川庁舎の事務室やトイレ等の改修に取りかかり、その後に秦荘庁舎の改修に入ってまいります。

○議長（村西作雄君） 8番、高橋正夫君。

○8番（高橋正夫君） ありがとうございます。今ほど聞きましたように、4月末に完成する予定ですというようなお答えでしたが、これ、そうすると、4月末いうと5月からは新しく移転されるのか、その辺。それと、やはりコンピューターやらパソコンやらのLANの工事があると思いますが、そういったことについてお聞きしておき

ます。

○議長（村西作雄君） 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） ありがとうございます。今、議員おっしゃっていただきましたように、工事自体が4月末で建屋のほうは完成の予定で今、進めさせていただいておりますが、おっしゃっていただきましたように、その中のLAN工事といいますか、OA機器等の配線であったりとか、また一から事務備品等を購入いたしまして、そこへ搬入しなくてはいけない、こういったところがございます。そういったその他もろもろの準備期間というのがございますので、実際に運用が開始できるのは6月下旬から7月上旬の辺りで、今現在、予定を組ませていただいております。

○議長（村西作雄君） 8番、高橋正夫君。

○8番（高橋正夫君） 4月に建屋は完成しても、中の備品等々で実際は7月ぐらいということですね。分かりました。

それでは、次に質問をしていきます。次に秦荘庁舎についてであります。今回提出された条例案に秦荘サービス室や秦荘支所に関する条例が幾つか提出されております。そこで2つ目の質問です。秦荘支所の位置に向けたスケジュールや人員体制、取扱いの業務について、住民の皆さんに分かりやすく説明をお願いしたいと思いますので、その点についてお伺いしておきます。

○議長（村西作雄君） 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 秦荘支所の設置に向けた取組について、現在の予定を答弁いたします。

まず、先般の町広報2月号においても周知させていただきましたが、秦荘支所の設置に先立ち、本年4月から現在の秦荘サービス室の取扱い業務を拡大することとしております。これに伴い、秦荘サービス室の人員を正規職員及び会計年度職員合わせて7名の体制とすることとしております。また、後に秦荘庁舎の内装改修工事が控えていることから、秦荘庁舎玄関を突っ切って左側の町民ホールに仮設の秦荘サービス室を設置いたします。次に、8月中をめどに全ての課を愛知川庁舎に配置する予定であり、9月に秦荘サービス室を廃し、秦荘支所を設置する予定です。この時期にはまだ秦荘庁舎の内装改修はできていないため、引き続き仮設の場所で業務を行います。来年の1月末までの予定で秦荘庁舎の内装改修工事を行い、改修後は玄関を突っ切って右側の1

階フロアを支所の事務所といたします。

4月からの業務拡大により取り扱う業務については、先ほど申しあげました町広報2月号、また町ホームページで御確認いただけますが、取扱い業務であるかどうかにかかわらず、窓口にお越しになられた住民の方の一次相談等については丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 8番、高橋正夫君。

○8番（高橋正夫君） 秦荘支所が9月にサービス室を廃止し支所を設置するというところでございますが、この業務の内容も、先般いただきました取扱い事務一覧表を見てみますと、大変、事務の数が464件ですか。そのうち秦荘サービス室でできる業務が受付だけというのがありますが、293件ということになっておりますが、このことについては住民の皆さんにどこまで、この業務だけを示していても、具体的に分かりやすく住民の皆さんに知らせる必要があると思っておりますが、その辺もう少し、ただネットやそういうもんでホームページ等で知らすんやなしに、町広報だけやなしに、もっと具体的にこう住民の皆さんにこうですよというような言い方なんか、各集落歩いてもらうのか、1番ええのはそれは各集落に出向いて、特に秦荘地域だけですので、心配しているのは、というので、もう少し住民に細かく説明できるような方策を取ってもらえないかなというふうに思っておりますが、その辺についてお願いします。

○議長（村西作雄君） 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） ありがとうございます。議員おっしゃっていただきます取扱い業務の周知でございますけども、今ほどもおっしゃっていただきましたように、当室のほうで取扱いの事務を整理をさせていただいて、行政関係での各種申請であったり届出、こういったものを整理させていただいて、全体的に464件という整理をさせていただいた中のうち、本当にお預かりをするといった件数等も踏まえて293件ほどございます。住民の皆様に分かりやすくということでおっしゃっていただいて、可能ならば各自治会のほうに出向いて御説明とかいようなお話を頂いたわけなんですけども、現在今、当室のほうで考えさせていただいておりますのは、年度を明けまして新の区長総代会の際にこの分をちょっとクローズアップさせていただきまして、庁舎統合等の御説明をさせていただこうという計画は持たせていただいておりますが、ちょっと今その計画のみでございまして、住民への周知というところではその対応で進めさせていただければなというふう

に考えております。

○議長（村西作雄君） 8番、高橋正夫君。

○8番（高橋正夫君） 次の質問でもその辺のことを聞いておりますので、ダブリますが、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、庁舎統合についての住民への周知ということで、これも問うておりますが、まず秦荘庁舎の統合による役場機能の集約と秦荘支所の設置に伴い、住民の皆さんへの混乱を招かないようにしっかりと広報し周知することが重要だと思いますが、いつからどのように行っていくのかというお伺ひでございます。先ほど幾つかお答えいただきましたけど、もう一度ここで、いつからどのようにというお伺ひしておきます。

○議長（村西作雄君） 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 現在、庁舎等リニューアル工事は、令和7年1月末の完成予定で進めております。工事完了までの間には、高橋議員の御質問のとおり、住民の皆様への丁寧な周知が大切であると考えております。現在、町広報による周知を予定しております。その主な内容としては、新たな保健センターの運用開始、それから役場本庁舎及び秦荘支所の運用の開始、それから庁舎等リニューアル工事の完了、こういった主なものを町広報を活用させていただいて考えております。このほか、町ホームページや役場庁舎に設置しているデジタルサイネージ等も利用し、適切な時期に住民の皆様に分かりやすく周知していきたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 8番、高橋正夫君。

○8番（高橋正夫君） ありがとうございます。住民の皆さんへの周知ということで、よろしくお願ひしたいと思います。ということでしっかりと住民説明をお願ひしたいと思います。

それでは、次にまいります。次に、庁舎統合と秦荘支所の設置に伴う効果でございます。庁舎機能の集約によりまして、庁舎が分かれていたことによる様々な不便やロスが解消され、行政サービスの効率化と質の向上が図られるものと期待しておりますが、ここで4つ目、町執行部としてどのような効果や住民サービスの向上を見込んでいるのかお伺ひしておきます。

○議長（村西作雄君） 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 現在のような分庁方式を取ることによる課題につきましては、令和4年7月に開催いたしました庁舎等公共施設の最適配置に関する住民説明会での資料などにおいてもお示ししてきたところです。例えば、要件により住民の皆様に来庁いただく庁舎が異なるため、庁舎間の移動を強いられることがあること、また部局横断的な協議や会議、事務決裁等において職員が庁舎間を移動することが必要であり、業務効率や危機管理面での課題や庁舎間移動に伴うコスト増といった事象が生じていることなどです。現在取り組んでおります庁舎等リニューアル工事では、これらの課題解決が図られ、結果として住民サービスが向上するものと考えております。

○議長（村西作雄君） 8番、高橋正夫君。

○8番（高橋正夫君） ありがとうございます。このたびの庁舎統合は、合併して19年目を迎えた愛荘町が今後更に発展していくため重要なステップであると考えます。引き続き、議会や住民の声を聞きながら取組を進めていただくようお願いしておきます。

次に、大きな2点目といたしまして、今後の町の公共施設の総合管理についてお伺いいたします。町内の公共施設を適切に維持管理していくため、愛荘町公共施設等総合管理計画や愛荘町公共施設（建物）個別施設計画、学校施設長寿命化計画といった計画が策定されておりますが、今回の庁舎統合や小中学校の長寿命化の工事のほかに、なかなか思うように進んでいないのではないかと感じております。こうしたこともあってか、町執行部から、去る1月18日の議会の全員協議会におきまして、（仮称）公共施設マネジメント推進委員会の設置について説明があったところでございます。そこで、まず5点目、この推進委員会の設置目的と委員会での審議により、町が得ようとしている成果は何かお伺いしておきます。

○議長（村西作雄君） 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） （仮称）公共施設マネジメント推進委員会は、町全体を見渡す視点で、施設の分類を超えた公共施設の最適配置の方針を検討することを目的としております。今ほど御質問にありましたとおり、これまで公共施設等総合管理計画や公共施設（建物）個別施設計画の策定や一部改定を行ってまいりました。またこの間、愛荘町ランドデザイン2040や都市計画マスタープランといった公共施設の最適配置に関連する計画も策定しており

ます。(仮称)公共施設マネジメント推進委員会では、これらの計画に照らし合わせて、今後予定されている公共施設等総合管理計画や公共施設(建物)個別施設計画の第2期策定に向け、施設を所管する課や部局を横断して、どこにどのような機能を持たせるべきかを含め、町内全体の最適な配置の配置のための方針を検討していきたいと考えております。

○議長(村西作雄君) 8番、高橋正夫君。

○8番(高橋正夫君) ありがとうございます。1月18日にこの委員会の組織イメージというのを頂きまして、ここにメンバー構成とか出ておりますけども、全ての政策監、担当課長等々こう書いております。施設を実際、現在使われている皆さんの声もやっぱり吸収してということになるろうかと思いますが、実際利用されている皆さんの声を最大限吸い上げて今後の方針を決めていただきたいというふうに思いますので、その辺についてどうお考えかお願いします。

○議長(村西作雄君) 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長(久保川瑞穂君) 今、議員おっしゃっていただきましたように、お配りさせていただきました資料の中でメンバー構成をお示しさせていただいているのは、政策監をはじめ町の職員であったり、また外部のアドバイザーといたしまして、専門的知見を有する方を数名お願いをさせていただこうと思っております。とは言いますものの、公共施設、それぞれ体育施設、文化施設、福祉施設等々ございますので、そういったところでの利用者の声というのは非常に重要であるかとそれは認識しておりますので、この中で検討していく中では、そういった御利用者の方のお声なりもしっかりとこの協議の場へ上げていって検討していきたいと考えております。

○議長(村西作雄君) 8番、高橋正夫君。

○8番(高橋正夫君) ありがとうございます。しっかりと利用者の声も聞いていただきたいというふうに思います。

次に、推進委員会と町議会との関係でございます。1月18日の資料では、公共施設マネジメント推進委員会と議会とは情報や意見の共有、交換を行うこととされており、その手法については議会と要協議となっておりますが、ここで6つ目です。町執行部としては、その手法をどのように考えておられるのかお伺いしておきます。

○議長(村西作雄君) 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 去る1月18

日の議会全員協議会において、(仮称)公共施設マネジメント推進委員会の御説明をさせていただいた際、本委員会と議会との連携が重要であると認識をしている旨の説明をいたしました。このため、議会とも御相談の上、マネジメント推進委員会での協議内容や情報、また議会からの御意見を双方が共有できる仕組みを構築する必要があると考えております。町執行部といたしましては、現時点では全員協議会の場を活用させていただくことを一案として持っておりますが、今後の議会内での御議論等を踏まえ、双方が共有できる仕組みを整えてまいりたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 8番、高橋正夫君。

○8番（高橋正夫君） ありがとうございます。一応この推進委員会イメージ図見ていっても、なかなか中身は分かりづらいんですけども、しっかりとこれから取り組んでいただいて、逐次議会のほうへも報告いただいて、お互いに共有して意見交換などをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に申し上げます。先ほども申し上げましたが、愛荘町は合併してから19年目を迎えました。町内の80を超える公共施設は、合併前の旧町時代に整備されたものがほとんどでございます。次々と老朽化してきております。修繕して維持をしていくにもお金がかかります。住民福祉の向上と町の持続的な発展のために、次の世代へ引き継いでいくものとそうでないものもございます。新たに整備していくものなどの見極めが大変重要であると考えます。今回、執行部から説明がございました公共施設マネジメント推進委員会も活用しながら、町執行部と議会とはしっかりと議論を重ねていくことが重要だと考えますが、最後に町長の今後の思い、そして考えをお伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 本町の持続的な発展のため、町内にある公共施設については、適切な配置と維持管理において不断の検討が必要であると考えております。地域住民の皆様の利便性やニーズを十分に考慮し、今ある施設については、施設や設備の経年劣化を防ぐための点検や保守作業等、日常のメンテナンスはもとより、適切な時期に手を加えることによる長寿命化への対応など、適正管理が重要でございます。また同時に、将来の人口動向や地域住民、施設利用者の利便性等を踏まえ、町の規模に合った公共施設のマネジメントを中長期的な視野で行うことは、必要可能なまちづくりの

ために不可欠なものであると考えております。未来を見据え、今後も活気ある町であり続けるためにも、議会と町が一丸となって取り組むことが肝要であり、議員各位のお力添えを引き続き賜ってまいりたいと存じております。

○議長（村西作雄君） 8番、高橋正夫君。

○8番（高橋正夫君） ありがとうございます。何遍も申し上げますが、合併して19年目ということで、現在、施設を利用されている方もたくさんございますので、そういった意見も十分にお聞きいただいて、十分な利便性やそこら辺を十分考えていただきまして、適正な管理をお願いしまして一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（村西作雄君） これで一般質問を終わります。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。再開を14時50分といたします。

休憩 午後2時36分

再開 午後2時50分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 久保田正利君

○議長（村西作雄君） 一般質問を続けます。1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 1番、久保田正利、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、本年1月1日能登半島にて発生しました地震災害に遭われた被災された方々、またお亡くなりになられた方、心からお悔やみと見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。1番目として蛍光灯のLED化、次に住宅や自治会館等の耐震化促進、3つ目として給食センターの機器更新、以上3つについて質問させていただきます。

まず、蛍光灯のLED化について。2019年から蛍光灯機器の生産は中止されておりました。2023年11月に、水俣病の原因となった水銀を包括的に規制する水銀に関する水俣条約の加盟国などで構成される会議で、直管蛍光灯の製造と輸出入を2027年末までに禁止することなどで合意されました。これにより、蛍光灯の製造や輸出入が禁止となります。

蛍光灯のLED化は、単純に置き換えで済む場合と、配線工事が必要な場合があります。

ます。置き換えだけで点灯しても、配線工事をしていないと無駄な電力を使う場合があります。このような背景がある中で、行政、民間、自治会、各家庭において蛍光灯のLED化は必須になってきます。このことから質問させていただきます。

まず、町長にお伺いします。蛍光灯のLED化に対する本町の責務をお教えください。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） LED照明の導入については、国の地球温暖化対策計画において、2020年までにフロー、いわゆる新たに出荷される照明器具で100%達成、2030年までにはストック、いわゆる現在国内に設置されている照明器具で100%達成が目標とされているところです。

愛荘町では、第2次総合計画において循環型社会の形成を推進するため、省エネ対策として家庭や事業所での省エネルギー機器の導入、更新や再生可能エネルギーの利用促進を図り、環境への影響の低減やエネルギー効率の向上のため、導入事例や補助等の様々な情報提供に努めるとしております。

さらに、LED照明の導入を促すために、町民の皆様が自己の居住する住宅を対象に行われる省エネ改修に対し、その一部を補助する地域活性化住宅省エネ等改修事業補助金を設けるほか、自治会の取組なども支援しているところです。また、公共施設につきましては愛荘町地球温暖化防止実行計画に基づき、各施設の改修に合わせるなどにより、段階的にLED照明の導入を進めております。

これらの取組により、循環型社会の形成及び低・脱炭素のまちづくりを推進し、環境に優しい持続可能な社会の形成を目指しているものです。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 今ほど町長の御答弁いただいた中に関しまして、再質問させていただきます。この段階的にLED照明の導入を進めておりますという件ですけれども、今回庁舎のほういろいろ触っていく中で、庁舎の中のLED化に関してはどこまで進んでいるのか、あるいは今回の計画に入っているのか、その辺について詳しく御説明ください。

○議長（村西作雄君） 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 今、御質問いただきました庁舎等のリニューアル工事の中でのLED化の御質問であったと思いま

す。LED化のほうにつきましては、今回のこの工事の中では、新築します新保健センター棟、こちらのほうはLED化ということでございますが、庁舎のほうにつきましては、先ほど経営戦略課長のほうも御答弁させていただきましたが、本工事では工事は入っておりませんが、また改めて庁舎全体での工事を考えているというところがございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ただいま答弁いただきました内容について、再度質問をさせていただきます。なぜ今回この庁舎を触るのに別にされるのか、経費がなおさら要るにもかかわらず、なぜ今回に当て込んでこられなかったのか。最後に町長のほうから説明ありました、社会の形成を目指しているものですねということもありましたので、国が口をそろえて言っている具体的な計画になっているにもかかわらず、庁舎のここで改修にこれが外れているのはどういうことなのでしょう。御説明ください。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時56分

再開 午後2時58分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村西作雄君） 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 今ほどの、今回の工事でなぜLED化も一緒にしないのかということで御質問でいただいたと思います。今回の工事をさせていただき計画といたしまして、3年前になるんですかね、から計画を進めてきている中で、できる限り今回の改修におきましては工事費用を抑えた形で計画をしていきたいというところで、今回計画をさせていただいた中にはLEDのほうは入っておりませんが、今後この脱炭酸化に向けた公共施設関連の事業債のほうメニュー化されてきておりますので、そちらのほうでまた併せて、今後、庁舎のほうをLED化のほうに変更していくということでさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 答弁いただきましたけれども、なぜこの工事が行ったり来

たりするような計画になるのかいうところが、いつも私、なぜかなというふうに思っております。費用がなかったりとか予算が今回にはなかったというのも十分分かるんですけども、あまりもう少しこう、今回のせつかく触るんならこの中の工事にされたほうが、私は省エネ化としては優先順位は上やなというふうに思っているのですが、引き続きいろんな形で今後も改修が進むと思いますので、後回しにするものは後回しでも結構なんですけれども、優先順位を付けて改修のほうを進めていただければなというふうに思います。

次の質問に入らせてもらいます。本町の自治会館や草の根ハウス等の数と、各自治会でLED化を自主的にされた自治会の数を教えてください。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長（西川傳和君） 令和6年3月現在、各自治会が保有、管理する自治会館等の総数は69件でございます。これまでの町の補助金を活用され、自治会館等の照明をLED化されたのは6自治会でございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 今の御答弁で再質問させていただきます。自主的に改修された自治会の改修費用と補助金額を教えてください。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長（西川傳和君） 6自治会でございます。改修につきましては2つの種類の補助金、自治ハウスの整備2分の1の補助金と、あと地域の備品等の整備にかかる3分の1の補助金の2つ、それぞれ使われているのが3件ずつございます。自治ハウス整備で整備されました自治会3件につきましては157万9,000円の事業費でございます。3分の1の補助金を使われました3件の自治会の合計が110万7,000円となっております。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 今、御答弁いただいた件で再質問させていただきます。この6件のうち157万9,000円、あるいは110万7,000円の1件当たりの費用を教えてください。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

(西川傳和君) 1件当たりの金額につきましては、ちょっと自治会ごとに異なるというところがございますけれども、少ない金額の自治会につきましては11万3,000円で3分の1の補助金でLED化されている自治会がございます。また、高額な自治会につきましては、こちらも3分の1の補助金で実施されております、事業費81万円で実施されている自治会もでございます。費用につきましては、この間で、あとほかの4つの自治会があるというような形になっております。

○議長(村西作雄君) 1番、久保田正利君。

○1番(久保田正利君) 答弁いただいた件ですけれども、6件なら6件、具体的にちょっとお示ししていただきたかったんですが、単純に6で割るとそうは大きい金額が出ていってないというふうに解釈をさせていただきます。

次の質問に行かせてもらいます。各自治会でLED化を目的にした場合の町からの補助金などの財政支援の仕組みを教えてください。

○議長(村西作雄君) 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

(西川傳和君) LED化に対する自治会への財政支援につきましては、各種コミュニティ施策のうち、自治ハウス整備事業、または地域の未来づくり支援事業が該当いたします。

自治ハウス整備事業は補助率が2分の1で補助上限額が300万円、地域の未来づくり支援事業は補助率が3分の1で補助上限額が30万円となっており、各自治会では事業規模に応じて使い分けをされています。

町の補助を受けていただくためには、事業実施の前年度に事業計画書を提出いただく必要があります、各自治会の事業計画に基づき町が予算措置を行っているところがございます。

○議長(村西作雄君) 1番、久保田正利君。

○1番(久保田正利君) 今、答弁いただいた内容について再質問させていただきます。この300万円、上限が300万の2分の1、ということは600万。3分の1が30万、ということは90万。根拠を教えてください。

○議長(村西作雄君) 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

(西川傳和君) 自治ハウス整備事業の300万円につきましては、この補助制度自体、令和3年度から実施しております。令和元年度から、この補助制度のほうにつきましては、その策定に関して、近隣の状況であったりとか、各自治会が使われるその補助金の事業の規模であったりとか、そういったものを参考に300万円というふうに設定をさせていただきました。また、地域の未来づくり支援事業につきましては、自治会が年度に購入されます備品等であったりとか、あと防犯灯の改修であったりとか、そういったことに使われる事業費の実績に基づきまして、事業費90万円の3分の1の30万円というものを設定させていただいたところでございます。

○議長(村西作雄君) 1番、久保田正利君。

○1番(久保田正利君) 今、御答弁いただいた内容について再質問させていただきます。これは大体、某公民館でいきますと310平米あります。そこでは220万ぐらいの改修費用がかかります。200平米ぐらいであると180万円ぐらいの改修費がかかってくるんですね。この場合、今までどおり3分の1あるいは2分の1を使ったとして、この要望申請が5件、6件とかなってきた場合にも、同じ年度内で対応可能なのでしょうか。

○議長(村西作雄君) 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

(西川傳和君) 確かに、自治ハウスの改修事業を、年度内に多く申請されるケースもございます。そういった場合、町としての持ち出しも非常に増えるというところもございます。そういったところですけれども、ある程度その自治会におきましても、一定その自治ハウスの改修に関しましては計画的に実施されているところもございますので、できる限り町としてもその希望、要望に対応すべく、その予算の措置をしていくというようなことで考えております。また、事業計画自体は実施される前年度に計画のほうを提出いただくという形になりますので、町のほうとしても一定、その一般財源の確保というような形で自治会の施設整備に関する支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長(村西作雄君) 1番、久保田正利君。

○1番(久保田正利君) 今の答弁について再度質問させていただきます。令和3年から始まって、物価が高騰している中で補助金率は変わってません。答弁までは求めませんが、あまり根拠のない補助金額というふうに僕は受け止めております。根拠の

ない費用であればかえって無駄なお金になってきますので、その都度その都度、根拠に合った見積り、補助金額を付けていただけるようお願いしたいなというふうに思っております。

また、やはり先ほども言いましたように、国挙げての省エネあるいはLED化にしていこうということになっていきますので、補助金であるとかでなくて、全ての自治会を見ていくような心意気というか、愛荘町に限っては全てのところをそうやってやったんやという、やっていくんやというこの姿勢をほかにもアピールできるような町であっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

それに必要であれば、ほかの何か今、進んでないような、言い方は失礼ですけど、事業があるようであれば、この2027年という期限決まっているので、その期間内を絞ってでも、このLED化であったりとか省エネに関する費用を投入といいますか、絞って使っていただくほうが僕はいいのかなというふうに思っておりますので、御検討のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。LED照明は、材料価格の高騰により、これからも値上がり早期に予想され、早期のLED化が必要と考えます。LED化を後押しすることや周知も含めて、自治会館や草の根ハウスの照明をLED化にすることに対しての町からの補助額の財政支援を手厚くしていただきたいのですが、先ほどと重複しますが、改めて答弁のほうお願ひします。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） 自治会施設の照明のLED化については、例年、区長・総代会において、まちづくり資料集を用いて、施設の改修に関する補助金制度として説明を行っているところです。しかし、2027年末までに蛍光灯の製造、輸入が禁止され、自治会館や草の根ハウスの照明をLEDに替える必要があることを全ての自治会に認識していただくため、今後、区長・総代会などの機会を通じて周知をいたします。

次に、自治会においては、蛍光灯の製造や輸出入の期限を迎える3年後までに、限られた自治会の予算の中で器具等の交換を行う必要があり、計画的に改修を行わなければならないというふうに考えております。多くの自治会が事業を実施する時期が重なることが想定され、補助金を交付する町の予算規模も拡大することが見込まれます。現行の自治会に対する補助金制度については、令和8年度から新制度とするために見

直しを行う予定をしており、検討に当たっては、照明のLED化といった国レベルの法改正のほか、物価高騰などの影響を鑑みた内容に改正したいと考えております。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 答弁ありがとうございます。やはり先ほどから言ってますように、国レベルでの話ですので、予算というのは充当していただきたいなというふうに思っております。ここにやっぱり、各地域も自治会離れされているところもあって、なかなか自治会に入ってもらえないところもやっぱりあります。でも、だからといって放っておくわけにもいきませんので、やっぱりそういう現状は現状ということ把握いただいて、前向きにちょっと進めていっていただきたいなというふうに思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。次に、住宅や自治会館等の耐震化促進についてお伺いします。

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震などの地震による被害は、津波をはじめ、建物倒壊、火災の発生、土砂崩れ、液状化現象などがありました。近年では、石川県能登半島で最大震度7の揺れを観測する地震が起きました。建物の倒壊や津波の被害、それに地盤の隆起も確認されております。

国土交通省は、建築の専門家らによる有識者委員会を立ち上げ、現行の耐震基準や改修方法などを見直す必要があるのか検討されされるようです。特に被害の大きかった石川県内で現地調査をし、倒壊した建物の現状と耐震性との関連を把握されます。また、全国的に、2030年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するとされています。このような背景にある中で質問させていただきます。

まず初めに、地震の影響による建物倒壊をどのように感じられたか、町長、お願いします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 1月1日に発災した能登半島地震では、令和6年3月1日現在、石川県内で約7万7,000棟の住宅、住家が全壊、半壊、一部損壊の被害を受け、公共施設約180棟を含む約1万2,000棟の非住家が被害を受けたところです。

今回の地震災害では、高齢化率の高い地域であり、耐震化率の低い地域で発生したことが多くの建物倒壊を招いたのではないかと推察をいたします。また、別の報道によると、揺れの周期の違いが被害の割合に影響していた可能性があるとして、地域の

地盤の特性に合わせた耐震対策が必要であると専門家が指摘をしています。

地震計のデータを分析し、観測点の周辺で現地調査を行って被害との関係进行分析された結果、輪島市河井町にある地震計では、木造住宅などの被害が発生しやすい周期が1秒から2秒ほどの揺れが観測され、調査した168棟の木造家屋のうち3割余りに上る53棟が全壊し、ほぼ同じ周期の揺れが観測された穴水町大町でも114棟のうち2割余りが全壊したとされています。一方、震度7の揺れを観測した志賀町の地震計では揺れの周期は0.2秒ほどと短く、調査した範囲では短い周期の揺れに特徴的な屋根瓦のずれや窓ガラスの破損が見られたものの、全壊した家屋は確認されなかったとのことです。

調査を行った専門家は、揺れの周期の違いが被害の割合に影響していた可能性があるとした上で、穴水町では倒壊した古い木造家屋の隣で、築年数が浅いと見られる住宅がほとんど損傷なく建っていたのが印象的だったとも言われています。

今回、この地域は兵庫県南部地震に匹敵する揺れを観測していたが、現在の耐震技術をもってすればこのクラスの地震にも耐えられる可能性があると言及していることから、耐震基準に合致した建物に改修するよう愛荘町地域防災計画の震災対策編、災害予防計画のうち建築物の防災性向上の一環として、町が補助事業として実施している木造住宅耐震診断員派遣事業や木造住宅耐震改修等事業を積極的に活用していただき、耐震化率の向上を図る必要を感じたところです。

また、応急対策として、愛荘町地域防災計画の震災対策編、災害応急対策計画のうち建築物の応急対策の1つである2次被害を防止するため、関係機関と連携し被害状況調査を行うことや、能登半島地震でも課題となっている倒壊などによる2次被害が懸念される建物の緊急公費解体など、復旧の支障となる建築物の撤去や、これに伴う災害廃棄物の処理などについてもしっかりと体制を整えておく必要があると考えております。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ただいま答弁いただいたことに関しまして、再質問させていただきます。話の中に出てきました、築年数が浅いと見られる、損傷なく建っていたということでもあります。そのほか新聞等々で見ると、栗東市が耐震化率92.6%という新聞の記事も皆さんも御存じやと思うんですけども、この耐震化になっている92.6%というのは、これは高いと思われませんか。これを見てどういうふう感じら

れますでしょうか。お答えください。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 栗東市96.2ということで、今ほどお話を頂きました、なるほど高いもんだなというふうには感じているところでもございます。先日、新聞等々でも報道もされていまして。ちょっと私も気になったもんで見たんですが、愛荘町が結構下のほうから数えたほうが早いというようなことでもございましたけれども、ちょっと統計でうちのほうが報告をしていたものが今から9年前のものでもございますので、そこから言うと、かなり年間で100を超える数が新築をされているという、その率としてはかなりもうちょっと上の順位にはなってくるのかなというふうに思いながらは、その報道を見ていたものでございました。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 今、答弁いただいた内容に続きましてですけれども、愛荘町は63.2%の耐震化率というふうに載っていたと思います。耐震化率60%は、これは我々の業界の中では、もう皆さん御存じやと思いますけれども、新耐震、昭和56年5月31日以前を旧耐震、それ以後を新耐震と言いますけれども、要するに人口が増えていることは、建て替えられたお家に対して耐震化率が伸びているだけであって、旧耐震、昭和56年5月31日以前の建物は耐震化改修をされたというパーセントではないということだけで御理解いただいて、今後その辺のことをちょっと十分認識しておいていただきたいなというふうに思っております。

すいません。回答いただいた内容があっちこっちあるんで、ちょっと重複するかも分かりませんが、続きまして質問を続けさせていただきたいと思います。

この地震の影響を受けた国の動向を迅速と感じます。これらの本町の責務を教えてください。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 本県では、石川県地震の影響を受け、1月4日に滋賀県災害支援本部を設置し、中部9県1市災害応援に関する協定及び総務省の応急対策職員派遣制度により石川県能登町へ対口支援方式、いわゆるカウンターパートを実施し、緊急消防援助隊も含め、様々な活動チームが被災地支援活動を行っています。

本町としては、まず地震発生1月1日16時30分に警戒待機体制を役場に設置し、町長以下関係者が参集の上、町内の被害状況などについて関係機関への情報収集

を行い、町民の安全が確保されていることを確認したところです。

さらに、1月4日には、令和3年5月20日に施行された応急対策職員派遣制度に関する要綱第10条第9項に基づき、応援職員の派遣について滋賀県から協力依頼があり、2月22日から順次、町職員3名を現地に派遣し活動に当たりました。

派遣した業務内容については、被災家屋等の公費による解体・撤去制度等の申請受付業務や避難所運営支援を行い、約1週間程度の業務支援を能登町職員指導のもとで実施してきたところです。

現時点においては、能登町内に設置された避難所の運営支援を県及び県内自治体で担っておりますが、避難生活の長期化への対応や能登町職員の負担軽減を図るとともに、復旧、復興関連事業に注力いただく必要性から、今後も県・市町と連携を図りながら、引き続き支援体制を強化してまいります。

また、本町としましても、改めて町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県指定地域機関、指定公共機関、公共的団体及び地域住民等の協力を経て防災活動を実施すべく、いつ起こりうるか分からない災害に備え、日頃の訓練や災害対応のノウハウ、関係団体との連絡調整等、さらなる体制強化に努めてまいります。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ただいまの答弁の中で、引き続きいろんな対応体制を取っていただいたというところで、今後とも続けていっていただきたいと思います。滋賀県はおかげさまで、災害が本当にもう少ないというよりも、ないぐらいのところですので、災害は忘れた頃にやってくるとよく言われますので、今回のことを自分たちのところのことだと置き換えてでも、新しい考え方であったりとかを対応とかを改めて実施していただきたいなというふうに思っております。

次の質問に入らせていただきます。本町の公共施設で耐震性が不十分なところはありますでしょうか。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 昨年7月に、公共施設最適配置推進室において、公共施設（建物）個別施設計画の改定をいたしました。その際、各施設の評価をするため、現状把握を行いました。その情報を基に、計画書の最終項の一覧表に、耐震化についてマル・バツを付しております。

その内容から申し上げますと、耐震性が不十分と判断される施設は6棟で、長塚西

及び東の農業作業所、川久保農業作業所、山川原第一及び第二農業作業所、旧愛知川警部交番であり、このうち旧愛知川警部交番は解体済みのため、現時点では5棟となっております。

なお、個別施設計画書の一覧表に記載の耐震化について補足説明をさせていただきます。先ほど議員のほうからもありましたけれども、1981年の建築基準法の改正によりまして、同年5月31日までに確認申請を受けた建物は旧耐震、6月1日以降の確認申請を受けた建物は新耐震と呼ばれております。ここでのマル・バツの判断ですが、新旧の耐震判断と耐震改修の有無で判断をしております。

久保田議員の御質問にもありましたけれども、1995年の阪神・淡路大震災以降も、国内各地で地震による被害が発生する中、過去の耐震診断で問題がなかったから今も建物は同じ状態であるや、過去に耐震改修済みなので安全であるなどの過信をせず、各施設所管課とともに施設の安全性に注意を払わなくてはならないと考えております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 今、答弁していただいた内容についてですが、全国的に公共施設の耐震改修は99.9%が改修されていると僕らも聞いております。なので、本町においても改修自体がほぼほぼ終わっているというところで、住民の皆さんは安心されるかなというふうに思っておるのですが、本町庁舎でも、棚の積み上げてあったりだとか、そういうようなところも耐震については非常に重要なところでありますので、建物が倒れないのだけが耐震ではありませんので、そういうような本であったりとか棚であったりとか、そういうところもやっぱり今回改めてまた整備をやるなり、考え方を変えていっていただきたいなというふうに思っております。

次の質問に移ります。地震の影響による住民不安を払拭するためにも、まずは住宅や自治会館等の耐震診断が必要であると考えます。申請受付から耐震実施までの具体的な流れを教えてください。

○議長（村西作雄君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的に、愛荘町木造住宅耐震診断員派遣事業に関する要綱を定めておりますので、この事業の流れについて御説明申し上げます。

耐震診断を受付する際には、まず町が要件に合致した建築物であるかなどを申請者から聞き取り、耐震診断実施申込書を提出いただきます。添付資料などにより審査し、要件を満たしていれば決定通知書を交付いたします。その後、滋賀県に登録されている耐震診断員の派遣について申請者と日程調整を行い、御自宅等の耐震診断が実施されます。診断は、主に目視や聞き取りによるものとなります。診断に要する費用は町が全額負担いたしますので、申請者の負担はございません。また、御要望に応じて専門家による補強案の作成を行うこともできます。

次に、自治会館の耐震診断につきましては、耐震診断を実施する前年度の10月頃までに事業計画を町へ提出いただく必要があります。まず、対象となる建築物が自治会所有のものであるかを町が確認し、自治会は滋賀県に登録されている耐震診断員の中から診断される事業者を選定していただきます。その後、自治会と事業者で相談していただき、事業者から提出された耐震診断に係る経費の見積書をもとに、自治会が耐震診断に係る事業計画を作成し、町へ提出していただきます。町は、提出のあった事業計画に基づき、翌年度の予算に計上いたします。自治会は、町の予算が計上された年度に町への補助金の交付申請を行っていただき、町が交付決定をした後に事業着手となりますので、計画的かつ早めの御準備をお願いいたします。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ただいま答弁いただいた内容について再質問させていただきます。本年度、申込みされた方がおられると思うんですけど、スムーズな流れでされたのか、ちょっと確認させていただきたいと思いますので、お答えください。

○議長（村西作雄君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 木造住宅に関するほうにつきましては実績がございましたが、スムーズに流れておったのかという認識をしております。自治会館のほうについては実績はございませんでした。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ただいま答弁いただいた内容ですが、私の経験というより私が聞いたんですけども、昨年3月に木造耐震診断というのを知りました。4月に庁舎のほうに訪れましたが、まだ対応はできてないということで、7月に再度来られました。そのときに、対応はし切れないということを言われたそうです。最後9月、そこでもうようやく対応されたのですが、求められた資料が多くて相手のほうにうま

く対応できてなかったと。ようやく来たのが12月、そこから耐震診断をして補強計画案を立てて、審査会に回して下りてきて、そこから説明になるんですけど、たった3件がそういう状況やったんですが、この状況について把握されておりますか。もし把握されてるなら、御説明をお願いします。要するに、うまく対応できてないん違うかということなんです。

○議長（村西作雄君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御質問に御答弁申し上げます。

耐震診断に係る受付の部分で、昨年ちょっといろいろと御説明のほうをさせていただきながら、ただ、なかなか希望される日時でちょっと受け付けができなかったという点でございますが、町のほうから毎年木造の住宅耐震診断であったりとか耐震補強、ブロック塀等の補強の、国庫補助対象になりますので、前年度に要望を上げて、そして令和5年度で言いますと、今年度交付申請をした上であとの受付をしていくという流れになっております。ただ、その流れでございますが、いざ募集をさせていただくという時期が、今年度の回覧等で周知させていただいているのが10月の初旬から12月という形で受付のほう開始するというところで案内をさせていただいておりますので、従来4月からお問合せいただいていたというふうにはお伺いしているんですが、いざその受付の開始が、国・県に対する交付申請等を踏まえて交付決定がおりてくる時期を鑑みると、どうしても10月になっていくという形で、そこから速やかに募集をしているという形でこの事業のほうを進めさせていただいておりますので、その辺の説明が不足していたのかも分かりませんが、例年こういう形で募集をしているというところで御理解賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ただいま答弁いただいた内容についてですが、やっぱりせっかく自分で申請を出そうとしておられる方がおられますので、それはやっぱりスムーズな流れをつくっていったらいいかなというふうに思っております。早いところで5月末には診断の依頼が来るんです。12月に来ることはまずないです。ましてや1月に今回来たんですが、全くそんな異例なことはないんですね。だから、今回いろんな手続の不具合があつてこうなったのかもわかりませんが、スムーズな流れでちょっと申請を受け付けてあげてほしいなというふうに思っております。

巨大地震の被害予想で最も多いのは、死亡原因は古い住宅の倒壊です。住宅の耐震化が進まない理由は、一般市民の危機感が足りない、行政の補助が不十分、改修費用が高いなどの様々な原因が指摘されてきております。これらの原因はどれも間違っているわけではありませんが、どれか1つ解決すれば耐震化が進むわけではありません。全てが解決され、それがきちんと機能するような社会の枠組みが出来て初めて住宅の耐震化が進むと言えるのです。これらの原因を解決するに向けて、主役となって取り組んでいただくことができる機関がお役所やというふうに皆さんこう言うておられますので、改めて今年度はそういう枠組みの中で対応していただきたいなというふうに思っております。

次に、今年の1月1日に震災が起こったにもかかわらず、今年度の予算は例年どおりやと思うんです、耐震診断の対応が。僕は、ここは町長自ら10件や20件やと言ってもいいのかなと僕は思うんです。そんな多過ぎる、例年3件しかないとか言われてても、いや今年度に関してはこれぐらい見とかなあかんのやという強い意識を持っていただきたいなというふうに、耐震だけの話を見るとそうなんです。なので、その辺は十分ちょっと気構えをしていただきたいなというふうに思っておりますので、その辺についてちょっとお答えいただけますでしょうか、町長。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。非常に危機感、また危機意識の欠落というところも、それからまた町のほうの補助の少なさということも、町というか行政のほうのということもお触れを頂きました。その両輪ということの重要性ということがあるんであろうというふうには存じます。今までもこれ設けておりますけど、なかなかその利用が進んでいないというところがございますので、ちょっとその辺りのまず周知で、実際の予算を本当に全体を活用いただくということがまず第一歩としては大事でございますので、たちまちに増やすというところがその解決になるのかどうかというところはちょっと一度お預かりをさせていただいてというふうに存じます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 今の答弁の中でも、前向きには考えていただけるようにというふうに僕はなりに理解をしています。まだ予算委員会のほうは終わっておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひまして、次の質問に入らせてもらいたいと思ひます。

住宅や自治会館等に対する耐震診断や耐震に関する予算執行の状況を教えてください。

○議長（村西作雄君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 令和5年度の住宅耐震診断予算の執行状況は、住宅耐震診断員派遣に係る委託料が3件15万6,000円、耐震改修補強案作成に係る委託料が3件25万2,000円、ブロック塀等耐震対策事業に係る補助金申請はありませんでした。

令和6年度予算は、近年の申請件数などを考慮した件数を予算計上しております。住宅耐震診断員派遣に係る委託料、耐震改修補強案作成に係る委託料、ブロック塀等耐震対策事業に係る補助金、それぞれ4件分で計上をしております。

自治会館等については、令和3年度から自治ハウス整備事業に自治会館等の耐震診断や耐震改修に関する補助制度を設けておりますが、これまでに耐震にかかる補助制度の利用実績はございません。補助事業については、年度当初に区長総代会で説明させていただいておりますが、自治会から令和6年度に向けた自治会館等の耐震診断や耐震改修の事業実施計画の提出がなかったことから、令和6年度の予算計上は行っておりません。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ただいまの答弁について、少ないからあんまり予算を見ないというのも何なんですけれども、先ほどもちょっと言いましたが、重複しますけど、今年度こういうことが起こったので、これを機に改めて見直していただきたいなというふうに思っております。申請がないのは、恐らく知らんてはる方も多からとも思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

次の質問に移らせてもらいます。給食センターの機器更新について。

令和5年12月定例会で、給食センターの運営について質問させていただきました。防災食などの備蓄品を提供できる施設であることや、厨房機器の蒸気発生器、空調、給湯器などの修繕は給食提供を避けた夏期休業等に限られ、大規模な機器更新や修繕は複数年にわたり計画的に進めることや、厨房機器だけでも5億かかり、慎重に議論が必要な重要案件であると答弁がありました。

このことから質問させていただきます。今回、地震などの災害時に踏まえ、食料などの供給を手厚くする考えをお聞かせください、教育次長。

○議長（村西作雄君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（上林市治君） 現在、給食センターでは、幼稚園、小学校、中学校など、給食提供をしている子供たちを対象とした緊急用の食料を備蓄しているところです。災害時の町民を対象とした食料の備蓄をどうするのかは重要な課題です。給食センターといたしましても、想定される対象者や供給備蓄できる食材のほか、他の調理可能な施設との調整が必要なことから、関係部署、団体、地域と災害時の対応を協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） せっかく3,000食等の対応ができる施設でもありますので、もう少し知恵を絞っていただきまして、いろんなどきにいろんな対応ができるように進めていっていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、新年度予算編成査定前に教育委員会が予算要求した給食センター機器更新の内容を、町長、教えてください。

○議長（村西作雄君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（上林市治君） 一般的には、修繕のための部品をメーカーが保有する年数が15年となっており、愛荘町給食センターは現在13年目を迎えているため、厨房機器更新の検討が必要となっています。令和6年度の当初予算を編成するに当たって、給食センターではスチームコンベクションオーブン、連続フライヤー、炊飯ライン、食器・食缶洗浄システム、真空冷却機、マイコンスライサー、IH機器及び厨芥処理システムなど、約5億円の厨房機器を複数年かけて更新する予算を見積もったところでございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 「複数年かけて更新する予定を見積もったところですが」、これ、熱源は何ですか。

○議長（村西作雄君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（上林市治君） 現在、熱源は電気ということになっておりますので、その電気を使って蒸気を発生させて稼働をしているところでございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 12月にも言いましたが、更新するにはやっぱり2倍、3倍の電気費用のやつがかかるというふうにお聞きしてるんですけども、それにもかわらず電気で見られたという根拠を教えてください。

○議長（村西作雄君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（上林市治君） ガスというようなことでも御提案を頂いておりますけれども、機器の単価等も違いますし、例えば電気ですと高くつく、あるいはガス器具についてはその電気調理器よりも安価であるというようなこともございますけれども、まず施設自体が当時オール電化というようなところで整備をされておりますので、そういった空調関係等もそのような設備になっているとお聞きをしておりますので、現時点におきましてはその建物全体は継続ということで考えておりますので、新たな大規模改修等については、またそういったことも検討の余地があるかと思っておりますのでございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 御答弁に対してですけれども、予算がないんですよね。予算がないのに何で高いものを更新しようとされるんですか。お答えください。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

前回の御質問のときもお答えをいたしましたけれども、今、給食センターは非常に見極めの難しい時期に差しかかっております。13年という経過の年数がございまして、それからどこまで耐用年数があるかというそういう問題、それからあくまでも日常の給食の提供が最優先されるというそういうこと、それから熱源に関する答弁の中でもお答えをさせていただきましたけれども、専門的な方の御意見としてもガスが圧倒的にこの先も安くなるかというそういう保証はないという声もございまして、いろんな意味で総合的に判断すると、現行のいろんなセンターの中の物理的なものを大幅に入れ替えてまで熱源を変更する、そういう時期であるのかどうか、そこはそういうことには当たらないのではないかというふうに見ているというのが私どもの考えでございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ただいまの答弁とリンクしますので、次の質問に入らせてもらいます。

新年度予算編成で、給食センター機器更新をどのように町長が査定し新年度予算としたのか、内容を教えてください。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 給食センターの機器の更新に関しては、補助金や交付金はなく、町の一般財源のみでの対応となります。また、更新に一定の日数を要するため、更新時期が給食提供への影響を避けた夏休み期間中の実施に限られることや、大規模な機器更新は財政面的な負担を考えると単年度に実施することは非常に困難であることから、複数年にわたる計画に基づく詳細な更新プランが必要であると考えております。

現時点で、更新プランの協議が整っていないことや、更新費用が莫大となることから、購入方式が良いのか、あるいはリース方式が良いのかなどの検討も必要であり、教育委員会と財政担当課との予算編成協議の中で、なお協議・調整が必要であると判断し、令和6年度当初予算への計上は見送ったところです。

しかしながら、未来を担う子供たちの健全な育ちに不可欠な栄養バランスの取れた給食を安全・安心かつ安定的に提供する役割は大変重要であると認識しておりますので、機器更新を行っていく上での更新プランの決定に向け、教育委員会と十分に協議をし進めてまいりたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 十分協議を頂きたいなというふうに思っております。

次に、給食センター機器更新の具体的な計画を教えてください。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

給食センターの機器更新につきましては、給食提供に影響を及ぼす厨房機器を中心とした計画について協議をしております。具体的なスケジュールといたしましては、3月中に内部協議を終え、4月以降に議会に説明をさせていただき、令和7年1月契約、令和7年夏季休業時から更新できることを目標としているところでございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ただいま答弁いただいた内容に付け加えてですけれども、先ほどもお話があったように、熱源がLPGがいいのか電気がいいのか、それは長い目で見て考えていかなあかん、費用対効果がどうであるのかというのは本当に難しい

ことやと僕は思うんです。でも、どっかで切り替えて前に進んでいってもらわなければいけないというふうには思っております。ましてや、今回の計画、複数年にわたって5年とかいう話もあります。職員さんも所長1人とかではちょっと少ないのでは、重荷になんのかなというふうには、私自身この業界にいてる者でも、やはり今回のもう一番大きい設備機器ということには大変難しいことやと思っておりますので、人員の適切な配置人数をしていただくほうが僕はいいのかなというふうに思っております。もう既に計画が始まっていると今お聞きしましたので、この4月からでも動員いただくなり、1人がいいのか2人がいいのか、私はちょっと今のところは分かりませんが、少しずつ、1人では今、絶対に難しいなというふうに思っておりますので、ほかにも今の仕事がありますので、そこへプラスアルファしてそういう機器更新の責務が来るということは大変重荷になってくるかと思っておりますので、その辺はちょっと十分協議いただいて前に進めていっていただきたいなというふうに思って、私からの一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（村西作雄君） これで、1番、久保田正利君の一般質問を終わります。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。再開を16時05分といたします。

休憩 午後3時55分

再開 午後4時05分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長を行います。

◇ 上田太治君

○議長（村西作雄君） 一般質問を続けます。7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 7番、上田太治です。一般質問を行います。

まず最初に、本年1月1日に起きました甚大な災害により、能登半島沖の震災等によりお亡くなりになられた方、また被災された方に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、愛荘町においては再三の不祥事が後を絶ちません。今回といいますか、昨年12月に発表されたものでありますが、本来は令和4年度に賦課されるべき住民税の

一部が課税されていなかったことが判明し、新聞等にも報道されました。住民の信頼を著しく失うことであり、議会にも報告され、また対象者に対し、「あなた様が令和4年度中に修正申告された情報を基に個人町県民税の賦課処理に遅れが生じたことが判明しました。修正（確定）申告に基づき、当該年度における町県民税の税額を別紙のとおり変更（決定）しましたので通知をします」という文書が出されているが、本当に課税漏れの原因が納税者の修正申告によるものなのか、修正申告による課税漏れの件数と金額を尋ねます。さらに、全体で課税漏れは何人何件で、金額は幾らであったのか。また、年末調整等で還付すべきであった還付金の未払還付漏れは何件で幾らであったのか、改めてお尋ねします。さらに、還付漏れにより町が支払う還付延滞金の合計金額は幾らか。また、県民税への影響についてもお尋ねします。住民税は国民健康保険や介護保険の保険料の額等にも影響すると思うが、それらについての影響した件数や金額を尋ねます。

税の賦課業務は毎年どこの市町でも行われている税務課の最も重要な業務の1つだと思いますが、どうして令和4年度に限って愛荘町でこうした不祥事が起こったのか、そのことがいつどうして発覚されたのか、このことについてどのように分析され、どのように新たな対策が取られたのをお尋ねします。職員の人手不足も原因の1つと推察されますが、現在、税務課の職員は何名で、令和3年、令和4年、令和5年における職員数、また各年度における税務課内の退職者数、求職者数は何名で、移動等を含めた新たに配属された職員は何名おられるのか尋ねます。また、今回の対応のため新たな職員の手配はされたのか、今の職員数で今後も十分対応できると思っておられるのか、さらに、課内に何か問題はなかったのか、総務政策監にお尋ねいたします。

○議長（村西作雄君） 税務課長。

○税務課長（藤澤雅史君） それではまず、個人町県民税の賦課処理の遅れが生じた案件の影響等についてお答えいたします。

昨年12月に御報告させていただきましたとおり、令和4年度分の個人町県民税において、確定申告及び修正申告の情報を基にした課税処理の一部が未処理のままであったことにより、課税に遅延が生じるという事案が発生いたしました。このような事案が発生しましたことを深くお詫び申し上げます。対象となった方に対しましては、謝罪文とともに課税の通知をさせていただいたところです。今回発生しました事案の原因は、納税者の修正申告によるものではなく、町による事務処理の遅れによるもの

でございます。

次に、今回の遅延した課税の内訳について申し上げます。まず、修正申告により課税し納付となった件数及び金額は23件で323万900円、同じく修正申告により課税し還付となった件数及び金額は31件で98万4,600円でございます。

次に、確定申告を含む全体では、課税し納付となった件数及び金額は79件で1,490万1,100円、課税し還付となった件数及び金額は131件で539万2,300円でございます。また、還付により発生しました還付加算金の合計は3万400円でございます。

続きまして、県民税につきましては、町民税と併せて徴収した翌月に県に対して払込みを行っており、今回の事案における県民税の徴収分につきましても同様に払込みを行っているところであり、課税遅延による影響はございません。

続きまして、今回の課税処理に伴い所得等が変更したことによる国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料への影響について御説明いたします。

まず、国民健康保険税につきましては、納付となる件数及び金額は16件で551万4,000円、還付となる件数及び金額は4件で13万9,700円でございます。

後期高齢者医療保険料につきましては、納付となる件数及び金額は12件で122万5,573円、還付となる件数及び金額は2件で4万1,544円でございます。

介護保険料につきましては、納付となる件数及び金額は17件で57万6,810円、還付となる件数及び金額は3件で6万1,770円でございます。

次に、今回の課税遅延が発生した経緯等につきまして申し上げます。

昨年11月に、令和5年度分の課税処理のため税務署から届いた課税資料を整理していた際、令和4年度中に処理すべき課税資料について未処理の状態であることが発覚したことによるものです。令和4年度税務課におきましては、長期にわたり体調不良となる職員が複数発生し、当時の個人住民税担当が他の事務を担う中、本件事務が後回しになり、その状態が課内に共有されることなく、処理されない状態のまま事務が留め置かれていたため起こったものであります。

今回の再発防止の対策といたしまして、事務処理に遅れが生じないよう課内での情報共有を密にし、複数人で進行管理を行うなど、事務処理状況の進捗把握を強化することといたします。

私のほうからは以上でございます。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、私のほうからですけれども、現在の税務課職員数や退職者求職者等の現況と、課内に何か問題なかったのかについてお答えをさせていただきます。

税務課の職員数につきましては、正規職員が11名、徴収強化対策としての会計年度任用職員が1名、また1月から確定申告事務への対応職員として会計年度任用職員を2名雇用しており、現在合計14名でございます。

その中で、現在3名が病気により仕事を休んでおり、その対応といたしまして税務課経験のある職員3名を他課からの応援職員として、令和6年1月1日付で兼務発令をするとともに、毎年確定申告事務に従事願っているベテランの会計年度任用職員に可能な限り勤務いただき、業務に支障を来さないよう対策を取っているところでございます。

令和3年度から5年度の税務課の職員数については、毎年正規職員11名を配置をしております。また、新たに配属した職員数、休職者数、退職者数ですが、令和3年度は新たに配属した職員は3名で、休職者及び退職者はありません。令和4年度につきましては、新たに配属された職員は4月異動が4名、年度途中の異動が2名で、病気により休んだ職員は3名、退職者は1名となっております。令和5年度については、新たに配属された職員は4名です。また、病気により休んでいる職員は、先ほども申し上げましたとおり3名でございます。退職者はございません。

税務課の職員体制といたしましては、これまでも正規職員11名と徴収強化会計年度任用職員1名を基本として所掌業務を遂行しておりまして、この人数が不足しているとは考えておりません。

また、課内に問題なかったのかとの点につきましては、全庁にわたり同じ状況下にあると考えております。新型コロナウイルス感染症が令和5年5月から5類感染症となり行動制限が見直されましたが、これまでの3年間において、ワクチン接種や交付金事業など新たな業務が長期にわたり増大したのみならず、職員自身や家族が感染したり濃厚接触者となったことによるマンパワーの不足、さらには3密を避けることに伴う職員同士の交流の場の激減など、業務の推進に大きな制約を受けてまいりました。このため上司や同僚に気軽に相談したり語り合うこともままならず、組織全体が疲弊し、心身に不調を来す職員が増え、これにより他の職員にも負担がかかり、全体の業

務パフォーマンスに影響を及ぼしたものと考察をしております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） ざっと通して質問をさせていただきまして、全般について答弁を頂きました。それぞれについてもう少し詳しく質問をさせていただきます。

今まさに確定申告の最後の終盤といいますか、皆さんが取り組んでおられると思いますけども、今回の徴収漏れの原因が納税者の修正申告によるものでなく、町の事務処理上の遅れによるものであるということをもさに認められました。ところが、徴収されるべき納税者のところには、先ほども申しましたように、「あなた様が令和4年度中に申告された情報を基にした税に遅れが生じていたことが判明しました」という具合になっております。通常、修正申告といいますと、一旦申告をした後に税務調査や本人の控除漏れ等によって、新たに修正の申告をされるものと私どもは理解しております。それは別段3月ということにならず、都度毎月といいますか起こるのかなという具合に思いますけども、今の説明では、今の説明といいますか、確定申告により徴収漏れが起こった納税者のところにも、あなたの修正申告によった情報という文書が届いております。納税者の方、汗水垂らした中から納税をされておるわけでございますし、「別段わし修正申告でしたことないで」と言っておられる方もおられました。その辺については、やはり納税者が十分理解できるような文章で納税の催促といいますか、それをしていただくのが本筋ではないのかなという具合に思いますが、それについてお尋ねします。

また、特に今、答弁もありましたように、修正申告よりも確定申告の中での賦課漏れのほうが圧倒的に多いわけでございます。確定申告によるものは、全体の79件のうち23件、56件で、金額にしても、修正申告は323万に対して確定申告は1,490万から引きますと1,160万という具合になっておりますのに、なぜこのように「修正申告により」というような文章になってしまったのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

非常に御迷惑をかけた案件でございます。本来ですと、1軒1軒訪問させていただいて謝罪をさせていただくべきものでもあるというふうに思っております。ただ、件

数等が非常にあるということもございまして、通知のほうをさせていただきました。その通知につきましては、謝罪文のほうを入れさせていただいている中で、しっかりと御説明のほうをさせていただいているところがございます。特に、今、御指摘の「修正申告等」というところの部分を御指摘いただいているのかなというところなんですけれど、確定申告を前面に出すよりも、どちらかといいますと修正申告という部分のほうが基本的に分かりやすいのかなというところがございますので、そういったところでそういった表現を「等」を入れさせていただいて、説明につきましてはしっかりと説明のほうはさせていただいているというところで、しっかりと丁寧に説明をさせていただいているというところがございます。

○議長（村西作雄君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 納税者にとりましては、自らが修正したわけでもないのに、また税務調査を受けたわけでもないのにという思いは大変強いと思いますので、その辺の配慮が少し足りなかったといいますか、配慮すべきものでないのかなと思います。

また、県民税については影響はないとおっしゃっておりますけども、令和4年度中にさえ徴収しておれば、令和4年度中にそのまま県のほうに納付できるわけでございますので、県にも税金が賦課といいますか、県税を納めるのが遅れたということについては迷惑かけてるのかなという具合に思いますが、その辺の認識についてはどのように思われますか。

○議長（村西作雄君） 税務課長。

○税務課長（藤澤雅史君） 今回の県民税の払込みにつきましては、今回の賦課漏れによる新たな賦課につきましては、あくまで令和5年度での課税ということで処理をしておりますので、令和5年度分につきまして徴収した翌月に県民税の分として払込みをしているということで、特に影響はないというふうに認識しております。

○議長（村西作雄君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 当然、令和5年度に徴収するので、それからしか県民税は払えませんけども、本来であれば令和4年度中に徴収をして、県税も令和4年度中に払うべきものであったという認識を持っていただきたいと思います。また、この町民税につきましては、先ほども申しましたように、健康保険税や高額医療費、後期高齢者介護保険料についても多くの件数で影響が出ております。特にここには出ておりませんが、医療費、各病院やお医者さんにかかった場合の医療費についても、3割に

なるのか、1割になるのか、マル福に適用されるのかどうかということも影響すると思いますけども、それらについての影響はなかったのですか。

○議長（村西作雄君） 税務課長。

○税務課長（藤澤雅史君） 今回の課税の漏れによりまして、関係する各課にそれぞれ影響を調査していただいた結果ですけれども、今、議員おっしゃられたところについては影響はなかったという報告を受けております。

○議長（村西作雄君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） それらについての影響がなければ幸いといえますか、特に高齢者の方で、3割になんのか1割になるんかでは医療費が随分異なりますので、こうしたことについても、そういう原因で発生するおそれは十分あったと思います。

それと、還付加算金についてであります。これについては町の持ち出しですね、当然。本来であれば払わなくてもいいお金を町税の中から支払うことになったわけです。特に1,000円以下は切捨てになりますので、多くの方がその対象にならなかったから3万400円で済んでんのかなと思うわけですが、これらについてはまさに税金の中から加算金として払ったんだという認識については、どのように思われているのかお尋ねいたします。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 今回の議員がおっしゃるとおりで、加算金につきましては本来生じるべきものではないものが今回発生しているということで、本当に申し訳ないことというふうに認識をしております。

○議長（村西作雄君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 今回の賦課漏れについては、令和5年度で全て処理をされるようでありますけども、本来であれば令和4年度の中で処理をして、そうであれば当然、令和4年度の決算の中にも影響すると思われそうですが、それらについてはどのようにお考えですか。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

今の議員の言われてますように、本来、令和4年度で処理すべきものが令和5年度で処理するという事になったことにつきましては、その決算の年度での処理ということになりますので、そちらのほうにまた反映するという事になります。

○議長（村西作雄君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 私が申しましたのは、本来は令和4年度の決算の中で反映されるべきものであったのが反映されなかったということには間違いはないですね。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） そういうことでございます。

○議長（村西作雄君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） これらについての影響は大きなものがあります。そして、先ほども申しましたように、税務課の税の徴収業務は税務課の最も大事なといいますか、大きな仕事だと思うんですけども、どうして令和4年度に限ってそういう問題が発生したのか。どこの市町でも、税の徴収業務はなされております。愛荘町についても、過去ずっとこの業務は行われております。その中で、そういう不祥事は私はあまり聞いたことがありません。令和4年度に限ってこのような事が起こったことについては、どうしてであるのか。ここには、職員が病欠をした、休職者が出たとかそういうように書いておりますけども、特に令和3年度には休職者がなかったのに令和4年度には3名の休職者が出ている。庁舎全体で職員数全体で見ましても、令和4年度では退職者4名、休職者は5名という報告をさきの議会で報告をされておりました。その中で、税務課に限って3名もの休職者がおられます。おられるということは、税務課の比率としては大変高いものがあるのではないのかなという具合に思います。匿名ではありますが、多くの議員のところに、課内で問題があったかというような投書が届いておりました。また、新聞報道においても、「複数の職員が精神的な不調により長期休暇のため、課内から応援職員を入れて業務を行った。職場内の人間関係などトラブルがなかったか調査している。調査結果は弁護士や大学教授も交えた懲戒審査委員会に諮り、責任者の処分を検討するとしている」というような新聞記事が出ておりますけども、これらについてのことは本当に記者発表の中で言われたのか。そして、もしそれが、まさか新聞は発表されていないことを書いていないという具合に思うんですけども、それらのことがなされているのであれば、今現状はどうなっているのか。

先ほどの答弁の中では、コロナウイルス感染症があったから対話がなかった、課内に問題はなかったのかという点については、「新型コロナウイルス感染症が令和5年5月から5類となり見直されましたが、当時はコロナが蔓延して濃厚接触者になったり家族が感染したりして、3密を避けることに伴う職員同士の交流の場が激減してマン

パワーが落ちた、上司や同僚に気軽に相談をしたり語り合うこともままならず、組織全体が疲弊し心身不調を来す職員が増え、これにより他の職員も負担がかかり」という具合に書いてるわけですけども、たった11人の職員の中から3名もの特に精神的な負担があつて休職者が出るというのは本来あまり考えられない、何か問題がなければ考えられないのかなという具合に思うんですが、その辺についてはどのようにお考えで、この新聞報道になってるこの調査結果とか弁護士、大学教授を交えたとかいうのは、どのような形で取り組んでおられるのか、お尋ねします。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） お答えさせていただきます。

その記者とお話しさせていただきましたのは私です。しっかりと明確に覚えているんですけども、そのときにお話しさせていただきましたのは、今回、住民さんに非常に迷惑をかけた事務的なミスですので、これにつきましては調査をした上で、しっかりとこの処分です、職員の処分について懲戒審査委員会にかけて御相談させていただいた上でですけども、かけさせていただくという形になるというふうに思って、過去の例から見てもですけども、させていただきますというようなことを言わせていただきました。「その委員さんは誰ですか」という話になってきたので、弁護士さんとか大学の教授が委員さんとなつていただいていますよというようなお話をさせていただいて、その記事になっております。

あと、税務課の職員の比率が高いんじゃないかなというところですけども、これにつきましては、全庁的にという話を先ほどからさせていただいております。こんなことは本来はあつてはならないんですけども、残念ながらほかの課においても、昨年度と今年度において複数の職員が休んでる課があるというところがございます。現象といたしましては、何らかの理由で1名休んでいただくと、どうしても残った職員にそれが負担かかるというようなところで、できる限り仕事の平準化とか負担がいろんな職員に平等に行くようにさせていただくものの、やはりこの1人休んでしまうと、場合によっては今回の税務課のように負のスパイラルに落ちてしまうというような、そういうような現状にもあるというようなところがございます。職員が体調悪くする前に、休む前に手だてを打つということが非常に大事であるというふうに考えておりますので、まず同じ環境で働いている同じ課の上司と管理職がしっかりとその職員の変化に気づくというところが、今後も大事なかなというふうに思っているところで

ございます。

○議長（村西作雄君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 庁舎全体というような答弁でしたが、先ほども言いましたように、令和4年度は休職者、庁舎全体で5名、5名の中で3名、11人の中で3名、二百数十名の中で5名、大変多い数かなという具合に思います。そして、今の人数で十分やっていけるんやというようなお話がございました。また、令和4年度の確定申告の漏れがたくさん11月に見つかった、令和5年の11月に見つかったということは、1年以上、1年半ですかね。多分それまでにも修正申告は毎月のようにあると思いますし、各企業の決算は随時ですので、それで配当やとかいろんな決算報酬なんかを個人に出しますので、それらの申告は随時あると思うんですけども、1年以上もの間それに気づかなかった。私から言わせば、令和5年度の分も11月まではチェックできてなかったということになりますので、それらについては普通では考えられないことでないのかなという具合に思いますが、同じような体制で情報を密にして、もう11人でほんでいけるんや、ほんで大丈夫やという具合に述べられておるんですけども、それについても本当にそうなのか大変心配をしておりますので、お聞かせください。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 今、職員11名で対応させていただいているんですけども、その11名で、本来、税務課の全業務は対応できるということです。今、職員が休んでいるというところにつきましては、やはり非常に厳しい状況があるので、それについては、いろんなできることの中で対応をさせていただいているところです。例えば、先ほども言った平準化とか、他の課の職員の兼務事例とか、会計年度を雇ったりとか、あと業務を改善したりとか、そういったいろんな面でできることはさせてはいただいております。また、4月からの人事につきましては、今の現状を十分に踏まえながらしっかりと対応していかなあかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（村西作雄君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 特にお金に関わることで、税については納税者についても大変関心が高いし、実際的な問題でありますので、特に信頼を回復するように御努力をお願いいたします。

次に、町長にお尋ねをいたします。町長は、当選以来、愛荘町民のため全身全霊で職務を邁進しておられることを信じておりますが、町長は当選以来現在も、他の民間企業の役員を兼業をされているようですが、兼業をされていることによる愛荘町政におけるメリットやデメリットはどのように考えておられるのか、民間企業での兼業で愛荘町政に活かされていることがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 愛荘町政におけるメリットやデメリットはないと捉えています。当町議会においても、上田議員をはじめ多くの方々が、専業議員ではなく生業をお持ちの上で議員をお務めでおられます。その際、各議員がそれぞれの業界や分野に通じておられることにより、その知見が議員個人の問題意識や視点として活かされているという点がおありだと推測をいたします。一方、各議員が、その生業との関わりの中で町政に具体としてのメリットやデメリットがもたらされることや、まして利益不利益が生じることは、議会並びに行政機構としても、また自治法上の規定に照らしても、許されるものではないと理解しておりますし、それを共通理解として日々私たちは取組をしていると存じております。

また、何か活かされていることがあればとのお問いも頂きましたが、既にお答えさせていただいていることに通じますが、個人として私が社会を俯瞰し様々な視点や意見、事象に触れるという点においては、他の要素同様に生きる部分はあるかもしれません。

現在は、企業においても副業や兼業を認め、あるいは奨励しているということもあります。最近でも、日立とソニーが相互に副業人材を受け入れ、自社だけでは得られない経験を通してさらなる価値の創造につなげようとしています。また、社会貢献や地域貢献というプロボノの動きも今日の社会の一側面であります。このような多様性が成熟した社会を構築していくのだなど、私も捉えている1人であります。

○議長（村西作雄君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 当然において、町長は特別職ですので、議員同様、兼職は認められておりますし、それをとやかく言うものではありません。個人的なメリットやデメリットは当然あってはならないことではございますが、優秀な会社の経営をされている中でそれらのノウハウが町政に活かされるならば、私は大変幸いかな、議員の中にもいろんな仕事をしておられる方おられまして、そういう中での経験や現場の知識

を議会の中で生かしておられる方がおられます。町長も、ぜひともそのようにお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議会での議決や一般質問または全員協議会での議員から出た意見について、町長はどのように受け止め、対応されておられるのか。令和4年3月議会では、議員による修正予算が可決され、また令和4年12月議会においては、湖東三山館あいしょう及び中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定が否決されました。令和5年9月議会においては、令和4年度一般会計決算が9対4で否認され、一部契約否決や一般会計補正予算（第5号）も否決されました。また、本年度、令和5年12月議会においては湖東三山館あいしょう及び中山道愛知川宿交流館の指定は、再度否決されました。さらに、有村町長に対する問責決議案が11対2という圧倒的な多数で議決されました。これらのことは、議会が有村町長を十分に信頼していないことの表われだと思えます。町長は、「問責決議案が問責に合致するとはどうしても感じないし、思えない。諸問題については十分取り組んでいるし、対応している」と述べられました。それならば、なぜこうして次々と不祥事や議員の不満が現れると思われるのか。議会はそうした町長の対応や態度に対してこそ、賛成討論のみで反対討論もなく11対2という圧倒的な多数で議決されたと思うが、令和6年度予算を上程されることを含め、今現在もどのように思われているのか、お尋ねをいたします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 一般質問においてや全員協議会などでの議員からの御意見、また問責決議案のことに関し、どのように捉え対応しているのかとのお問いを頂きました。

まず現下努めておりますのは、より丁寧な意見の交換、具体的には判断の背景にある事柄や思いということを議員の皆様にお伝えするよう心を砕いております。時代を遡り、特に経済が拡大し、人口増の局面においては原資もあり、皆が喜ぶことは行政も政治もやりやすかったと思えます。翻って今日、高齢化と顕著な若年人口の減少とともに、歯止めのかからない社会維持コストの大きさなど、社会のあらゆる課題が顕在化する中、価値観や意見の相違、その集約の難しさがあらゆる分野で生じています。また、町議会と御一緒をしていますが、正直なところ様々な立場や力学が働いていたのがこの数年でもございます。これらの要素や困難さが、ある意味、行き着くところとして現れたのが12月議会であったと感じております。

また、この数年は、住民の皆様はもとより、私たちのような基礎自治体にとっても常識を覆す、職員の疲労も最大化した大変な数年でした。人と人とを遠ざけるウイルスによってもたらされた社会不安、他者への不寛容さということも、私たちは嫌というほど経験をしました。私が就任以来の課題と負担を未来の世代に先送りしてはいけないとの最適配置の取組は、今でこそやっと、11年間も風雨にさらされ留め置かれていた警察署の解体や新保健センターの建設などを含め、住民の皆様に見ていただける形となり私たちの前に現れています。ここまでの間、厳しい議論の積み重ねがありました。議会の皆様におかれても、これまで様々な視点を町政にもたらししてくださいました。ゆえに、今日、各種事業の進捗を見ております。

この度、3月議会に町の持続可能性をより高める未来につながる、高齢の方々も、子育て世代の方々も、商売をされておられるの方々も、学び盛りの方々も、そして次代を担う若い命に向けても、必要となる温かくも堅実な予算を、私そして町職員の各課の思いも込めてつくり上げております。

何を思っていますかということをお聞きいただきました。愛荘町の様々な事業に関係があり、また前に進めていくのは住民さんであり、町職員であり、議会の皆さんであり、私も一員です。地域社会の変容、少子高齢化の進展、価値観の多様さ、あらゆる変化が非常に大きく早い時代です。この町を選んで来てくださっている方々は多いです。技術の進化も前向きな要素として存在しています。次の時代に向けて、よい種が社会に育ってきています。議会の皆様と未来を見据え、建設的な議論を重ねていきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（村西作雄君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 町長申されますように、特に高度成長期に建てた箱物の整理や、今申されましたように基礎自治体にとって常識を覆す職員の疲労感も最大化し、コロナ等でそういうことがあるという具合に述べられておると思っておりますけれども、そういうときこそリーダーシップを取っていただいて、大きく躍進するのか、また進歩といたしますか発展を止まってしまうかの大変大事なときであると思っております。議会も町長とともに両輪といたしますか、お互いに譲れるところは譲りといたしますか、議論をした中で建設的なものをつくり上げたいなという具合に私は思っております。

最後に、先ほど申し遅れました、聞き逃しましたので、政策監にお尋ねいたします。この新聞報道にあります「弁護士や大学教授を交えた懲戒審査委員会に諮り、責任者

の処分を検討する」ということですが、懲戒審査委員会は立ち上げられておられるのですか。その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） お答えさせていただきます。

委員さんともちょっと相談させていただいている中で、今その対象となる職員がちょっと休んでいるというところもございますので、1点、また弁護士さんの先生等に相談させていただきながら、ちょっと開催できておりませんが、またさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（村西作雄君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） それらについても調査をされるということで理解をさせていただいていいという具合に、弁護士さんと相談しながらされるというように理解をさせていただきます。職員が何よりも伸び伸びと働ける職場をつくっていただくことが、人材こそ宝でありますので、ぜひともよろしくお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（村西作雄君） これで7番、上田太治君の一般質問を終わります。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（村西作雄君） 一般質問を続けます。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。一般質問を行います。今回は、5項目にわたり一問一答で行います。

まず、安定ヨウ素剤の備蓄について質問します。

元日の能登半島地震の犠牲になられた方にお悔やみを申し上げますとともに、被災者の方にお見舞いを申し上げます。

北陸電力志賀原発で、地震により外部電源の一部喪失など生じたトラブルがありました。また、活断層が周辺にある福井県内では、1月18日に美浜原発3号機（美浜町）が運転を再開し、大飯原発3号機と4号機、高浜原発の1号機、2号機、3号機の前で合計6基の原発が稼働しています。

新聞報道によると、原子力災害から国民をどう守るのかと題して、議員と市民の懇談会が昨年12月7日、衆院第1議員会館で開かれました。主催は、脱原発政策実現全国ネットワークです。全国ネットワーク事務局長の池島英紀子さんは、青森県六

か所村と茨城県東海村にある再処理工場の危険性を述べ、「核燃料サイクル施設のもんじゅは廃炉になったけれど、それとセットの再処理工場も止めるべきだ」と訴えました。原子力災害対策の1つ、安定ヨウ素剤の事前配布について、京都在住のジャーナリスト守田敏也さんは、「兵庫県丹波篠山市と滋賀県米原市で住民にヨウ素剤を配布することができた。これを30キロ圏外、そして全国に勧めてほしい」と訴えました。福井県から参加した福井原発告訴団の武藤類子さんは、「東京電力福島第1原発の事故直後、ヨウ素剤が配布されたところもあったが、多くの住民は存在も知らされず配られなかったところがあった」と発言。「事故が起きてからでは間に合わない。事前に配布することで、子供、若者を守ることができる」と訴えました。

当町から最も近い原子力発電所まで直線距離が約64キロメートルで、愛荘町は30キロメートル圏外です。しかし、福井県の隣の石川県で地震が起きました。そして、福井県は滋賀県の隣の県です。活断層が周辺にある福井県で大きな地震が起り、複数の原発が同時に事故を起こしたとすれば、その放射能の量は何倍にもなり、30キロ圏外とって安心してはられないのではないのでしょうか。原発が6基も動いている福井県の隣の滋賀県だから、安定ヨウ素剤の備蓄は絶対に必要なことだと考えます。原発は全部海の傍にありますから、大津波が来ればそのような可能性があります。

1986年4月26日に起こったウクライナの北部に位置するチェルノブイリ原発事故では、原発から300キロメートルも離れた地域にまで高汚染地域が広がっていたことが明らかになっています。安定ヨウ素剤服用タイミングは、被爆前の24時間前から3時間後くらいです。直前が最も効果があります。6時間後の服用では防止できません。以前、「国が備蓄しているので、事故が起こったときに配布を行う」と答弁がありました。災害が起こったときに、それが確実にできるのでしょうか。想定外の状況になるのが災害です。経験者が、「事故が起こってからでは遅い」と発言しています。町内の歩いて調達できる距離の場所に備蓄しておくのが理想です。防災対策の一環として取り入れていただきたいと考えます。そして、普段から安定ヨウ素剤の服用についても町民に啓発しておく必要があります。防災訓練と同じ考え方です。知らなかったら行動することができません。

以上のことから、安定ヨウ素剤を町で備蓄すること、また安定ヨウ素剤について町民に啓発することを求めますので、答弁を求めます。

○議長（村西作雄君）　　くらし安全環境課長。

〇くらし安全環境課長（水谷徹也君） 安定ヨウ素剤の備蓄につきましては、昨年の9月定例会の御質問でお答えしましたとおり、住民への周知啓発や配布方法等についての検討が不十分なままで町で備蓄することは、万一原子力事故が起きても、それを服用できるから安心であると誤ったメッセージを住民に伝えるおそれがあるほか、国が備蓄している安定ヨウ素剤を速やかに自治体へ配布できる体制が構築されていることから、独自の備蓄は考えていないところでございます。

国は、平成27年4月に原子力災害対策指針を全部改正し、PPAと呼ばれるプルーム通過時の被曝を避けるための防護措置を実施する地域の記述削除と、施設の状況や放射線物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて発電用原子炉からおおむね半径30キロメートル圏内のことを指すUPZの外においても屋内退避を実施することとされたところでございます。

原子力災害対策指針が改正されたことを受け、県では平成28年3月に地域防災計画の原子力災害対策編が修正され、放射性プルーム通過時の被曝の影響を避けるための防護措置について、UPZ内外にかかわらず、屋内退避及び基準値に基づく防護措置をするなど対応を整理をされております。

令和5年度第1回滋賀県原子力安全対策連絡協議会で説明された県の放射性物質の拡散予想についての考え方では、県独自のシミュレーションを行い、国の実効線量と同様100ミリシーベルトを超えた地域をUPZとして設定し、甲状腺等価線量について、50ミリシーベルト超過エリアでも、13キロ以遠では基準値未滿とされたところでございます。

よって、県の考え方としまして、UPZ内は安定ヨウ素剤を備蓄し、UPZ外につきましては万一安定ヨウ素剤が必要となった場合、国の備蓄安定ヨウ素剤を活用するとされたことから、本町もこれに準じ、過去の答弁同様、国が備蓄している安定ヨウ素剤を速やかに配布できる体制が構築されていることから、現時点における備蓄は考えてはおりません。

次に、原子力災害に関する住民啓発についてでございますが、令和3年3月に全戸配布をしました愛荘町防災ガイドブックの原子力災害や町ホームページにも掲載しており、本町への影響や原子力災害時取るべき行動として、国・県・町やテレビ、ラジオなどの的確な情報に基づき冷静に行動することや、放射線物質が体内に入り込むこ

とを減らすため屋内退避などの行動が必要である旨、周知しているところですが、今後も機会を捉えて周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今、答弁を頂きましたが、備蓄は考えていないということでした。まず、緊急事態に備えてきちっとした配布体制を今から整備しておく必要があると考えますので、これについての答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 御答弁申し上げます。

町の配布方法の考え方につきましては、地域防災計画原子力災害対策編に安定ヨウ素剤の配布基準や配布方法、備蓄体制について、今後の原子力災害対策指針等の改定の動向を見て検討するとしておりますことから、庁舎内や関係機関、医療関係者等との間で、備蓄の必要性や備蓄体制、配布方法や配布対象者などについて議論しておくことは大変重要であると、このように考えております。加えて、国・県の支援体制や放射性ヨウ素に係る防護体制の在り方について、今後、町内医療関係者等の御意見もお聞きする予定をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今、答弁いただきましたように、きちっとした配布体制が整備されたのであれば、ビラなどでそれを周知することが1つの方法であると考えますが、これに対しての見解を求めますので、答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 御答弁申し上げます。

先ほど御答弁でも申し上げましたとおり、協議を重ねていく上で国・県の必要な情報でありますとか、万が一の対策等、状況に応じて情報提供及び住民周知に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 先ほどからの議論と繰り返しにはなりますけれども、幾ら安定ヨウ素剤が備蓄されていても、災害発生時に配布できなければ何もなりませんので、配布体制をきちっと決めてから、安定ヨウ素剤の町での備蓄を実施してもらうのが理想だと思います。災害はいつ起こるか分かりませんので、原発事故が起こった

場合、例えば平日昼間に放射能が本町に流れてくるならば、幾ら屋内退避していても、学校から下校するときは外に出て被曝することになりますので、子供たちが下校前に安定ヨウ素剤を飲まなくてはならないと考えます。その場合、町が備蓄していれば、すぐに学校に届けることができます。国からの備蓄を運んでもらう、調達されるということになっていても、災害のときに必ずしもそれができるかどうか分かりません。事故が起こってからでは間に合いません。今から配布体制を整備した上で、町で安定ヨウ素剤の備蓄を検討していただくことを再度求めまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、新型コロナワクチン接種について質問します。

熱が出て検査をしたら新型コロナに感染していたという人が、私の周りで何人かお聞きしています。症状がなければ分からないので、もっと多くの感染者がいると思いますし、インフルエンザと同様に新型コロナも流行していると感じています。全額公費による新型コロナワクチン接種が3月31日で終了しますが、物価高騰の中で高額な負担が必要となれば、接種をためらう人が増加し感染が拡大しかねません。新型コロナワクチン接種希望者への公費負担の実施、少なくとも65歳以上や妊産婦や基礎疾患がある人の費用負担をなくすために公費負担を拡大することを求めますので、答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） 新型コロナウイルスワクチン接種推進室長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） 新型コロナワクチンの接種については、新型コロナ感染症の疫学的状況、ワクチンの有効性、安全性、費用対効果等に係る科学的知見等に基づき、令和6年度から新型コロナをB型疾病とし、重症化予防を目的として高齢者等に対する定期接種として実施すると国は方向性を示しております。

令和6年度以降に行う定期接種の対象者は、65歳以上の高齢者、60歳から64歳までの基礎疾患を有する方を対象とし、重症化予防を目的とした接種を行う季節性インフルエンザワクチン等における接種の対象者と同様とされております。

来年度以降の定期接種に関しましては、国から詳細な通知等がまだ出されていない状況であり、令和6年度の接種に係る費用についても、今後、国からの指示等により積算し、令和6年度途中で予算の追加を計上をすることとなるため、現段階では接種の制度設計もない状態での公費負担については考えておりません。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。やはり、国からの指針が示されないことには動けないというのも分かりますので、国の動向が決まりましたら、そこに町費も補充していただきまして、インフルエンザ予防接種のようになるべく負担を少なくしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

では、次の質問に移ります。次に、ごみ減量化について質問します。

令和4年度から令和13年度の10年間の彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画があります。以後、基本計画と呼びます。基本計画は、令和11年度の新ごみ処理施設の供用開始が前提になっています。その状況は変化していますので、どのように変化しても、ごみ減量化は住民負担の軽減または循環型社会の推進などにつながる必須の課題だと思います。令和5年度には、新たにフードドライブ・ごみ減量化作戦を6月と12月の2回行い、新たな取組を行ってきたことに対して評価します。これらの取組が、ごみ減量化にどのように反映しているのかについて答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 令和5年度におけるごみ減量化の取組として、6月と12月のそれぞれ1か月間を家庭ごみの削減強化月間として、家庭ごみ15%減量化作戦を実施し、さらに、本町では初めての取組として12月にフードドライブ事業を3日間実施し、延べ47件の御協力を頂きました。

2年目になる家庭ごみ15%減量化作戦は、年2回の取組ではありますが、その効果については、4月から12月までのごみ量を令和3年度から令和5年度までの3年間で比較した場合、それぞれ減少傾向となり、燃えないごみについても同様に減少し、一定の効果はあったものと考えております。また、フードドライブに関しても、3日間で約400キロの米、菓子、缶詰、飲料等を提供していただいたことで、可燃ごみの減量につながったものと考えております。

さらに、このほかの取組で強化した部分の1つに堆肥化の徹底を取り入れており、生ごみを捨てずに堆肥化にすることで減量化を図るものですが、生ごみ処理機の購入に対し補助金を交付しております。申請件数につきましては令和3年度から令和5年度まで増え続けており、住民の皆様のごみ減量化への意識の醸成が図れているものと考えております。

これらの取組については、強化月間だけではなく年間を通して住民の方に浸透する

よう継続していくとともに、新ごみ処理施設の減量化目標達成に向け、住民との協働の取組に引き続き努力してまいります。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。本当にフードドライブ、そして私のごみ減量化大作戦ですか、そういうことについてもこれまで一般質問でも取り上げさせていただいてまいりました。そして、今回の答弁では一定の効果が出ているということです。次年度以降も引き続き途切れることなく、ごみ減量化への取組を実施していただきたいと考えております。

では、次の質問に行きます。基本計画にもありますが、令和4年4月からプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。市町村の役割としては、「家庭から排出されるプラスチック使用製品の分別収集、再商品化、そのほかの国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講じる」と記されています。その実践をどのようにするのかについて答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） ぐらし安全環境課長。

○ぐらし安全環境課長（水谷徹也君） プラスチックの資源循環促進法は、プラスチック資源循環等の取組を促進することで、生活環境の保全と経済の発展に寄与することを目的に制定されたものであり、全てのプラスチックに関わりのある事業者や自治体、そして消費者が連携しながら取組を進めていかなければならない重要な課題です。

本町におけるプラスチックの処理方法については、品目によって、燃やすごみ、燃えないごみ、粗大ごみに分類しており、容器包装プラスチックについては、ペットボトル及び白色トレーを資源化し循環を促進しているところです。それ以外のプラスチックについては燃やすごみとして処理をしておりますが、その理由の1つに、4町で運営をしております湖東広域衛生管理組合リバースセンターで廃棄物を固形燃料に再利用するRDF化のために、プラスチックを燃やすことにより発生するエネルギーを必要としているという現状がございます。

現在、1市4町で取組を進めております広域の新ごみ処理施設において、あらゆる品目の分別処理方法を統一化する必要があり、現時点における彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画では、容器包装プラスチックと硬質プラスチックを含めたプラスチック類は分別し資源化していく方向としていることから、町としても引き続きプラスチックに係る資源循環の促進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 少し関連にはなりますけれども、再質問をさせていただきます。彦根愛知犬上広域行政組合が令和6年度に令和7年度以降の第3次循環型社会形成推進地域計画を策定するそうです。彦根愛知一般廃棄物処理基本計画、またごみ減量化との関連はどうなるのかについて答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 彦根愛知犬上地域の一般廃棄物処理基本計画につきましては、新ごみ処理施設整備に合わせた1市4町でのごみの分別方法統一方針、またごみの減量化目標、また減量目標達成及び適切なごみ処理の推進に向けた各市町における施策について決定することを目的に策定をされております。一方、循環型社会形成推進地域計画につきましては、国の循環型社会形成推進交付金を受けるために必要となる計画で、彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画の内容をしっかりと踏まえた上で、3Rでありますリデュース、リユース、リサイクル推進のための目標と、それを実現するための取組等を整理し記載しているものでございます。よって、構成市町の減量化に向けた各施策が反映されたものとなっております。なお、現在の第2次循環型社会形成推進地域計画につきましては平成30年度から令和6年度までの計画であるため、令和7年度以降の計画として第3次計画を令和6年度中に策定するものでございます。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 説明を頂きまして、やはりどういう、計画、これから広域のほうを立てられるわけですけれども、どういう計画になったとしてもやはりこの議論はごみ減量化というのは外せないと思いますので、ぜひ今後とも取組のほうを進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に行きます。基本計画では、ごみ減量目標は令和元年度に対し15%の減量を令和13年度までに行うとされています。この15%の減量目標をできるだけ早くに達成して、さらなる減量化に進むことが必要です。行政は年4回の資源回収も行っていますが、ごみ減量化への進んだ取組として評価します。ごみ減量化を進めるポイントの1つは、細かく分別して資源回収を進め、最終の廃棄物を少なく

することだと考えます。誰でもが資源の分別ができるように、各集落のごみステーションでの収集を充実していただくことを要望いたしますので、答弁を求めます。

○議長（村西作雄君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　各地域におけるごみステーションの維持管理については、周辺利用者やステーション管理者が適正に管理していただいております。特に自治会では多くの場合、集積所の設置や修理、ごみ当番の調整、ごみ出しルールの呼びかけ等、重要な役割を果たしていただいております、地域の環境保全につながっているところでございます。

現在のごみステーションでは、ごみカレンダーに記載のとおり、毎週あらゆる種別のごみを回収しているところですが、種類の多さに収集業者も非常に苦慮している現状と聞いております。さらに、近年では、種類によって決められている日や時間、所定の場所に出されないことがあるなど、自治会からの困り事の相談も多く寄せられております。

人口が微増している本町において、さらなる分別収集を行った場合、まず収集業者の収集能力を超えてしまうことや、住民が再分別するに当たり混乱を招くおそれがあること、またごみステーションのスペースが限られていること等を踏まえ、現在のところは現状の品目での収集を着実に定着させていきたいと考えているところでございます。

資源の分別化につきましては非常に重要なことではありますが、ごみステーションの収集日以外にも、町が実施する年4回の拠点資源回収や民間施設の資源回収など御利用いただくなど、引き続きごみの再資源化と減量化に、町民、事業者、行政がともに取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（村西作雄君）　　11番、瀧　すみ江君。

○11番（瀧　すみ江君）　　前向きな答弁を頂きまして、ありがとうございます。現在、ステーションでの雑紙類などの資源回収が十分にされていないですけれども、そのほかの資源回収はされているんですけれども、紙類がまだなので、十分にされているということは言えないと思います。資源化できるものが燃えるごみに入っている現象がありますので、それを資源化につなげる対策をすることが大切だと思います。紙類や生ごみ、プラスチックも資源化されるならば、ごみになるものは汚れた資源にならないものだけになり、ごみ半減も可能です。脱炭素で気候危機打開への大きな貢献に

なります。この流れを更に進めていただきたいということをお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、加齢性難聴による補聴器購入への補助制度創設について質問します。

生活と健康を守る会のメンバーが、8月と12月の2回にわたり、高齢者の補聴器購入町補助制度を求める要望書への署名合計1,121筆を町に提出し、町民の声を重く受け止めていただきたいと、来年度からの実施されることを要望されましたが、その検討結果がどうなったのかについて答弁を求めます。また、実施の場合、対象者、上限、所得制限など、具体的にどのような内容になるのかについても答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 答弁申し上げます。

加齢性難聴における聞こえの支援は、認知症予防、介護予防、災害時の対応を検討する上で重要な視点であり、聞こえの確保は生活の質の向上につながる重要なものと認識し、補聴器購入補助制度について丁寧に検討してまいりました。特に、災害時の対応を考えた場合、補助対象者を高齢者のみに絞ることは適当でないと判断し、身体障害者手帳に伴う補装具としての交付や、軽度・中度難聴児補聴器購入等助成事業を利用できない方へどのように支援するかについて研究をいたしました。

新規事業として令和6年度当初予算に計上いたしました補聴器購入費助成事業補助金の現時点での案は、18歳以上で聞こえに課題を持っておられ、医師の診断書により補聴器が必要と認められた方を対象に、購入費用と医師意見書作成料の合計額の2分の1、上限3万円を補助することとしております。広く制度を活用いただき、聞こえに課題をお持ちの方が心豊かな暮らしの中で安全・安心にお過ごしいただけるよう、所得制限は設けない方針です。なお、一度制度を御利用いただくと、5年間は申請できないものとしております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございました。町民の願いが実現し、本当に嬉しく思います。補助内容のほうについても、今の答弁でよく理解できました。

それでは、次の質問に移ります。次に、あなたの1日プロデュース事業について質問します。

ちょうど1年前にも質問しました。国庫支出金を受けての事業は令和6年度で終了

する予定になっており、あと1年ということになります。この事業は、高齢者に人気がある事業であり、健康寿命の延伸や認知症予防に貢献していると感じています。また、国民の5人に1人が後期高齢者になるという2025年問題が目の前であり、介護予防を進めていくことが必須の課題です。このような中、軌道に乗ったこの事業を令和7年度からも同じように継続することが必要です。1年前も継続を求めたところ、その答弁は、「本事業終了までに事業の効果や課題を整理し、今後の継続の有無や実施の形について町社会福祉協議会等関係者とも協議検討を重ねてまいりたいと存じます」というものでした。改めて、あなたの1日プロデュース事業を令和7年度からも引き続き行うことを求めますので、答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 答弁申し上げます。

あなたの1日プロデュース事業は、地方創生推進交付金を活用した高齢者の介護予防の取組として、カラダの健康づくりの健康元気もりもり教室とココロの健康づくりの居場所事業とをパッケージにして実施しており、参加者の皆さんから好評を得ております。

健康元気もりもり教室の参加人数については、令和4年度実績として延べ4,561人で、令和5年度もこれに近い実績を見込んでおり、令和6年度の登録申込みを2月26日で締め切ったところ151人の申込みがあり、うち15人が新規となっています。既に御案内しておりますとおり、スポーツ庁の先進事例に選ばれた町の名物事業でもございます。また、居場所事業については、令和4年度実績延べ2,072人の参加があり、これについても令和5年度実績は近い数字になると見込んでいます。

本プロデュース事業は、介護保険の一般介護予防事業として開催している悠々教室の取組ともリンクして、松尾寺南地区におきまして地域での自主的な取組につながっていますが、町による事業継続を望まれる声はお聞きしています。

介護予防の取組は、介護サービスを必要としない元気な高齢者の健康づくりを促し、介護給付費の支出を抑え介護保険準備基金の良好な運用を図ることで、保険料上昇の抑制につながっていくというメリットもあり、今日まで続けてきた住民主体の本事業の取扱いについては慎重に検討していきたいと考えています。

町といたしましても、団塊の世代が後期高齢者になる2025年、高齢者の人口割合が35%となる2040年を見据え、介護予防に対する行政の役割は更に重要にな

ると認識しています。令和6年度において、皆さんの声に耳を傾け、事業の必要性の整理を行い、国の補助金獲得や応益負担の考え方による参加費の設定など、財源確保の方法も視野に入れ、誰もが取り残されない、みんなが主役の社会へをテーマとした、町の地域共生社会の在り方もデザインしながら、引き続き地域での取組も推進しつつ方向性を提示させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問をさせていただきます。来年度から、愛荘町第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画が始まります。この計画における、このあなたの1日プロデュース事業の位置づけについて答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。まず、このプロデュース事業は、個人や団体、企業に関わっていただくことで、町が目指す、皆が支え支えられる地域共生社会を実現させる1例をつくることも1つの役割として担っております。介護保険の計画の施策の方向の中で地域共生社会づくりの推進を掲げており、地域福祉に対する意識を高めることをうたっております。こういった意味でも、地域での積極的な取組への移行という考え方は、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、プロデュース事業のような介護予防の取組については、計画の施策の一番初めに、介護予防、健康づくりの取組の強化を挙げ、事業内容として、教室を開催し、地域における自主的な介護予防活動の推進役となる住民を育成するとともに、住民主体での介護予防活動を促進しますと表記し、地域での取りかかきの前に、まずは町での取組を進めることをうたっております。答弁でも申し上げましたとおり、健康元気もりもり教室をカラダの健康づくり、居場所事業をココロの健康づくりと、それぞれの役割を分けており、この両輪の事業が一緒に回ることで介護予防の効果が最大限に発揮できるものと捉えております。以上を考慮しながら、今後の方向性について慎重に協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） それでは、もう少し令和7年度についての取組について、

もう少し具体的に答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。先ほどの答弁の中で、皆さんの声に耳を傾けると発言させていただきました。令和6年度が事業最終年度とアナウンスをさせていただいている中で、参加者の皆さんの率直な御意見を賜りたいというふうに思っております。アンケート調査はもちろんのこと、事業のトータルコーディネーターをお願いしております社会福祉協議会や健康元気もりもり教室の実施事業所の意見も集約しながら効果検証を進めてまいります。その中で、継続の必要性和財源も含めた継続の実現の可能性をリンクさせて、令和7年度以降の取組に対する答えを出していくというふうなことになります。答弁でも申し上げたところでございますが、参加費の考え方や、また開催日数の調整、地域資源となる団体、企業の費用のかからない有効活用、またビデオ放映等による講師の要らない教室の提案など、継続できる方法について考えをまとめ、もちろん国や県の補助金獲得へのアンテナも張りながら、総合的に検討させていただく1年になろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 本当にこれ、ここに、あなたの1日プロデュース事業について質問させていただいたところ、前向きな答弁を頂いたと思います。やはり、町内の高齢者の心と体の健康づくりのため、そして介護保険料の値上げを抑え、更に引下げに向けるため、高齢者の負担を下げるために令和7年度からも事業が継続されることを期待します。そのために担当課の努力をよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（村西作雄君） これで、11番、瀧 すみ江君の一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（村西作雄君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

再開は明日 3 月 8 日午前 9 時から本会議を開催します。本日はこれで延会します。
大変御苦労さまでした。

延会 午後 5 時 3 8 分